

北上市地域防災計画

北上市防災会議

用 語 凡 例

1 略 語

県本部 岩手県災害対策本部

地方支部 岩手県災害対策本部地方支部

市本部 北上市災害対策本部

県計画 岩手県地域防災計画

市計画 北上市地域防災計画

県本部長 岩手県災害対策本部長

市本部長 北上市災害対策本部長

防災機関 指定行政機関及び指定地方行政機関の長、県知事、市長、その他地方公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者

2 読 替

災害対策本部が設置されていない場合の用語の読替

県本部長 県知事

市本部長 市長

市副本部長 副市長

企画部長 市企画部長

危機管理監 市危機管理監

財務部長 市財務部長

まちづくり部長 市まちづくり部長

生活環境部長 市生活環境部長

福祉部長 市福祉部長

健康こども部長 市健康こども部長

農林部長 市農林部長

都市整備部長 市都市整備部長

商工部長 市商工部長

教育部長 市教育部長

議会事務局長 市議会事務局長

花巻地方支部長 県南広域振興局花巻総務センター所長

花巻地方支部〇〇班長 花巻又は北上地区合同庁舎内各センター所長等

本 編

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の目的	- 6 -
第2節 市民の責務	- 7 -
第3節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係	- 8 -
第3節の2 災害時における個人情報への取扱い	- 9 -
第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	- 10 -
第5節 北上市の概況	- 17 -
第6節 災害の想定	- 19 -
第7節 計画の修正	- 22 -
第8節 防災対策の推進方向	- 23 -

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画	- 26 -
第2節 地域防災活動活性化計画	- 29 -
第3節 防災訓練計画	- 32 -
第4節 気象業務整備計画	- 34 -
第4節の2 通信確保計画	- 37 -
第5節 避難対策計画	- 39 -
第5節の2 災害医療体制整備計画	- 49 -
第6節 要配慮者の安全確保計画	- 52 -
第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画	- 56 -
第7節 孤立化対策計画	- 58 -
第8節 防災施設等整備計画	- 60 -
第9節 建築物等安全確保計画	- 62 -
第10節 交通施設安全確保計画	- 65 -
第11節 ライフライン施設等安全確保計画	- 67 -
第12節 危険物施設等安全確保計画	- 73 -
第13節 風水害予防計画	- 76 -
第14節 雪害予防計画	- 81 -
第15節 土砂災害予防計画	- 84 -
第16節 火山災害予防計画	- 89 -
第17節 火災予防計画	- 92 -
第18節 林野火災予防計画	- 96 -
第19節 農業災害予防計画	- 99 -
第20節 ボランティア育成計画	- 101 -

第 21 節 事業継続対策計画	- 103 -
第 3 章 災害応急対策計画	
第 1 節 活動体制計画	- 107 -
第 1 節の 2 広域防災拠点活動計画	- 117 -
第 2 節 気象予報・警報等の伝達計画	- 119 -
第 3 節 通信情報計画	- 136 -
第 4 節 情報の収集・伝達計画	- 140 -
第 5 節 広聴広報計画	- 153 -
第 6 節 交通確保・輸送計画	- 160 -
第 7 節 消防活動計画	- 170 -
第 8 節 水防活動計画	- 176 -
第 9 節 県、市町村等応援協力計画	- 177 -
第 10 節 自衛隊災害派遣要請計画	- 185 -
第 11 節 ボランティア活動計画	- 191 -
第 12 節 義援物資・義援金等の受付・配分計画	- 195 -
第 13 節 災害救助法の適用計画	- 197 -
第 14 節 避難・救出計画	- 201 -
第 15 節 医療・保健計画	- 225 -
第 16 節 食料・生活必需品供給計画	- 234 -
第 17 節 給水計画	- 238 -
第 18 節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	- 242 -
第 19 節 感染症予防計画	- 248 -
第 20 節 廃棄物処理・障害物除去計画	- 253 -
第 21 節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	- 261 -
第 22 節 応急対策要員確保計画	- 265 -
第 23 節 文教対策計画	- 268 -
第 24 節 農畜産物応急対策計画	- 274 -
第 25 節 公共土木施設・鉄道施設等応用対策計画	- 277 -
第 26 節 ライフライン施設応急対策計画	- 282 -
第 27 節 危険物施設等応急対策計画	- 294 -
第 28 節 林野火災応急対策計画	- 299 -
第 29 節 防災ヘリコプター等活動計画	- 306 -
第 4 章 災害復旧・復興計画	
第 1 節 公共施設等の災害復旧計画	- 310 -
第 2 節 生活の安定確保計画	- 313 -
第 3 節 復興計画の作成	- 322 -

震災対策編		- 325 -
原子力災害対策編		- 427 -
資料編		- 475 -

第 1 章

総 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、北上市防災会議が作成する計画で、各防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

【資料編 1－1－1 北上市防災会議条例】

第2節 市民の責務

市民は、法令又は県の防災計画並びにこの計画により、防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するように努める。

第3節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

1 岩手県地域防災計画との関係

この計画は、岩手県地域防災計画と整合性を有するものとする。

2 他の法令等に基づく計画との関係

この計画は、市の地域に係る防災対策として総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法以外の法令の規定に基づく計画等は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第3節の2 災害時における個人情報の取扱い

市は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、北上市個人情報保護法施行条例（令和4年北上市条例第28号）及び北上市個人情報保護法施行細則（令和4年規則第44号）の規定に従って、あらかじめ必要な取扱いを定めるものとする。

第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

第1 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共団体が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつその総合調整を行う。

2 市

市は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、指示、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り災害時には、災害応急措置を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の業務の大綱

1 県、市

機関名	業 務 の 大 綱
岩手県	(1) 県防災会議、災害対策本部、災害特別警戒本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。

	(2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 (3) 防災訓練の実施に関すること。 (4) 防災知識の普及及び教育に関すること。 (5) 災害に関する情報の発表、収集、伝達及び広報に関すること。 (6) 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関すること。 (7) 災害応急対策の実施に関すること。 (8) 災害時における防犯の予防、取締りなど社会の秩序維持に関すること。 (9) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。 (10) 市町村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関すること。
北上市	(1) 市防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関すること。 (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。 (3) 防災訓練の実施に関すること。 (4) 防災知識の普及及び教育に関すること。 (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (6) 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。 (7) 災害応急対策の実施に関すること。 (8) 被災地の復旧、被災地域の復興に関すること。

2 消防機関

機関名	業務の大綱
北上地区消防組合 北上市消防団	(1) 消防活動に関すること。 (2) 救急救助業務に関すること。 (3) 災害予防対策の実施協力に関すること。 (4) 災害応急対策の実施協力に関すること。

3 指定地方行政機関

機関名	業務の大綱
東北農政局岩手県拠点 東北森林管理局岩手南部森林管理署	(1) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。 (2) 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること。 (3) 山火事防止対策に関すること。 (4) 災害復旧用材の供給に関すること。

第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

岩手労働局 花巻労働基準監督署	(1) 事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) 被災労働者の救済に関すること。 (3) 被災労働者の就労あっせんに関すること。
岩手河川国道事務所 (水沢出張所) (水沢国道維持出張所)	(1) 直轄公共土木施設の備及び災害防止に関すること。 (2) 指定河川の洪水警報の発表及び伝達に関すること。 (3) 水防活動の指導に関すること。 (4) 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関すること。 (5) 直公共土木施設の復旧に関すること。 (6) 緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。 (7) 災害対策支援に係る調整に関すること。
仙台管区气象台 盛岡地方气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災情報の発表、伝達及び開設に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 県や市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

4 自衛隊

機関名	業務の大綱
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	(1) 災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること。

5 指定公共機関

機関名	業務の大綱
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌティティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(1) 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における通信の確保及び気象予報・警報等の伝達に関すること。 (3) 電気通信設備の復旧に関すること。
日本赤十字社岩手県支部 北上地区支部	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 災害時における血液の確保供給に関すること。 (3) 救援物資の配分に関すること。 (4) 義援金の受付に関すること。 (5) ボランティアの連絡調整等に関すること。
日本放送協会盛岡放送局	(1) 気象予報・警報等の放送に関すること。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関すること。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること。 (4) 防災知識の普及啓発に関すること。
東日本高速道路(株)東北支社 北上管理事務所	(1) 高速道路の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 (3) 高速自動車道の復旧に関すること。
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 北上駅	(1) 鉄道施設の整備及び災害防止及び災害復旧に関すること。 (2) 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること。
日本通運(株)北上支店 ヤマト運輸(株)岩手主管支店	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関すること。
東北電力ネットワーク株式会社 花北電力センター	(1) 電力施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 災害時における電力供給に関すること。 (3) 電力施設の災害復旧に関すること。
日本郵便(株)北上郵便局	(1) 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵便局の業務に係る災害時特別事務取扱及び援護対策に関すること。

第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

6 指定地方公共機関

機関名	業務の大綱
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	(1) 気象予報・警報等の放送に関する事。 (2) 災害状況及び災害対策についての放送に関する事。 (3) 県知事からの要請に基づく災害放送に関する事。 (4) 防災知識の普及啓発に関する事。
(公社)岩手県トラック協会 北上支部 岩手県交通(株)北上営業所	(1) 災害時における車両による緊急輸送に関する事。
(一社)岩手県高圧ガス保安協会 北上支部	(1) ガス施設の整備及び災害防止に関する事。 (2) 災害時におけるガス供給に関する事。 (3) ガス施設の災害復旧に関する事。
(一社)北上医師会 北上歯科医師会	(1) 医療救護又は歯科医療救護に関する事。 (2) 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関する事。
(一社)北上薬剤師会	(1) 医療救護に関する事。 (2) 災害時における医薬品の供給及び管理に関する事。
(公社)岩手県栄養士会 県央地区会	(1) 災害時における栄養管理に関する事。
(公社)岩手県看護協会 北上支部	(1) 医療救護及び保健衛生に関する事。
社会福祉法人北上市社会福祉協議会	(1) ボランティアの連絡調整等に関する事。 (2) 岩手県災害派遣福祉チームの派遣調整に関する事。
(一社)岩手県獣医師会 花巻支会	(1) 災害時における愛玩動物の保護及び救護に関する事。
(一社)岩手県建設業協会 北上支部 北上市建設業協会	(1) 災害時における道路啓開及び除雪に関する事。 (2) 公共土木施設等の災害応急対策に関する事。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	業務の大綱
社会福祉法人岩手県共同募金会 北上市委員会	(1) 義援金の募集及び受付けに関すること。
花巻農業協同組合 北上市森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (2) 農林関係に係る県及び市が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 (3) 被災農林家に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 (4) 被災農林家に対する種苗その他営農資材の確保のあっせんに関すること。
北上商工会議所	(1) 商工業関係の県、市の実施する被害調査及び応急対応に対する協力に関すること。 (2) 被災商工業者に対する融資及び融資のあっせんに関すること。 (3) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (4) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関すること。
一般病院 診療所	(1) 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関すること。 (2) 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関すること。
一般運送事業者	(1) 災害時における緊急輸送に関すること。
一般燃料供給業者	(1) 災害時における緊急通行車両等への燃料の優先的な供給に関すること。
ダム施設の管理者	(1) ダム施設の防災上の整備及び管理に関すること。
岩手県土地改良区	(1) 水門、水路ため池等の施設の整備及び災害防止に関すること。 (2) 水門、水路ため池等の災害復旧に関すること。
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安措置に関すること。
㈱岩手日報社北上支局 ㈱朝日新聞社北上支局	(1) 災害情報及び災害対策についての報道に関すること。

第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱

(株)毎日新聞社奥州通信部 (株)読売新聞社北上支局 (株)河北新報社北上支社 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社北上支社 (株)日刊岩手建設工業新聞社 北上ケーブルテレビ(株)	(2) 県知事からの要請に基づく災害報道に関するこ と。 (3) 防災知識の普及啓発に関すること。

第5節 北上市の概況

第1 位 置

本市は、岩手県のほぼ中央、北上平野のなかほどに位置し、北が北緯39度28分42秒から南が北緯39度10分17秒、東が東経141度15分30秒から西が東経140度49分13秒にわたり、北は花巻市、東は奥州市、西は西和賀町、南は奥州市及び金ケ崎町と境を接し、東西に約38キロメートル、南北が約34キロメートルの広がりをもつ市である。

主要各地域への距離は盛岡市には北へ約45キロメートル、仙台市には南へ約138キロメートル、秋田市には西へ約107キロメートル、東京都には約490キロメートルの位置にある。

第2 面積及び土地利用

本市の面積は、437.55平方キロメートルで地域別の面積及び土地利用区分は次のとおりとなっている。

(1) 地域別面積

地域区分	面積	地域の範囲
中部地域	117.07 km ²	黒沢尻、飯豊、二子、相去、鬼柳、上江釣子、下江釣子、滑田、新平、鳩岡崎、北鬼柳、藤根、長沼、後藤
東部地域	71.70 km ²	立花、黒岩、更木、口内、稲瀬
西部地域	248.78 km ²	横川目、堅川目、仙人、岩沢、山口、煤孫、岩崎、岩崎新田その他（国有林）

(2) 土地利用区分別面積

単位：h a（％）

田畑	宅地	池沼等	山林	原野	雑種地	その他	合計
9,406 (21.5)	2,798 (6.4)	93 (0.2)	21,966 (50.2)	1,024 (2.3)	1,252 (2.9)	7,216 (16.5)	43,755 (100.0)

（令和5年1月1日現在）

第3 地勢

本市の東部地域は北上山系の一部を成し、西部は奥羽山脈に連なる山地があつて、夏油温泉の周辺は、栗駒国定公園の一部になっていて、両山地の中間地帯は、北上平野と呼ばれる海拔80メートルから90メートル前後の平坦地で、肥沃な田園地帯と市街地及び工業団地が開けている。

平野部の東端を、岩手県を象徴する大河北上川が南北に貫流し、和賀岳に源を発する和賀川の清流が東西に流れ、北上川に合流している。また、北上川、和賀川には、それぞれ上流部にダムが建設され洪水調節に大きな役割を果たしている

第5節 北上市の概況

ところであるが、ダム建設以前の昭和22年のカスリーン台風、昭和23年のアイオン台風による沿川地域の大被害が記録されている。

第4 地 質

中部地域及び西部地域は、北上川及び北上川の主要支流である和賀川水系によって形成された洪積世、沖積世の段丘や扇状地、沖積低地からなり、段丘、扇状地は、部分的に火山灰層に覆われ、沖積地は砂礫層と泥層によって構成されている。

東部地域は、第三紀中新世の稲瀬火山岩と呼ばれる安山岩質岩石と第三紀鮮新世の金沢層、真滝層と呼ばれる砂岩を主体とする地層によって構成されている。

第5 気 候

本市の気候は、東日本の太平洋側の気象区に属しているが、奥羽山系と北上山系にはさまれているため内陸性の気候の特徴を呈して気温の日較差、年較差がやや大きい。また、冬季は日本海側の気候の影響を受けやすく積雪量も比較的多い。

【資料編 1－5－1 気象記録】

第6 特 性

本市で特に懸念される災害は、北上川、和賀川、中小河川等の氾濫による水害、小河川から北上川へ流入できないことによる内水被害、集中豪雨による水害、急傾斜地や土石流危険地帯での土砂災害である。なお、本市は、鉄道や道路交通網が整備されており、災害時にも交通の要所として重要な役割を持つ。

第6節 災害の想定

地域防災計画の策定に当たっての災害の想定は、過去に発生した大規模な災害を参考とし、本市の気象条件、地理的条件及び社会環境を考慮して災害の種類別に次のように想定する。

なお、明治以降に発生した主な災害の記録は、資料編1－2のとおりである。

第1 台風等による災害

この想定は、昭和23年のアイオン台風を参考にしたものであること。

(1) 台風の規模の想定

ア	半 径	350 Km
イ	中心気圧	950 hPa
ウ	最大速度	30 m／秒
エ	一日降雨量	150 mm
オ	速 度	40 Km／時間
カ	暴風雨時間	17 時間
キ	進 路	上空を東北進
ク	最高水位	7.3 m（北上川・珊瑚橋付近）

(2) 被害の想定

北上川の増水、氾濫等により、無堤地帯においては住家の一部流失をはじめ、住家のほとんどが床上浸水となり、有堤地帯においても溢水等による被害が予想され、更に各地区に農作物の冠水、道水路の損壊等の被害が予想される。また、強風による住家の損壊及び農業用施設等への被害が予想される。

(3) 過去の災害例

ア	昭和22年9月	カサリン台風
イ	昭和23年8月	アイオン台風
ウ	昭和56年8月	台風15号
エ	平成14年7月	台風6号
オ	平成19年9月	大雨

第2 集中豪雨による災害

この想定は、昭和57年の大雨を参考にしたものであること。

(1) 集中豪雨の規模の想定

ア	1時間降水量	65 mm
イ	24時間降水量	251 mm
ウ	総降水量	300 mm

第6節 災害の想定

(2) 被害の想定

黒沢川等市内の中小河川の増水、氾濫により、特に、市内の低地帯においては住家の浸水、更に各地区に農産物の冠水、道水路の損壊等の被害が想定される。また、急傾斜地、土石流、山地災害危険地域にあっては、土砂崩れ、山崩れ等により住家への被害が予想される。

(3) 過去の災害例

- ア 昭和42年6月5日 集中豪雨
- イ 昭和57年8月30日 集中豪雨

第3 大規模な火災による災害

この想定は、昭和40年の火災を参考にしたものであること。

(1) 気象等の想定

- ア 風 向 北西
- イ 風 速 9 m/秒（瞬間最大 25m/秒）
- ウ 最小湿度 35 %
- エ 発生時間 5月の夕食時
- オ 発生場所 市街地の家屋密集地

(2) 被害の想定

異常乾燥下において、市街地の家屋密集地で発生した火災は、折からの強風にあおられ次々に延焼し、被災地域における住家等のほとんどが焼失し、また、一部地域住民、消防隊員等に負傷者が出る等被害規模を次のように想定した。

- ア 焼失区域面積 7 ha
- イ 焼失世帯 100 世帯
- ウ 人的被害 負傷者数人

(3) 過去の災害の例

- ア 昭和40年5月12日 下川岸の大火
- イ 昭和40年6月10日 和賀仙人（切留）の大火
- ウ 昭和43年2月6日 黒沢尻西小の火災

第4 地震による災害

(1) 地震の規模等の想定

地震の規模等の想定は、岩手県地域防災計画震災対策編による。特に市に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西緑断層帯北部及び北上低地西緑断層帯南部地震を想定する。

【資料編5-1-1 地震被害想定結果（平成9年度実施：岩手県）】

- ア 地震の規模 マグニチュード 7.3～7.4
- イ 震 源 岩手県内陸南部
- ウ 市内の最大震度 震度6弱

エ 地震の発生時刻 冬の夕食時

オ 気象条件 気象注意報クラスの気象条件のとき

(2) 被害の想定

ア 老朽家屋、壁や柱の少ない建物等ではかなり損壊し、中には倒壊するものもあり、瓦、戸、窓ガラス等ははずれ破損する。また、タンス、細長い家具等は倒れるものが多く、シャンデリアや棚の上の物等は、ほとんど落下する。

イ ガスコンロ等は移動落下し、円筒型石油ストーブ、ガスストーブ等は転倒する等により火災の発生が予想される。

ウ 道路上では自動車の運転が困難となり、停車中の自動車は動きだし近くの物にぶつかり、また、鉄道は損壊し運転が中断される等交通機関に混乱が生ずる。

エ 電線の切断等による停電、水道管の破損による断水、更にガス管の接続部のゆるみによる供給停止等生活ラインに混乱が生ずる。

オ 軟弱な地盤の所では陥没、地すべりが生じ、山地では落石、山崩れが多発する。

カ 家具やブロック塀の倒伏、高所からの落下物等により、また、上記ア～オにより多数の負傷者が予想される

第5 大規模な爆発、交通事故等

大規模な爆発、交通事故等により、多数の遭難者の発生等被害が生じた場合を想定する。

第7節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国・県の防災方針及び市の情勢等を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第8節 防災対策の推進方向

市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を守ることは、市の基本的な責務であり、関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いてその万全を期さなければならない。

したがって、次の点に重点を置いて防災対策の推進を図るものとする。

- 1 防災意識の啓発
- 2 自主防災組織の育成
- 3 防災に関する施設の整備
- 4 防災訓練の実施
- 5 治山治水事業の促進

第 2 章

災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

市その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、医療的ケアを必要とする者（以下、要配慮者という）の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において、要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点を取り入れる。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

- (1) 防災関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。
- (2) 防災教育は、次の事項に重点をおいて実施する。

ア 防災対策関連法令

イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項

ウ 災害に関する基礎知識

エ 災害を防止するための技術

オ 住民に対する防災知識の普及方法

カ 災害時における業務分担の確認

3 住民等に対する防災知識の普及

- (1) 市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断でタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るものとする。
- (2) 防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。

- ア 講習会、研修会、講演会、展示会の開催
- イ インターネット、広報誌の活用
- ウ 起震車等による災害の疑似体験
- エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- オ 防災関係資料の作成、配布
- カ 防災映画、ビデオ、ラジオ等の制作、上映、貸出し
- キ 自主防災活動に対する指導

(3) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
- イ 気象警報、避難指示等の意味及び内容
- ウ 平常時における心得
 - ① 地域の危険箇所や指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館などの避難場所、避難経路等を確認する。
 - ② 他地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。
 - ③ 3日分の食料、飲料水、衛生用品等の備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
 - ④ いざというときの対処方法を検討する。
 - ⑤ 防災訓練等へ、積極的に参加する。
 - ⑥ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
 - ⑦ 愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。
 - ⑧ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。
 - ⑨ 広域避難の実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を確認する。
- エ 災害時における心得、避難方法
 - ① 所在（居住または滞在）する自治体から災害情報や避難情報を収集する。
 - ② 所在（居住または滞在）する自治体による防災対策に従う。
- オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
- カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法
- キ 災害危険箇所に関する知識
- ク 過去における主な災害事例
- ケ 災害に関する基礎知識

(4) 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえたうえで行うようにするなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。

第1節 防災知識普及計画

- (5) 県及び市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (6) 県及び市は、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進に努める。

4 児童、生徒等に対する教育

- (1) 市は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。
- (2) 市は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (3) 市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

5 防災文化の継承

- (1) 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- (2) 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう地図情報その他方法により公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- (3) 住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

6 国際的な情報発信

防災関係機関等は、災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

7 防災と福祉の連携

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の要配慮者支援機関と連携し、要配慮者の避難行動の促進を図るものとする。

8 専門家の活用

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第2節 地域防災活動活性化計画

第1 基本方針

市及び防災関係機関（以下、本節中「防災関係機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

- 1 市は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を促進する。
- 3 市は、市内の一定の地区内の住民等から市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう提案を受けたときは、その必要性を判断したうえで、市地域防災計画に地区防災計画を含める。

第2 自主防災組織等の育成

1 自主防災組織の育成強化

(1) 自主防災組織の結成促進及び育成

ア 市は、町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

【資料編2-2-1 自主防災組織の現況】

イ 市は、防災士その他防災に関する知識を有する者と連携しながら、研修会、講習会等の開催等を通じて、北上市自主防災マイスター等の育成に努める。

【資料編2-2-2 北上市自主防災マイスター認定要領】

ウ 市は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用機材等の整備を促進するため、必要な指導、援助を行う。

(2) 自主防災組織の活動

ア 市は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

① 平常時の活動

- ・ 防災知識の普及
- ・ 消火訓練（初期消火体験）、避難訓練（地域住民、避難行動要支援者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）、外国人、愛玩動物同行避難）、救出訓練、炊出し訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施

第2節 地域防災活動活性化計画

- ・ 消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施
- ・ 情報の収集、伝達体制の確立
- ・ 家庭及び地域の火気使用設備(消火器)、器具(火災報知器)、器具等の点検
- ・ 防災用資機材等(敷マット・毛布等)の備蓄及び管理
- ・ 地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の構築

② 災害時の活動

- ・ 安否確認及び避難誘導
- ・ 出火防止及び初期消火
- ・ 住民に対する避難指示等の伝達、確認
- ・ 地域内の被害状況等の情報収集
- ・ 救出、救護活動の実施及び協力
- ・ 炊出し及び救援物質等の配分等避難所運営に対する協力

第3 消防団の活性化

1 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を促進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

- (1) 「消防団活性化総合計画」の策定
- (2) 消防団の施設・設備の充実強化
- (3) 消防団員の教育訓練の充実強化
- (4) 報酬・出動手当の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善
- (5) 消防団総合整備事業等の活用
- (6) 競技会、行事等の開催
- (7) 青年層・女性層の消防団への加入促進
- (8) 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

第4 住民等による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
- (2) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、市と連携する。
- (3) 市は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断したうえで、市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 市は、計画提案の制度について、その普及に努める。

- (5) 市は、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化できるよう努めるものとする。

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

市及びその他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- 1 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- 2 防災関係機関相互の協力体制の確立
- 3 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

- (1) 市は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施主体となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にしたうえで、防災訓練を実施するとともに訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。

- (2) 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的に実施する。

- (3) 訓練は、図上訓練又は実動訓練により実施し、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。

ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実地に防災活動に習熟するため実施する。

イ 実動訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実動により防災活動に習熟するため実施する。

- (4) 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

ア 通信情報連絡訓練	カ 水防訓練
イ 職員非常招集訓練	キ 救出・救助訓練
ウ 自衛隊災害派遣要請訓練	ク 医療救護訓練
エ 避難訓練	ケ 施設復旧訓練
オ 消防訓練	コ 交通規制訓練

2 実施に当たって留意すべき事項

市は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より实际的な災害想定を行う。

(2) 広域的な訓練の実施

ア 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

イ 広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣県や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。

(3) 地域住民、教育機関等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア等、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。

また、児童・生徒の参加は防災意識・教育上の地域への普及の核心となることから、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得る。

(4) 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施すること。

(5) 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用し合同、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

(6) 情報伝達訓練

訓練の実施に当たっては、各種の情報伝達手段を実際に使用し、その有効性を確認するとともに、複合的な情報伝達手段の確立を図ることとする。

第4節 気象業務整備計画

第1 基本方針

災害による被害の防止・軽減を目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、県、市町村その他の防災関係機関や報道機関を通じて住民に適時・適切に、防災気象情報を提供できる体制を整備する。

第2 観測体制の整備等

市及び防災関係機関は、観測施設の整備・配置、観測体制の充実、観測データ・気象情報等の共有などについて協力し、連携の強化に努める。

(1) 気象官署

盛岡地方気象台

(2) 地域気象観測システム（アメダス）

施設名	箇所数	備 考
地域気象観測所	34	(1) 降水量、気温、日照（33箇所に限る。うち30箇所は気象衛星等のデータを基に日照時間の面的データを推計した「推計気象分析（日照時間）」から得る推計値。）及び風（風向、風速）を観測。 うち、15箇所は積雪も、16箇所は湿度も観測。 (2) 箇所数には、気象官署1、特別地域気象観測所2、航空気象観測所1を含む。
地域雨量観測所	13	降水量を観測。うち、1箇所は積雪も観測。

(3) 地震・津波観測施設

施設名	箇所数	設置場所
気象官署	1	盛岡地方気象台
震度観測点	20	気象官署1 多機能型地震計設置場所（一関舞川を除く7箇所）、宮古市鯉ヶ崎、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢大鐘町、釜石市只越町、大船渡市大船渡町、岩手洋野町種市、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町

（気象庁以外の機関が設置している主な観測施設）

施設等名	箇所数	設置機関
海底地震・津波観測システム	地震計3 津波計2	1 東京大学地震研究所 東北大学地震予知・噴火予知観測セン

ム			ター
全国強震ネットワークシステム	強震計	25	独立行政法人防災科学技術研究所
日本海溝型海底地震津波観測網	海底津波計	21	独立行政法人防災科学研究所
GNSS連続観測システム	電子基準点34 地殻変動観測施設4 験潮所GNSS観測局1	39	国土交通省国土地理院
震度情報ネットワークシステム	計測震度計	54	岩手県(箇所数のうち、6は科学技術庁から、8は気象庁からの分岐)

(4) 火山観測施設

施設名	箇所数	設置場所
岩手山火山観測点	8	馬返し(地震計、空振計、傾斜計)、八合目小屋(地震計)、滝ノ上温泉(地震計)、黒倉山西(地震計)、赤倉岳北(傾斜計)、柳沢(GNSS)、柏台(監視カメラ)、黒倉山(監視カメラ)
秋田駒ヶ岳火山観測点	4	八合目駐車場(地震計、空振計)、傾斜計)、田沢湖高原温泉東(地震計)、姿見ノ池西(地震計、傾斜計)、田沢湖高原温泉(GNSS)(いずれも秋田県側)
栗駒山火山観測点	5	耕英(地震計、空振計、傾斜計)、地獄釜北(地震計)、須川(傾斜計)、大柳(監視カメラ)、展望岩頭(監視カメラ)(耕英及び大柳は宮城県側)

(5) 大気汚染気象業務

仙台管区気象台は、気象状態の現況を把握し、地方公共団体の大気汚染防止活動に協力する。

第3 伝達体制の整備

気象庁は、防災関係機関が迅速に防災活動を実施できるよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。

第4 防災知識の普及啓発の実施

盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進し、公助にとどまらず

第4節 気象業務整備計画

自助・共助の場面においても防災気象情報がより積極的かつ適切に利活用されることが災害による被害を最小限にするための有効な手段であることを認識し、関係機関との協力のもと、防災気象情報の活用能力の向上を含め、様々な状況下で住民一人ひとりが自らの判断で危険を回避し安全を確保するための知識普及啓発を図り、住民の防災活動を推進するものとする。

(1) 防災気象情報の活用能力

盛岡地方気象台は、自らが発表する防災気象情報について解説を行うように努め、その理解を促進するとともに、情報を受けた利用者が適切な対応を取ることができるように情報活用能力の向上を図るものとする。

(2) 安全知識の普及啓発

盛岡地方気象台は、気象現象等の急な発生・変化や情報伝達手段の途絶により情報の入手が困難な場合でも、住民一人ひとりが周囲の状況から自ら判断して安全確保の行動ができるよう、安全知識の普及啓発を図るものとする。

(3) 実施事項及び実施にあたって留意事項

- ① 盛岡地方気象台は、平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣等を行うものとする。
- ② 盛岡地方気象台は、災害には地域特性があることを踏まえ、各地域の地理的・社会的状況や過去の災害の発生状況、自然災害について抱えているリスク等も考慮するものとする。
- ③ 盛岡地方気象台は、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関、教育機関、報道機関、気象・地震等の現象や防災に関して専門知識を有する団体等の協力を得て、防災関係者及び一般向けの講習会等の実施するほか、気象台の果たす役割の説明等を行うものとする。

(4) 災害教訓の伝承

盛岡地方気象台は、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集、保存、公開すること等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

第4節の2 通信確保計画

第1 基本方針

- 1 災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。
- 3 効率的・効果的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。
- 4 市、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・C A T Vケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。

第2 通信施設の整備等

- 1 市防災行政無線
市は、防災行政無線の機能強化及び非常用電源設備等の整備に努める。
【資料編2－4の2－1 防災行政無線整備状況】
- 2 防災相互通信用無線の整備
市本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。
- 3 コミュニティF M
リアルタイムな災害情報を提供するため、F M局へ適時・適切に情報提供をできる体制を整備し、連携の強化に努める。
- 4 その他の通信施設の整備
 - (1) 防災関係機関は、気象予報・警報等の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。

第4節の2 通信確保計画

- (2) 防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化及び耐浪化に努める。

5 災害時優先電話の指定

市は、災害等によるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

6 通信運用マニュアルの作成

- (1) 市その他の防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。
- (2) 衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。
- (3) 防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に、点検を実施する。

第5節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 市は、火災、水害等の災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第2 避難計画の作成

1 市の避難計画

- (1) 市は、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）（以下「避難場所等」と総称する。）として指定する施設の管理者その他関係機関と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。

ア 高齢者等避難（高齢者等の避難行動要支援等に対して避難行動の開始することを求めるとともに、高齢者等以外の一般市民に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかけるもの）、避難指示、緊急安全確保の発令基準、発令区域・タイミング及び伝達方法	
イ 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口	
ウ 避難場所等への経路及び誘導方法	
エ 避難場所等の管理	① 管理責任者 ② 管理運営体制 ③ 職員の動員体制及び運営スタッフの確保 ④ 災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段 ⑤ 食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法 ⑥ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法 ⑦ 医療機関との連携方法 ⑧ 避難収容中の秩序維持 ⑨ 避難者に対する災害情報の伝達 ⑩ 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底 ⑪ 避難者に対する各種相談業務

第5節 避難対策計画

	⑫ 自主避難者に対する各避難所の随時開放体制
オ 避難者に対する救援、救護措置	① 給水 ② 給食 ③ 空調 ④ 医療・衛生・こころのケア ⑤ 生活必需品の支給 ⑥ その他必要な措置
カ 避難行動要支援者に対する救援措置	① 情報の伝達 ② 避難の誘導及び避難の確認 ③ 避難所等における配慮 ④ 平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有 ⑤ 個別避難計画の策定 ⑥ 福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結 ⑦ 避難場所から避難所への移送手段
キ 避難場所等の整備	① 収容施設 ② 給食施設 ③ 給水施設 ④ 情報伝達施設
ク 住民に対する広報	
ケ 避難訓練	

(2) 避難計画作成に当たっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(3) 市は、避難計画作成に当たっては、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導体制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。

- (4) 市は、「避難情報に関するガイドライン」を参考に、「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」及び「警戒レベル5 緊急安全確保」（以下、地域防災計画上では「避難指示等」という。）の具体的な基準を策定する。

また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な避難指示等の発令範囲についてもあらかじめ設定する。

【第3章第14節 避難・救出計画参照】

- (5) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省、気象庁及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。
- (6) 避難計画に盛り込む避難指示等の基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、市町村による避難指示等の基準の策定又は見直しを支援する。
- (7) 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。
- (8) 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難場所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。
- (9) 避難計画の作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援等実施者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。
- (10) 避難計画の作成に当たっては、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助

言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。

- (11) 市は、避難計画の周知を行うため、防災訓練の実施及びハザードマップ等の作成、配布等を行うよう努める。なお、ハザードマップ等の作成に当たっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努め、住民等の参加も考慮する。

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、事務所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、関係職員等に周知を図る。
- (2) 施設の管理者は、市、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。
- (3) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項及び水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を含めた水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保計画を関係機関の協力を得て作成し、これを市長に報告するとともに、計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

【資料編 2－13－3 浸水想定区域内要配慮者利用施設】

- (4) 学校・幼稚園・保育所においては生徒、児童、園児等を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定める。
- (5) 病院においては、患者をその他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。
- (6) 地下街等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成する。特に、浸水想定区域に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項及び自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。なお、当該計画の作成に当たっては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

- (7) 浸水想定区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定めた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、これを市長に報告する。
- (8) 観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難指示等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。
- (9) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

3 広域避難及び広域一時滞在

(1) 市の役割

- ア 市は、災害が発生するおそれがあり、自らの区域内で、住民等の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、住民等の県内他市町村へ又は他都道府県への避難（以下「広域避難」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- イ 市は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- ウ 市は、広域避難又は広域一時滞在の受入れ（他都道府県からの受入れを含む。以下「広域避難等」という。）の受入れを想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法を定めたマニュアル等の整備に努める。

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

- (1) 市は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。
この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。
- (2) 市は、避難場所等を指定する際は、広域避難等の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあら

第5節 避難対策計画

はじめ決定しておくよう努める。

避難場所	ア 火災の延焼によって生ずる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。 イ がけ崩れ、水害等の危険のない場所及び付近に大量の危険物等が備蓄されていない場所であること。 ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。 エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上（新型コロナウイルス感染症に対応する場合、県が作成しているガイドライン等を参考に設定）とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を受入れることができるような場所であること。 オ 避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。 カ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立する恐れのない場所であること。
避難所	ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 オ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。 カ 暖房施設・器具を有し、又は容易に房機具を確保できるものであること。 キ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの。 ク 避難計画の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。

- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを住民等へ周知するよう努める。
- (4) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- (5) 市は災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (6) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- (7) 福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するよう努める。
特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- (8) 市は福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に受入れ対象者を特定して公示する。
- (9) 市は福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (10) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- (11) 市は、必要に応じて、近隣市町村の協力を得て避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
- (12) 市は、平常時から危機管理課、障がい福祉課及び商業観光課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

2 避難道路の整備等

市は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ地区ごとに避難道路を選定するとともに整備に努める。

- ア 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。

第5節 避難対策計画

- ウ 浸水等の危険のない道路であること。
- エ 避難路は、原則として相互に交差しないこと。
- オ 避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議のうえで、交通規制計画を定めること。

3 避難場所等の環境整備

(1) 市は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。

- ア 住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備
- イ 非常用電源の配備とその燃料の備蓄
- ウ 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置
- エ 避難場所等での給水活動を行なうためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備
- オ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備
- カ 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備
- キ 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備
- ク プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備
- ケ 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備

(2) 市は、避難場所への誘導標識を設置する場合は、**日本産業規格**に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

(3) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、**専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。**

第4 避難所の運営体制等の整備

- 1 市は、指定避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ指定避難所の設置及び運営に係るマニュアル等の作成、訓練を通じて、その内容について住民への普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- 2 県は、指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルモデルの作成等により、市のマニュアル等の作成を支援する。

第5 避難行動要支援者名簿

- 1 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。
- 2 市は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を毎年度更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生

じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

- 3 市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、地域包括支援センターその他市長が避難支援に携わるものとして認めるもの（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して避難行動要支援者の避難体制の整備を行うものとする。
- 4 名簿に掲載する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている者
 - (2) 療育手帳Aの交付を受けている者
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
 - (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に該当する者
 - (5) 要介護3以上の認定を受けている者
 - (6) その他市長が支援を必要と認める者
- 5 市は、名簿に次の各号に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - (1) 氏名、住所、生年月日、性別、電話番号
 - (2) 避難支援等を必要とする事由
 - (3) その他避難支援等に必要な事項
- 6 市は、名簿の作成及び更新に必要な限度で、その保有する要配慮者の情報を、市内部で利用するとともに、市長が必要があると認めるときは、県その他の関係者に対して要配慮者の情報の提供を求めるものとする。
- 7 市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を市内部で利用するとともに、情報提供の同意を得た者の名簿を避難行動要支援者情報提供同意者名簿（以下「同意者名簿」という。）として整理し、同意者名簿については災害発生に備え、避難支援等関係者に事前に提供する。
- 8 情報提供の同意確認において、同意を得られていない者については、避難行動要支援者名簿に不同意の旨を記載し、市がその情報を管理する。不同意者を含む名簿は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると市長が判断した場合に避難支援等関係者及び避難支援に係る関係機関に提供する。
- 9 市は、名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 特定の地域の避難支援を担当する避難支援等関係者に対しては、当該地域の避難行動要支援者に関する名簿情報に限り提供する。
 - (2) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - (3) 名簿情報を提供する避難支援等関係者に対し、次の事項を指導する。
 - ア 閲覧は避難行動要支援者に関わる避難支援等関係者に限定すること。

第5節 避難対策計画

- イ 名簿の複製は原則禁止することとし、無用な共用を禁止すること。
 - ウ 支援に必要なためやむを得ず複製する際は、複製報告書を提出すること。
 - エ 個人情報の守秘義務を徹底すること。
 - オ 適切な場所で、適正に保管すること。
 - カ 名簿更新時において旧名簿の回収を徹底すること。
- 10 市は、避難指示等の発令及び伝達に当たり、避難支援等関係者と協力し、避難行動要支援者が適切に避難を行うことができるよう必要な情報の内容及び情報の伝達方法について配慮するものとする。
- 11 市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

第6 避難に関する広報

市は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、ホームページやアプリケーションなど、多様な手段を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

避難場所等に関する事項	ア 避難場所等の名称及び所在地並びに避難所と避難場所の別 イ 避難場所等への経路
避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ 避難指示等の用語の意味 ウ 避難指示等の伝達方法 エ 避難の方法 オ 避難後の心得
災害に関する事項	ア 災害に関する基礎知識 イ 過去の災害の状況

第7 避難訓練の実施

- 1 市は、災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路や避難場所を住民自らが実際に確認し、又は避難所の運営訓練を実施することを督励するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で、避難訓練を実施する。
- 2 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

第5節の2 災害医療体制整備計画

第1 基本方針

- 1 災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。
- 2 ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害拠点病院等を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。
- 3 県は、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター（被災地に必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう医療救護活動を統括する医師等）、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、岩手県ドクターヘリ運航要領に基づく運用や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第2 災害拠点病院

1 災害拠点病院の指定

県は、災害による水道、電気、ガス等のライフラインの機能停止、医療施設の被災による機能低下等に対応するため、後方医療機関の中核として、災害時における地域医療の拠点となる災害拠点病院をあらかじめ指定し、災害拠点病院に必要な施設、設備等の整備に努める。

(1) 機能

- ア 救命医療を行うための高度診療機能
- イ 被災地からの重症傷病者の受入れ機能
- ウ 傷病者の広域搬送への対応機能
- エ 岩手DMAT（県内の災害派遣医療チームをいう。以下同じ。）及び医療救護班の派遣機能
- オ 災害医療の研修機能（基幹災害拠点病院のみ）

(2) 必要な施設・設備等の整備基準

災害拠点病院としての機能を確保するため、次の施設、設備について、計画的に整備を図る。

第5節の2 災害医療体制整備計画

	施 設	設 備
医療	ア 病棟（病室、ＩＣＵ等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人口透析室等） イ 多発患者に対応可能なスペース ウ 診療に必要な施設が耐震構造 エ 簡易ベッド等の備蓄スペース オ 電気、水等のライフラインの維持機能 カ 災害医療のための研修室（基幹災害拠点病院のみ）	ア 衛星電話（衛星回線インターネット） イ 広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）へ入力できる体制 ウ 多発外傷、挫滅症候群等災害時の救命医療に必要な診療設備 エ 患者多数発生時用の簡易ベッド オ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資機材、医薬品、テント、発電機、飲料水等
搬送	ヘリポート（敷地内。困難な場合は近接地に確保。）	岩手DMA T及び医療救護班の派遣に必要な緊急車両

基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院の指定状況

区分	病院名
基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院※
地域災害拠点病院（岩手中部保健医療圏）	県立中部病院

注）※は、主として研修機能を担うものとする。

2 医療機関の防災能力の向上

- (1) 医療機関は、水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。
- (2) 医療機関は、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアル及び自施設が被災した際に、早期に診療機能を回付するための業務継続計画（BCP）の作成に努める。

第3 岩手DMA Tの体制強化

- 1 県及び災害拠点病院は、岩手DMA Tの技能維持や防災関係機関との連携強化のため、防災訓練や研修会等への参加を促進する。
- 2 県は、岩手DMA Tの派遣・活動調整、活動支援等が効果的に行えるよう、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、災害時におけるDMA Tの活動調整機能を強化する。
- 3 県は、災害派遣医療チーム（DMA T）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や災害派遣医療チーム（DMA T）から中期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時上に周産期リエゾンも参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努める

ものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努める。

第4 医薬品及び医療資機材の供給体制の整備

県は、関係団体との協定等の締結により、被災地の医療機関における医薬品（輸血用血液製剤を含む）、医療用資機材等の供給体制を整備するとともに、地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手DMA T及び医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、市町村と相互に供給を行う体制を整備する。

第5 広域災害・救急医療情報システムの整備

- 1 県は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による情報収集及び連絡体制の整備に努める。
- 2 医療機関は、衛星電話の整備、広域災害・救急医療情報システムEMISへの入力訓練を行う等、入力できる環境を整える。

第6 災害中長期への備え

- 1 県は、大規模災害等、医療支援活動が長期に及ぶ場合に備え、医療支援団体の活動調整、活動支援等を行うための災害医療コーディネート体制を構築する。
- 2 県及び市は、保健師、看護師、薬剤師等医療従事者に対し、災害時における被災者の健康管理や衛生指導に関する研修等を実施し、人材育成を図る。

第6節 要配慮者の安全確保計画

第1 基本方針

市は、要配慮者施設等への情報が確実に伝達されるよう、情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めるとともに、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に努める。また、実際に避難訓練等を行うなど、国、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

第2 実施要領

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

- (1) 市は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備のうえ、電子データ、ファイル等で管理し、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者等関係者を定める等、避難支援プランを策定する。
- (2) 市は、避難行動要支援者情報の収集・共有や個別避難計画の策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。
- (3) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
- (4) 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (5) 市は、本計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

- (6) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、必要な配慮をするものとする。
- (7) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

2 災害情報等の伝達体制の整備

- (1) 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した避難指示等を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者等関係者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
- (2) 市は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。
- (3) 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。
- (4) 市は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用する。
- (5) 市は、要配慮者利用施設の管理者に対し、避難指示等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。
- (6) 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (7) 市は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 避難誘導

市は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導体制の整備を図る。

4 避難生活

- (1) 市は、関係機関と連携し、避難所における要配慮者の支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受入れなど、福祉関係職員

第6節 要配慮者の安全確保計画

等による生活支援体制を整えるとともに、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。

- (2) 市は避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、スロープ等の段差解消などの速やかな対応に努める。

5 社会福祉施設等の安全確保対策

- (1) 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。

特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。

- (2) 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

市は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら避難計画に基づき防災訓練等の実施に努める。

7 外国人の安全確保対策について

- (1) 防災教育、防災訓練の実施

防災関係機関は、県、市及び国際交流関係団体等の協力を得て、外国人に対し、多言語及びやさしい日本語による防災知識の普及に努める。

また、県及び市は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

なお、市は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

- (2) 避難計画

市は、第2章第5節第2に定める避難計画の作成に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

県は、災害時における多言語支援窓口を設置し、運営体制を構築するとともに、市町村間の相互支援体制を構築する。

(3) 情報伝達及び案内標示板等の整備

ア 市は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語ボランティア等の協力を得て、多言語等による避難指示等の伝達手段の確保に努める。また、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものにするとともに、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

イ 県及び市は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(4) 情報の提供

ア 県及び市は、インターネット等を活用した多言語及びやさしい日本語による災害情報の提供に努める。

イ 県及び市は、災害時に避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うように努める。

(5) ボランティアの育成等

県及び市は、国際交流関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録及び研修を行う。

(6) 生活相談

県は、（公財）岩手県国際交流協会と連携し、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、適切なアドバイスが得られるよう、外国人相談体制の充実を図る。

県及び市は、国際交流関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画

第1 基本方針

- 1 市は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を計画的に行うとともに、市民及び事業所における物資の備蓄を促進する。
- 2 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点をややかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第2 備蓄の種類

備蓄の種類については、次のとおりである。

- 1 災害に備え、県、市、事業所、市民が主体となり備蓄する物資（備蓄物資）
- 2 災害発生時、被災地方公共団体に対して被災地外の住民や民間事業者、団体等から善意で寄せられる物資で、調達費用等の対価が生じないもの（義援物資）
- 3 県又は市が、災害に備え、民間事業者等とあらかじめ締結した協定等に基づき、災害時に必要量調達する物資で、協定の内容により異なるが、基本的には調達費用等の対価が生じるもの（流通在庫備蓄）
- 4 国が、被災地方自治体からの具体的な要望を待たず、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する仕組み（プッシュ型支援）

第3 市及び県の役割

- 1 市の役割
 - (1) 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあっては、性別、性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮する。
 - (2) 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。
【資料編2-6の2-1 北上市備蓄計画】
 - (3) 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
 - (4) 備蓄は、指定避難所等に分散して、災害時に避難者を取り出して使用できるようにする。

- (5) 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。

2 県の役割

市が飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活に必要な物資の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行う。また、市における要配慮者等に応じた物資の備蓄等について、的確な確保が図れるよう助言、調整を行う。

第4 市民及び事業所の役割

1 市民の役割

各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

家庭における備蓄品の例

飲料水、食料（アレルギー対応含む）、ラジオ、懐中電灯・ローソク、予備電池、医薬品、携帯トイレ、下着・衣類、生理用品、赤ちゃん用品、紙おむつ、タオル、毛布、軍手、貴重品、カセットコンロ、石油ストーブ等

2 事業所の役割

事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保し定期的に点検及び更新に努める。

第7節 孤立化対策計画

第1 基本方針

市は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するとともに、現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、予防対策に努める。

第2 災害時孤立化想定地域の状況

平成20年（2008）岩手・宮城内陸地震への対応等を踏まえ、孤立化するおそれのある地域の状況などを把握した結果は次のとおりである。

1 孤立化の発生原因

孤立化の発生原因としては、「集落に通じるアクセス道路のすべてが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合」及び「集落へのアクセス道路が1本しかない場合」が多くを占めている。

2 孤立化想定地域内の状況

- (1) 固定電話以外の通信手段がない、若しくは1種類の通信手段のみの集落が少なくない。
- (2) 救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない集落が多い。
- (3) 集落内に指定避難所又は避難可能な場所がない集落が多い。
- (4) 自主防災組織への参加が低い状況にある。

第3 孤立化想定地域への対策の推進

1 通信手段の確保

- (1) 市は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- (2) 県は、防災ヘリコプター等による上空偵察に対し住民側から送る合図を定め、市町村はその方法をあらかじめ周知する。

〔県統一合図〕

- ア 赤旗（負傷者等があり、早急な救助を求める場合）
イ 黄旗（負傷者等はいないが、救援物資等を求める場合）
ウ 白旗（異常なし又は存在を知らせる場合）

- (3) 市は、孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。

2 避難先の検討

市は、集落内に避難場所等がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、避難先の確保に努める。

3 救出方法の確認

市は、孤立可能性のある地域においてヘリポートの確保に努める。

また、地域内にヘリポートが確保できない場合等は、隣接する地域においてヘリポートの確保に努める。

4 備蓄の奨励

市は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。

また、備蓄にあたっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において3日分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。

5 防災体制の強化

市は、住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

第8節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 防災施設等の機能強化

- 1 市は、防災施設等の整備を進め、次に掲げる機能の強化を図る。
 - (1) 災害応急対策活動における中枢機能
 - (2) 市庁舎等の被災時におけるサブ機能
 - (3) 防災ヘリコプター等による、災害応急活動を支援するための防災ヘリポート機能
 - (4) 市民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
 - (5) 人員、物資等の輸送、集積機能
 - (6) 災害対策用資機材の備蓄機能
 - (7) 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
 - (8) 被災住民の避難・収容機能
 - (9) 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート物資輸送設備等の救援活動拠点機能

第3 公共施設等の整備

- 1 市は、避難路、避難地（都市部における公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。
- 2 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

第4 消防施設の整備

市は、地域の実情に即した消防車両、消防無線、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。

【資料編2-8-1 消防施設等整備状況】

第5 防災資機材等の整備

- 1 市は、大規模な災害において、市等が、行う災害応急対策活動を実施するため、次の資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。
 - (1) 水防用備蓄資機材一覧表

【資料編2-8-2 水防用備蓄資機材一覧表（水防倉庫）】

(2) 林野火災消火機材備付状況

【資料編 2－8－3 林野火災消火機材備付状況】

- 2 市は、大規模な災害における災害対策本部又は現地災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備する。

第9節 建築物等安全確保計画

第1 基本方針

- 1 都市災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の不燃化の促進、防災空間の確保等を推進することにより、都市の防災化を図る。
- 2 文化的遺産であり、歴史上・学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

第2 建築物の不燃化の促進

- 1 防火地域、準防火地域の指定
市街地の建築物の状況等を配慮し、防火地域等の見直しを行い、地域指定を促進する。
- 2 公営住宅の不燃化促進
 - (1) 公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。
 - (2) 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。
- 3 民間住宅の不燃化促進
市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に推進する。

第3 防災空間の確保

- 1 緑の基本計画
都市における有効な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に従って、都市公園及び緑地を整備する。
- 2 都市公園の整備
都市における大規模火災に対する安全を確保するため延焼防止や避難場所、防災拠点などの防災的機能を発揮する空間を確保するため、都市公園の整備を推進する。

第4 建築物の安全確保

- 1 建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、毎年、**春季**と**秋季**に、建築物防災週間を設け、各種防災啓蒙活動を実施するとともに、建築物防災相談所を設置し、市民に対する情報提供を行う。
- 2 地震、台風、豪雪、火災等に対する建築物の構造及び防火上の安全を確保するため、関係者に対する指導を行う。

- 3 学校、病院、庁舎等の主要建築物については、大規模災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置付け、その機能を確保するよう指導する。
- 4 市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。
- 5 がけ地近接等危険住宅移設事業

災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援するための、がけ地近接等危険住宅移設事業を推進する。

第5 宅地の安全確保

宅地造成に伴う災害及び洪水、出水等による災害の防止を図るため、宅地造成等規制区域の適切な指定を行い、安全確保の指導に努める。

第6 防火対策の推進

- 1 消防法に定める防火対象の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。
- 2 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。
- 3 事業場、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

第7 文化財の災害予防対策

- 1 文化財保護思想の普及

文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、市民の防火・防災意識の高揚を図る。

- 2 防災施設等の整備

- (1) 文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

建築物	指定建造物は、木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、貯水池、消火栓・消防道路等の設置を進める。
美術工芸品、考古資料、有形民俗文化財	ア 国指定文化財については、収蔵施設の設置が進んでいるが、さらに、自動火災報知設備、貯水池、消火栓、消火器、消防道路等の設備拡充を進める。文化財収蔵及び展示施設においては、ガス消化設備の設置を推進する。 イ 県指定文化財については、搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容

第9節 建築物等安全確保計画

	易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等を整備する。文化財収蔵及び展示施設においては、ガス消化設備の設置を推進する。
史 跡 、 名 勝、天然記 念物	ア 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。 イ 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と併せて、災害予防措置を講ずる。

3 文化財防災組織の編成、訓練等

- (1) 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。
- (2) 災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに、搬出計画をたてる。

- | |
|---|
| ア 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。
イ 文化財の避難場所を定める。
ウ 搬出用具を準備する。 |
|---|

第10節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

災害による道路施設及び鉄道施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

1 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。

- (1) 道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土欠落危険調査を実施する。
- (2) 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。
- (3) 市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、経済産業省、総務省が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

2 トンネルの整備

災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所の整備を進める。

- (1) トンネルの耐震点検調査を実施し、補強対策工事の必要箇所を指定する。
- (2) 上記調査に基づき、補強対策工事が必要と指定された箇所について、トンネルの補強工事を実施する。

3 障害物除去用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車等の障害物除去用資機材の分散配備、増強に努める。

第3 鉄道施設

1 鉄道施設の整備

橋梁、木工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。

第 10 節 交通施設安全確保計画

2 防災業務施設・設備の整備

- (1) 気象予報・警報等の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備する。
- (2) 大規模な災害が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置など無線系通信設備を配備するなど、通信施設の整備充実を図る。

3 復旧体制の整備

発災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

- ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- イ 復旧用資機材の配置及び整備
- ウ 列車及び旅客等の取扱い方法の事前広報
- エ 消防及び救護体制

第 11 節 ライフライン施設等安全確保計画

第 1 基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第 2 電力施設

電力事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の整備

(1) 水害対策

発電設備		ア 過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各発電所の特異性を考慮し、防水壁、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルタクトの閉鎖等）等を実施する。 イ 特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所の点検、整備を実施する。 ・ ダム、取水口の諸設備、調整池及び貯水池の上下流護岸 ・ 導水路と溪流との交叉地点及びその周辺地形との関係 ・ 護岸、水制工、山留壁、水位計
送電設備	架空電線路	土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁強化等を実施する。
	地中電線路	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備		浸冠水のおそれのある箇所は、浸水想定高に応じて屋外機器操作函等への防水対策や周囲柵の嵩上げと正門の防水対策による浸水対策（又は減災対策）を計画、実施する。

(2) 風害対策

各施設共通	ア 計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分に考慮する。
	イ 既設設備の弱体箇所について、補強等により対処する。

第 11 節 ライフライン施設等安全確保計画

(3) 雪害対策

水力発電 変電設備	雪崩防護棚の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。
送電設備	ア 鉄塔にオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置の耐帳型化又は必要な箇所の電線に難着雪化を行う。 イ 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止
配電設備	ア 縁まわし線の支持がいしの増加、難着雪電線の使用等を行う。 イ 降雪期前に、樹木の伐採を行う。

(4) 雷害対策

送電設備	ア 架空地線の設置、防路装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。 イ 電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。 ウ 電力気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。
変電設備	ア 避雷器を設置するとともに、必要に応じ、耐雷しゃへいを行う。 イ 重要系統の保護継電装置を強化する。
配電設備	襲雷頻度の高い地域においては、避雷器及び架空地線を取付け、対処する。

2 電気工作物の予防点検等

- (1) 電気工作物を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行う。
- (2) 自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。
- (3) 一般公衆に対し、電気安全東北委員会岩手電気協議会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についてのPRに努める。

3 災害対策用資機材の確保

各設備ごとの必要最小限の資機材の種類、数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を進める。

- (1) 所要資機材計画
- (2) 輸送計画（車両、ヘリコプター）
- (3) 保管施設の整備
- (4) 資機材及び輸送の調達
- (5) 資機材輸送の調査確認

4 ヘリコプターの活用

- (1) 災害が発生した場合に備え、航空会社との出動協力及び連絡体制について整備する。
- (2) 災害時においては、ヘリコプターの基地を有する電気事業者は、その設備の整備状況を点検するとともに、除雪その他着陸準備を早急に完了して、その旨を災害対策本部に報告する。

第 3 ガス施設

ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱い方法等の周知徹底を図る。

1 施設の整備

L P ガス施設

製造施設 及び貯蔵所	二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容 器 置 場	火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。
容 器	容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
安 全 器 具	ア 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 イ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ウ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

2 災害対策用資機材の確保等

災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

- (1) ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置
- (2) ガス漏れ等の異常に気付いた場合の措置

第 4 上下水道施設

1 上水道施設

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を行う。

第 11 節 ライフライン施設等安全確保計画

(1) 施設の整備

ア 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。

イ 配水管は、管路の他系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。

ウ 既設管は、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

市及び水道事業者は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり 1 日 3 リットル以上）供給を確保できるよう、ろ水器の配備、給水車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の整備等を図る。

下水管渠	ア 新たな下水道管渠の敷地は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。 イ マンホールの点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。 ウ 下水道管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
ポンプ場 終末処理場	ア ポンプ場、終末処理場は非常用発電設備を整備する。 イ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため、構造面での耐震化を図る。 ウ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を図る。

第 5 通信施設

1 電気通信設備

電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 設備の整備

ア 電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備など」という。）の防災設計を実施する。

ア 大雨、洪水等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を行う。
イ 暴風又は大雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪

構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。

イ 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網の整備を行う。

ア 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成する。

イ 主要な中継交換機を、分散配置する。

ウ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

(2) 重要通信の確保

ア 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ 常時、その通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ 災害時には、設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

(3) 災害対策用機器及び車両の配備

保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。

ア 非常用衛星通信装置

イ 可搬型衛星地球局

ウ 可搬型無線機

エ 移動基地局及び臨時基地局

オ 移動電源車及び可搬型発電機

カ 応急ケーブル

キ 電気通信設備等の防災用機材(消火器、土のう等)

(4) 災害対策用資機材の確保等

ア 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材の設置場所について、市と協議し、あらかじめ定めておくよう努める。

(5) 電気通信設備の点検調査

電気通信設備を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検（災害の発生の恐れがある場合は、特別の巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

2 放送施設

放送局は、災害時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設、設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

第 11 節 ライフライン施設等安全確保計画

(1) 設備の整備

ア 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の防火防災対策を実施する。

イ 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。

ウ 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。

エ 建物、構築物、放送設備等の防災性について、定期的に自主点検を実施する。

(2) 放送継続体制の整備

災害により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。

(3) 防災資機材の整備

災害応急対策・復旧対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

第12節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設、設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油類等危険物

1 保安教育の実施

- (1) 県は、法令の定めるところにより、危険物取扱者の保安講習を実施する。
- (2) 危険物施設の所有者は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導強化

- (1) 県は、市町村が行う許可及び消防機関による立入検査等に対し、指導助言を行い、災害防止に努める。
- (2) 消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を実施する。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査

イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導

ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

(1) 沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2) 不等沈下の著しいタンクの措置

ア 消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。

イ 消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

県及び消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は河川等への流出による二次災害を防止するため、危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

第12節 危険物施設等安全確保計画

4 自衛消防組織の強化措置

- (1) 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進する。
- (2) 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5 化学防災資機材の整備

市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、高圧ガス又は火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、規制の強化、自主保安体制の強化促進を図る。

1 保安意識の高揚

- (1) 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。
- (2) 高圧ガス、火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。
- (3) 危害予防週間を設け、保安意識の高揚に努める。

2 規制の強化

- (1) 高圧ガスの製造所施設、貯蔵所又は火薬庫等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているか、保安検査及び立ち入り検査を実施する。
- (2) 指導の適性を期するため、指導取締り方針の統一、相互協力等により、関係機関との連携を密にする。

3 自主保安体制の整備指導

- (1) 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期するよう指導する。
- (2) 定期自主検査の完全実施及び責任体制の確立を指導する。
- (3) 災害発生時の自主防災対策の策定を指導する。

第4 毒物、劇物災害予防対策

- 1 県は、毒物、劇物による保安衛生上の危害を防止するため、毒物、劇物営業者及び毒物、劇物業務上取扱者に対して、次の監視指導を行い、災害予防対策を講じる。

区 分	内 容
毒物・劇物営業者	営業施設の構造、設置基準への適合
毒物、劇物の貯蔵タンクを有する施設	屋外タンク、屋内タンク、地下タンクの構造、設置基準への適合

- 2 県は、毒物、劇物貯蔵所を定期的に点検するとともに、事故が発生した場合の応急措置体制の確立の指導及び届出義務（保健所、消防署、警察署）の周知徹底を図る。

第5 放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素の届出使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、**緊急事態応急対策に従事する者**に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。

第13節 風水害予防計画

第1 基本方針

- 1 洪水等による水害を予防するため、県及び市は、風水害に強いまちづくりを進めるとともに、河川改修事業、ダム建設事業、砂防事業、農地防災事業、障害防止対策事業及び治山事業を計画的に実施する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。
- 3 市その他の防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。
- 4 県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体として防災意識の向上を図るものとする。

第2 風水害に強いまちづくり

- 1 市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、評価結果を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- 2 県及び市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や居室を有する建築物の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- 3 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮のうえ、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- 4 市は、溢水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

第3 河川改修事業

- 1 一級河川の改修は、国・県において各所管の整備計画に基づき改修事業が進められており土地利用の高度化とともに、防災上の要請から、河川改修は急務となっている。
- 2 国土交通省直轄による北上川の河川整備内容として、北上川河川整備基本方針（平成24年11月24日変更）に基づく北上川水系河川整備計画〔大臣管理区間〕を策定（平成30年6月29日変更）しており、この河川整備計画により、計画的に事業を推

進する。

- 3 県及び市の事業として、中小河川改修、小規模河川改修等の事業を進めるとともに、緊急度が高く、防災効果の大きい河川の改修を実施する。

【資料編 2-13-1 重要水防箇所一覧表】

第4 砂防事業

- 1 砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土砂災害から人命、財産を守ることを目的として、堰堤工、流路工等の整備を進める。
- 2 火山地域における火山砂防事業を、重点的に推進する。

第5 農地防災事業

ため池整備事業及び土砂崩壊防止事業については、緊急度及び効果の大きいものから優先実施するとともに、年間施工量の増大を図る。

第6 治山事業

- 1 山地災害の多発化・激甚化傾向に対処するため、既存荒廃地への復旧治山、荒廃危険地への予防治山等の治山対策を実施し、山地災害の未然防止を図る。特に集落の地域的な保全強化を目的とした防災対策総合治山事業を積極的に推進する。
- 2 本市における治山事業の対象地は、広大な林野の各所に散在しているため、比較的小規模な施設を各所に多数配置し、その濃密化により漸次効果を高めていく。
- 3 市は、県との連携・協力のもと、山地災害危険地区等に係る監視体制及び連絡体制の強化等ソフト対策の一体的な実施による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

第7 河川情報基盤急整備事業等

壊滅的な水害被害を軽減するため、降雨、水位、土砂災害及びダム情報等の各種観測施設並びにデータ処理施設の整備を図る。

第8 施設の管理

洪水防御又は内水排除等のために河川法指定河川に設置された水門、ひ門及びひ管については、洪水時等における緊急操作の必要性に鑑み、管理事務の一部を市等に委託されており、有事に即応した適切な管理体制を整備する。

【資料編 2-13-2 樋管・水門箇所一覧表】

第9 浸水想定区域の公表及び周知

- 1 浸水継続時間等の公表
 - (1) 国土交通省及び県は、想定し得る最大規模の降雨により洪水予報河川又は水

第13節 風水害予防計画

位周知河川（以下、本節中「洪水予報河川等」という）が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとともに、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間等を公表し、関係市町村に通知する。

- (2) 県は、その他の県管理河川についても、過去の洪水による浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等への浸水想定区域の情報等を提供するよう努める。
- (3) 市は、想定しうる最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- (4) 市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として、住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

2 浸水想定区域の公表及び周知

水防法第14条、第15条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、一級又は二級河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）を河川管理者（国、県）が指定・公表する。

市は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下、本節中「浸水想定区域」という。）が指定・公表された場合、市地域防災計画において、浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定め、洪水ハザードマップ等を作成し市民への周知徹底を推進する。

平成28年6月までに浸水想定区域が指定・公表されている本市の河川は次のとおりとなっている。

水系・河川名	指定公表月日	備 考
北上川水系 北上川	平成28年6月30日	東北地方整備局告示第160号
北上川水系 和賀川※		
北上川水系 猿ヶ石川		

※なお、和賀川の指定公表区間は次のとおりである。

左岸：九年橋下流端から北上川合流地点まで

右岸：九年橋下流端から北上川合流地点まで

3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

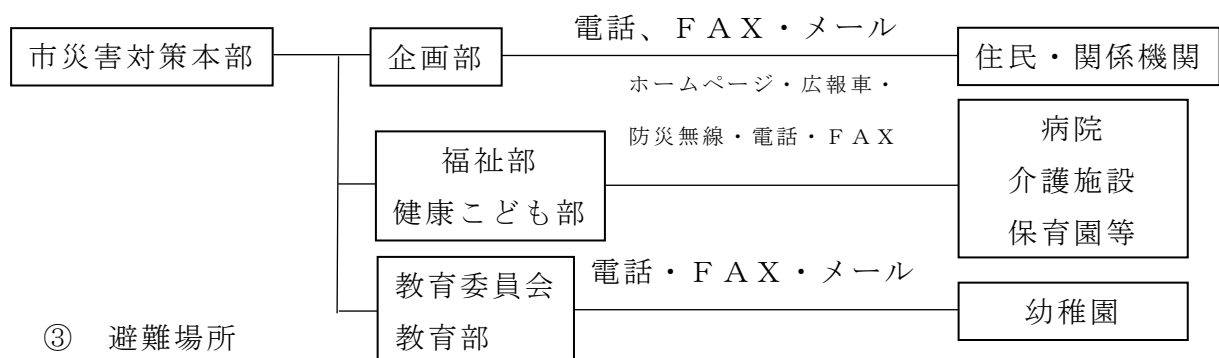
市は、浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があるもの、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者若しくは管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの（以下「浸水想定区域内避難確保措置施設」という。）にあっては、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。

① 浸水想定区域内避難確保措置施設は、次のとおりである。

【資料編 2－13－3 浸水想定区域内要配慮者利用施設】

② 洪水予報等の伝達方法・伝達経路

市は、住民・関係機関並びに浸水想定区域内避難確保措置施設に対する洪水予報等の伝達方法・伝達経路を以下のとおりとし、ファクシミリ、電子メール等による洪水予報等の伝達体制を整備する。



③ 避難場所

浸水想定区域において洪水による被害が発生する恐れがある場合には、当該浸水想定区域の住民を次の場所に避難させる。

【資料編 3－14－4 水害時1次避難所】

【資料編 3－14－5 水害時2次避難所】

④ 住民等に対する周知

市長は、北上市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水・土砂災害ハザードマップ、内水ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講ずる。

第10 風害予防の普及啓発

市その他の防災関係機関は、暴風や竜巻等突風による災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

第11 関係者間の密接な連携体制の構築

- 1 水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。
- 2 市は、他の関係機関と連携のうえ、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- 3 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

第 14 節 雪害予防計画

第 1 基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、市民の日常生活の安定と産業経済の機能を確保するため、雪害対策を進める。

第 2 雪崩防止対策

1 雪崩危険箇所の調査及び周知

各実施機関は、適期に、雪崩の発生が予想される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対し、適切な周知を行う。

実施機関		調査対象
市		1 地域内の一般住家に危険を及ぼすもの 2 市道に危険を及ぼすもの
県	道路環境課	知事が管理を委託されている一般国道及び県道に危険を及ぼすもの
	砂防災害課	人家 5 戸以上（公共的建物を含む。）に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
	林産振興課	製炭業従事者、製炭窯に危険を及ぼすもの
	森林保全課	民有林地域で主要公共施設又は人家等に危険を及ぼすもの
県 警 察 本 部		各機関に協力し、主として人命に危険を及ぼすもの
岩手河川国道事務所		国が直接管理する一般国道に危険を及ぼすもの
花巻労働基準監督署		事業場における寄宿舍等の施設及び作業場に危険を及ぼすもの
東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社		鉄道に危険を及ぼすもの

2 雪崩防止対策事業

各実施機関は、雪崩災害を未然に防止するため、雪崩防止柵等の整備を進める。

第 3 道路交通の確保

1 除雪対策

(1) 各実施機関は、次により除雪を行い、国県道、主要路線の交通を確保する。

実施機関	除 雪 路 線
国土交通省	国土交通省東北地方整備局関係事務所の直轄管理における一般国道及び、釜石自動車道（東和 I C～釜石 J C T）、三陸沿岸道路（岩手県内）の道路施設

県	国土交通省直管理路線以外の一般国道、主要地方道及び一般県道
市	管内市道
東日本高速道路(株)	東北自動車道、秋田自動車道、釜石自動車道

- (2) 各実施機関は、除雪用機械の整備、保守点検・除雪要員の確保等を図る。

【資料編2-14-1 除雪体制】

2 凍雪害防止対策

- (1) 冬期の安全で円滑な交通を確保するため、スノーシェッド、雪崩防止柵、堆雪帯等の施設を整備するとともに、歩車道の無散水消融雪施設の整備を促進する。
- (2) 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。
- (3) 国土交通省及び地方公共団体は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下、本節中「集中的大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の確保等を行うように努めるものとする。
- (4) 集中的な大雪に対しては、国土交通省、地方公共団体及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止めの時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関との調整のうえ、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。
- (5) 熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国土交通省及び地方公共団体は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。
- (6) 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域や道路ネットワーク毎のタイムラインを策定するよう努めるものとする。
- (7) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。
- (8) 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するように努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するように努めるものとする。
- (9) 道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための

合同自治道訓練実施に努める。

- (10) 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広告媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。
- (11) 市は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。
- (12) 道路管理者は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携のうえ、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うことができるよう、支援体制の構築に努めるものとする。

第4 医療の確保

次の方法により、豪雪時における地域住民の医療を確保する。

措置区分	措 置 方 法	当医療機関
救急医療	救急患者の受入れ、治療を目的とする救急医療班を編成する	県立中部病院 北上済生会病院 医療法人社団花北病院

第5 雪害予防の普及啓発

- 1 県公安委員会や、運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じ、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。
- 2 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。
- 3 市は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。

第 15 節 土砂災害予防計画

第 1 基本方針

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、土砂災害が発生するおそれのある区域について、その周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

第 2 土砂災害発生危険箇所の状況

- 1 土砂災害警戒区域等（急傾斜地）は、【資料編 2－15－1】のとおりである。
- 2 土砂災害警戒区域等（土石流）は、【資料編 2－15－2】のとおりである。

第 3 災害予防事業の目標

土砂災害による災害の予防として、現地調査に基づき危険な箇所については、防災効果等を勘案して対策事業を推進する。

第 4 土砂災害防止対策の推進

- 1 市は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。
- 2 県は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定等のための基礎調査を行い、遅滞なく基礎調査結果を公表するとともに、関係市町村長の意見を聞き、その区域を指定する。
- 3 市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、当該警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報・警報及び土砂災害警戒情報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について定める。
- 4 県は、土砂災害から住民の生命、身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等を実施する。
- 5 国土交通省及び地方公共団体は、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備の実施に努めるとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。
- 6 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

第 5 土砂災害警戒情報の発表

- 1 目的及び発表機関
大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生しても

おかしくない状況となったときに、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。**危険な場所から避難する必要があるとされる**警戒レベル4に相当。

2 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、県内の全ての市町村を発表対象とする。

3 発表・解除基準

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中に、気象庁が作成する降雨予測に基づく値が1kmメッシュごとの監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議のうえ、そのメッシュを含む市町村単位で発表する。

また、地震等により地盤が脆弱になっている可能性が高くなり、土砂災害の危険性が現状よりも高いと考えられる場合は、発表基準を引き下げる。

(2) 解除基準

監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときに解除する。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合には、県と盛岡地方気象台が協議のうえで基準を下回っても解除しない場合がある。

4 利用にあたっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害はそれぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできない。

また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

- (2) 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する。
- (3) 市長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。
- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、警戒レベル5緊急安全確保の発令を検討すること。なお、発令対象区域の絞り込

第15節 土砂災害予防計画

みについては、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「災害切迫（黒）」（実況で大雨特別警報（土砂災害）の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5 緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。

5 情報の伝達体制

- (1) 県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条（土砂災害警戒情報の提供）の規定により、市に伝達し、あわせて一般住民に周知する。
- (2) 気象台は、気象業務法第15条により大雨警報（土砂災害）を県に通知することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報（土砂災害）を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

6 避難指示等のための情報提供

県は補足情報として、危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークで提供するとともに、県民には県ホームページで提供する。

土砂災害危険度情報

危険度	表示	状況
災害切迫※ 【警戒レベル5相当】	黒	大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に実況で到達
危険 【警戒レベル4相当】	紫	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想（避難指示の判断が必要な状況）
警戒 【警戒レベル3相当】	赤	2時間先までに警報基準に到達すると予想（高齢者等避難の検討が必要）
注意 【警戒レベル2相当】	黄	2時間先までに注意報基準に到達すると予想
今後の情報等に留意	白	

※ 警戒避難判定参考情報として、危険度を1kmメッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。

※ 「災害切迫」（黒）：警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

第6 土砂災害緊急情報の発表

1 目的

県及び国土交通省は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町村

に通知し、あわせて一般住民に周知し、適切な避難に資するものとする。

2 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を調査し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするために実施する。

(重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関)

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査実施機関
項目	内容	
河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さが概ね20m以上ある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県

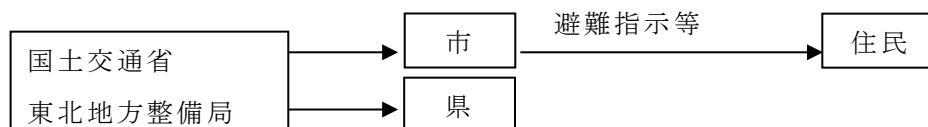
3 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、法第60条第1項の規定による避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

4 情報の伝達体制

情報の伝達は、次に掲げる系統図により行う。

(国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図)



(県が緊急調査を行う場合の伝達系統図)

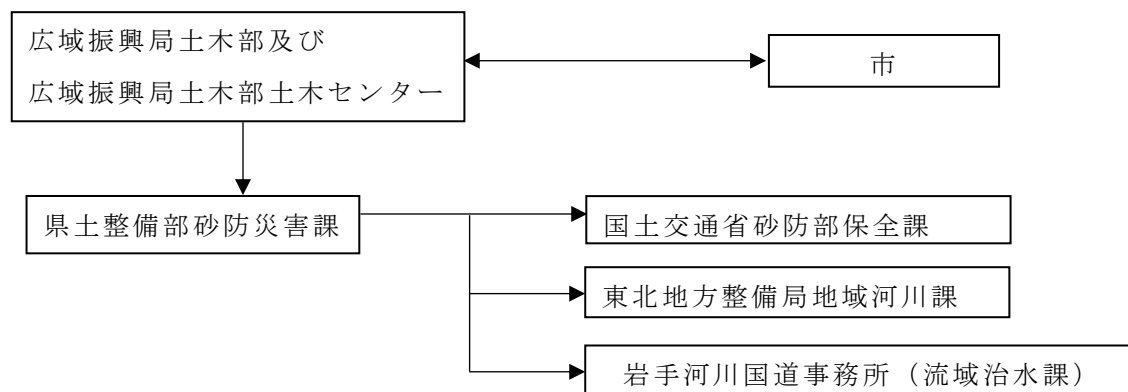


第7 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

県及び市町村は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状

第 15 節 土砂災害予防計画

況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。



第16節 火山災害予防計画

第1 基本方針

火山現象による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、観測体制、情報収集・伝達体制、避難体制等の整備等を進めるとともに、住民に対する防災知識の普及を図る。

第2 観測体制の整備

- 1 仙台湾気象台及び盛岡地方気象台は、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山及び八幡平の4火山を対象に、計画的に火山機動観測（調査観測）を実施する。
- 2 気象庁は、火山機動観測（基礎調査観測）を充実強化するとともに、噴火など異常な火山現象が発生した場合は、その実態を緊急に把握するため、火山機動観測（緊急観測）を実施する。
- 3 気象庁は、緊急出動の成果を高めるため、火山機動観測班が保有する機器の更新近代化を図るよう努める。
- 4 仙台湾気象台、盛岡地方気象台、県及び火山周辺市町村（以下「周辺市町村」という）は、火山の異常現象等を早期に把握し、適切な防災対策が実施できるよう、大学等の研究機関との連携を図りながら、調査、観測体制の強化に努める。
- 5 仙台湾気象台は、気象状態の現況を把握し、地方公共団体の大気汚染防止活動に協力する。

第3 情報収集・伝達体制の整備

- 1 仙台湾気象台（盛岡地方気象台）は、県内の火山について異常を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異常と認めた場合は、火山に関する予報・警報・情報を発表（伝達）する。

【火山に関する予報・警報・情報の種類と内容】

種 類	内 容
噴火警報 （居住地 域）又は噴 火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、対象範囲を明示して発表。対象範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。 噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、火山現象特別警報に位置づけられる。
噴火予報	噴火警報を解除する場合、または火山活動が静穏（平常）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。
降灰予報	噴火警戒レベルが上がるなど活動が高まった火山について、噴火し

第16節 火山災害予防計画

(定時)	た場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を噴火の発生に関わらず定期的に発表。
降灰予報 (速報)	予想される降灰量分布(市町村単位)、小さな噴石の落下範囲等について、噴火後速やかに(5～10分程度)発表。
降灰予報 (詳細)	予想される降灰範囲や降灰量(市町村単位)、降灰開始時間について、噴火後(20分から30分程度)に発表。
火山現象に関する情報等	噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表。 - 火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。 - 火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。 - 週間火山概況 過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。 - 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。 - 噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

2 県、市、防災関係機関及び火山周辺観光施設管理者は、火山情報及び必要な情報を迅速かつ的確に地域住民等に伝達する体制の整備を図る。

3 市は、火山活動に関する異常現象が、発見者から市町村、県及び盛岡地方気象台等に迅速かつ的確に通報されるよう、あらかじめ地域住民等に周知徹底する。

【火山活動に関する異常現象の内容】

異常現象の内容	
噴火現象	噴火(噴石、火砕流、火災サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等)及びこれに伴う降灰砂等

噴火以外の異常現象	ア 火山地域での地震の群発 イ 火山地域での鳴動の発生 ウ 火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等） エ 噴気、噴煙の顕著な異常変化（噴気孔、火孔の新生拡大、移動、噴気・噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化） オ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、湧出量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化） カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）

- 4 市は、火山情報、避難指示等を、迅速かつ的確に地域住民等に伝達するため、防災行政無線を整備する。

第5 避難体制の整備

- 1 市は、火山活動による噴火、降灰砂（礫）、溶岩流、有毒ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動など予想される火山災害を踏まえ、実態に即した避難場所、避難施設等の整備を図る。
- 2 市は、人命の安全確保を第一義とし、時間的余裕をもって避難の指示を行うことができるよう、その伝達体制の整備を図る。
- 3 市は、避難行動要支援者の避難を考慮して、関係機関等の協力を得ながら、避難誘導體制の整備を図る。
- 4 市は、関係機関と協議して、火山活動の状況に応じた登山規制、立入規制等の措置を迅速かつ的確に実施する体制を整備する。
- 5 県は、火山災害から住民の生命、財産を守るため、県内の主要な火山に関する火山災害予想区域図の作成、火山災害監視システム配置計画の策定等について検討する。

第6 防災知職の普及等

- 1 市は、火山活動に係る異常現象を発見した場合の通報、噴火等の火山災害や異常現象の発生時の対応等について、地域住民に周知徹底し、防災意識の高揚を図る。
- 2 市は、県、防災関係機関、地域住民等の参加協力を得て、必要に応じ、実態に即した避難訓練等を実施する。

第 17 節 火災予防計画

第 1 基本方針

- 1 火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第 2 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

- (1) 市は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- (2) 市は、出火防止又は火災の延焼防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対 象	指 導 内 容
一般家庭	ア すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。 イ 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。 ① 火気使用設備の取扱方法 ② 消火器の設置及び取扱方法 ③ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 ウ 寝たきり高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法について、詳細な指導を行う。
職 場	予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 ア 災害発生時における応急措置要領の作成 イ 消防用設備等の維持管理及び取扱い方法の徹底 ウ 避難、誘導体制の確立 エ 終業後における火気点検の励行 オ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

市は、火災時において、消防機関の活動とともに、地域住民が自主的に初期消

火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

(1) 防火防災訓練の実施

防災関係機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 民間防火組織の育成

ア 婦人防火クラブの育成

家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、婦人を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。

イ 幼年少年消防クラブの育成

幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

3 予防査察の強化

(1) 市は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により、定期的を実施する。

(2) 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、定期査察のほかに、随時、特別査察を行う。

4 防火対象物の防火体制の推進

市は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。

【資料編 2－17－1 防火対象物数一覧表】

(1) 防火管理者の選任

(2) 消防計画の作成

(3) 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施

(4) 消防用設備等の点検整備

(5) 火気の使用又は取扱い方法

(6) 消防用設備等の完全設置

5 消防設備士の教育指導

県は、消防設備士に対し、消防用設備等の技術や関係法令の変化に対応できるよう、定期的に講習を実施し、消防設備士の資質の向上を図る。

6 危険物等の保安確保指導

(1) 石油類

ア 市は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全管理されているかを査察指導する。

イ 危険物施設の所有者、管理者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。

ウ 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に

第 17 節 火災予防計画

運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。

(2) 高圧ガス、火薬類

ア 県は、高圧ガス、火薬類による災害を未然に防止するため、必要に応じて製造施設等への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理の状況が法令の定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを指導する。

イ 大火災（爆発）を発生する危険性のある施設等に対しては、災害発生予防計画の策定を指導する。

(3) 化学薬品

市は、化学工場、病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第 3 消防力の充実強化

市は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとし、県は、これに必要な指導、援助を行う。

1 総合的な消防計画の策定

消火活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災 防御計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防 御計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築等について定める。
危険物の防御 計画	爆発、引火、発火、その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策 計画	ガス漏事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

火災発生時における発動体制を確立するため、消防署、消防出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備強化を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

(2) 消防水利の確保

消火栓、防火水槽の整備、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

(4) ヘリコプターの離着陸場の確保

ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。

第 18 節 林野火災予防計画

第 1 基本方針

森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

第 2 林野火災防止対策の推進

1 岩手県山火事防止対策推進協議会の設置

- (1) 県は、「岩手県山火事防止推進協議会」を開催し、各関係機関及び団体と基本的事項について協議し、林野火災防止対策の円滑な推進を図る。
- (2) 広域振興局林務部、農林部及び農林振興センターは、地区協議会を開催し、管内の各関係機関及び団体との連絡調整を行うとともに、具体的実施事項について協議し、地域の実情に即した林野火災防止対策の推進を図る。

2 林野火災予防思想の普及、徹底

- (1) 山火事防止運動月間（3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。

- ア 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止
- イ 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止
- ウ たき火、たばこの完全消火
- エ 車からのたばこ火の投げ捨て禁止
- オ 火入れの許可遵守
- カ 子供の火あそびの禁止

- (2) ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動を実施する。

- ア 登山口、市役所、駅、学校等への横断幕、ポスター等の掲示
- イ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、パンフレット等による林野火災防止広報
- ウ 広報車などによる巡回広報

3 予防及び初期消火体制の整備

- (1) 背負い式消化水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。
- (2) 防火帯等を設置する。

4 組織の強化

- (1) 地域の実情に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。
- (2) 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

5 関係機関別の実施事項

機 関	実 施 事 項
盛岡地方気象台	暴風警報・強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の発表及び迅速な伝達と周知徹底
県	ア 県が保有する広報媒体を利用した林野火災防止広報 イ 広報車による巡回広報 ウ 横断幕、ポスター、標示板等の配布 エ 県林務関係職員によるパトロールの実施
市	ア 林野火災防止に関する打合せ会の開催 イ 県の広報活動に対する協力及び市広報活動と、防火思想の周知徹底 ウ 林野火災予防組織の育成強化 エ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 オ 火災警報等発令時の巡視強化 カ 初期消火資機材の整備 キ 火入れに関する条例の住民への周知徹底
消 防 機 関	ア 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 イ たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導
森林管理署	ア 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時のたき火・喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 イ 職員によるパトロールの実施 ウ 防火線、防火林、防火用施設の設置及び資機材の整備 エ 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
林業団体等	ア 火入れの許可・指示事項の遵守 イ 暴風警報・強風注意報・乾燥注意報発表時における出火防止の周知徹底 ウ 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 エ 一般入山者に対する防火思想の普及啓発 オ 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 カ 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器の設置 キ 作業小屋周辺の防火帯の設置 ク 火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関	ア 火入れの許可・指示事項の遵守

第 18 節 林野火災予防計画

	イ 火災警報発令時における火気厳禁の周知徹底 ウ 森林周辺農家に対する防災意識の啓発
その他の機関等	ア 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 イ 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

第19節 農業災害予防計画

第1 基本方針

農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の季節予報及び注意報の迅速な伝達を図るとともに、作付け当初からの安定技術の普及を進める。

第2 予防対策

1 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

冷害防止対策	ア 耐冷性品種の育成普及 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 季節予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	ア 低温注意報、霜注意報等の早期伝達 イ 樹園地における固形燃料の燃焼 ウ 野菜のビニール栽培における保温資材等の被覆の励行
水・雨害防止対策	ア 水稻の品質向上及び麦の穂発芽対策のための乾燥施設の利用 イ 長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉病、疫病
干害防止対策	ア 水源（ダム、水利施設）の確保 イ 常襲地帯における井戸、揚水機の整備 ウ 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	ア 防風林、防風垣の設置 イ 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 ウ 樹園地における枝折れ防止（支柱の準備等） エ 落果防止のための薬剤散布
雪害防止対策	ア 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前） イ 消雪の促進 ウ 牛乳、飼料等の輸送路の確保 エ 樹園地の枝折れ防止（支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起こし等）
病虫害発生予察	県病虫害防除所からの病虫害発生予察情報の早期伝達

2 突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるよう防止対策を講じる。

- (1) 生鮮食品の輸送力の確保
- (2) 異常気象を媒体とする病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備

第 19 節 農業災害予防計画

- (3) 災害常襲地帯への安定技術の普及
- (4) 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
- (5) 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生予防

第20節 ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 ボランティア活動の普及啓発 2 ボランティアの受入体制の整備
日本赤十字社岩手県支部北上市地区（以下、本節中「日赤地区」という。）	ボランティア活動の普及啓発
北上市社会福祉協議会（以下、本節中「市社協」という。）	1 ボランティア活動の普及啓発 2 ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成

第3 実施要領

- 1 ボランティア・リーダー等の養成

市は、日赤地区、市社協と連携し、ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。

市社協は、ボランティアの入門講座、ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。

この場合において、日赤地区、市社協は、ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、市と連携し、小地域ごとに複数の者が受講するように努める。

- | |
|---|
| <p>ア 地域事情に関すること</p> <p>イ 要配慮者の状況</p> <p>ウ 要配慮者に対する配慮（心構え）</p> <p>エ 避難所の状況</p> <p>オ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等</p> |
|---|

市本部長は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

- 2 ボランティアの登録

日赤地区、市社協は、あらかじめ、災害時においてボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。

ボランティア登録は、経験、専門知識技術の有無及び活動地域等の別に行う。

第 20 節 ボランティア育成計画

3 ボランティアの受入体制の準備

市は、日赤地区、市社協その他の団体等とともに、ボランティアを円滑に受け入れるための体制の構築に努める。

市本部長は、想定する被災状況に応じ次の事項をあらかじめ定め、ボランティアの受入体制を整備する。

ア	ボランティアの受入担当課
イ	ボランティアに提供する情報
ウ	ボランティアに提供する装備、資機材
エ	ボランティアの活動拠点
オ	ボランティアとの連絡調整の方法

市本部長は、市社協等と連携し、災害応急対策活動中に死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった者に補償を行なう「ボランティア保険（災害特約付け）」への加入について配慮する。

4 関係団体等の協力

市本部長は、あらかじめ、次の団体と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

ア	青年団体
イ	婦人会
ウ	町内会
エ	自主防災組織等
オ	特定非営利活動法人
カ	その他必要と思われる団体

第 21 節 事業継続対策計画

第 1 基本方針

- 1 市は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。
- 2 県、市び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）の策定の促進に努める。
- 3 県及び市は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。
- 4 市及び商工会・商工会議所中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等により防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定を努めるものとする。
- 5 市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第 2 業務継続計画等の策定

- 1 市は、災害時に重要業務を継続するため、業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。
- 2 業務継続計画には、概ね次の内容について定めるものとする。
 - ア 災害時において優先して実施すべき業務
 - イ 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
 - ウ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
 - エ 電気・水・食料等の確保に関する事項
 - オ 通信手段の確保に関する事項
 - カ 行政データのバックアップに関する事項
- 3 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）（※）を策定するように努める。
- 4 県、市及び関係団体は、各企業等における事業継続計画の策定に資する情報提供等を進める。

※ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

【資料編 5－1－2 北上市業務継続計画】

第 3 企業等の防災活動の推進

- 1 企業等は、県及び市との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐

第 21 節 事業継続対策計画

震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。

- 2 県及び市は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。
 - (1) 企業等の職員の防災意識の高揚を図ると共に、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。
 - (2) 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスをを行う。
- 3 企業等は、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。
- 4 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機会の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第 3 章

災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 市その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市その他の防災関係機関は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。
- 4 市は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 5 市は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- 6 市は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。

第2 市の活動体制

市は、市の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、北上市災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は北上市災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、「北上市災害警戒本部設置要領」に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

第1節 活動体制計画

(1) 設置基準

設置基準	配備人員
1 次の情報のいずれかが発表されたとき。 (1) (注) 気象警報 (2) 洪水警報 (3) 台風の接近等に伴う、災害に関する関係機関からの通知助言	○危機管理監 ○企画部長 ○都市整備部長 ○農林部長 ○危機管理課
2 次の状況下において、危機管理監が必要と認めるとき。 (1) 長雨等による崖崩れや地滑り等の地面現象災害が多発するおそれがあるとき (2) 大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがあるとき	○その他、危機管理監が必要と認める職員
3 市内に震度4又は5弱の地震が発生したとき	

(注) 気象警報のうち、大雪、暴風、暴風雪警報の際は、農林部長、農林企画課員の参集を求めないものとする。

(2) 組織

災害警戒本部の組織は、次のとおりである。

本部長	危機管理監
副本部長兼事務局長	危機管理課長
本部員	企画部長、農林部長、都市整備部長
事務局	危機管理課職員

(3) 分掌業務

災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。

- ア 気象警報等（地震含む）の受領及び関係機関への伝達
- イ 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達
- ウ 各地域の気象等に関する情報及び被害発生状況の把握
- エ 各地域の対応状況の把握
- オ その他の情報の把握

(4) 関係各部の防災活動

災害警戒本部の設置と平行して、関係各部においては、施設の被害調査等の防災活動を実施する。

(5) 廃止基準

- ア 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合において、本部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- イ 本部長は、災害による被害が相当規模を越えると見込まれる場合は、災害

警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部

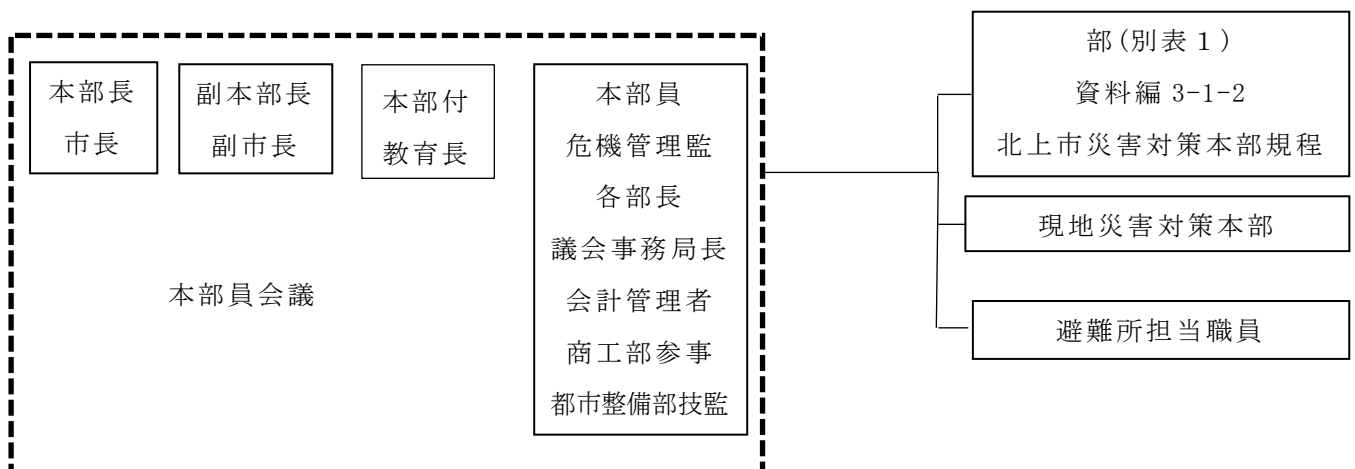
- (1) 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。
- (2) 災害対策本部は、県の災害対策本部及び地方支部と密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

ア 配備基準

配備体制	配備基準
警戒配備	1 次のいずれかが発表され、相当規模の災害が発生する恐れがあるとき (1) 気象警報 (2) 洪水警報 (3) その他台風の接近等、災害に関する関係機関からの通知・助言 2 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生する恐れがあるとき 3 市内に震度5強の地震が発生したとき 4 その他本部長が特に必要と認めたとき
非常配備	1 大規模災害が発生したとき 2 本部全ての組織、機能を挙げて災害応急対策を講ずる必要があるとき 3 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合 4 その他市本部長が特に必要と認めたとき

イ 組織

災害対策本部の組織は次のようにする。



① 本部員会議

- ・ 本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各

第1節 活動体制計画

部において実施する災害応急対策の連絡・調整を行う

② 部

- ・ 部は、災害活動組織として、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策に当たる。
- ・ 各部には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該内部の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

③ 現地災害対策本部

- ・ 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めたときに設置し、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害情報の収集、現地作業班等の指揮、監督、県地方支部等との連絡調整を行う。
- ・ 現地災害本部長は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員で構成し、本部長が副本部長、本部員その他の職員のうちから指名する。

④ 避難所担当職員

- ・ 本部長は、災害発生時に迅速に避難所を開設し避難者を受入れることができるよう、避難所担当職員を配置する。
- ・ 避難所担当職員は、毎年度、企画部長が指名する。
- ・ 避難所担当職員は、災害警戒本部又は災害対策本部の配備指令があつた場合又は災害対策本部警戒配備に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識した場合は、直ちに所定の参集場所に参集し、担当業務を遂行する。
- ・ 避難所担当職員は、避難所が長期化した場合はあらかじめ市の避難所運営マニュアル定めている避難所の担当課に避難所の業務を引き継ぐこととし、以降の避難所の業務、人員配備等は担当課で実施する。

ウ 分掌事務

- ① 災害対策本部の事務分掌は、「北上市災害対策本部規程」に定めるところによる。この場合において、同規程が改正されたときは、この計画が修正されるまでの間は、この計画の定めは、同規程の改正内容により修正されたものとみなす。
- ② 各部は、平常時から所管する次の事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定め、及び当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

区分		活動項目
災害発生前	1 事前の情報収集、連絡調整	(1) 気象情報の把握及び分析 (2) 気象予報・警報等の迅速な伝達 (3) 防災関係機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打ち合わせ及び警戒態勢の強化
	2 災害対策用資機材の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 防疫薬剤及び防疫用資機材の点検整備
	3 避難対策	避難指示及び避難誘導の準備
	4 活動体制の整備	(1) 本部員となる部局員による対策会議の実施 (2) 地方支部に市本部の対策動向の連絡 (3) 自衛隊連絡職員の市本部への派遣要請 (4) 医療救護班の活動開始準備
	5 活動体制の徹底	(1) 市本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (2) 報道機関に対する本部設置の発表 (3) 防災関係機関に対する本部設置の通知 (4) 災害応急対策用車両等の確保 (5) 各部の配備状況の把握 (6) 被害速報の収集報告（人的及び住家被害情報の優先）
災害発生後	1 情報連絡活動	(1) 被害状況の迅速、的確な把握 (2) 被害速報の集計及び報告 (3) 災害情報の整理 (4) 災害情報の各部及び防災関係機関への伝達 (5) 気象情報の把握及び伝達 (6) 警察署等との災害情報の照合
	2 本部員会議の開催	(1) 災害の規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (3) 自衛隊災害派遣要請及び緊急消防援助隊派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備体制の変更 (7) 現地災害対策本部の設置並びに被害調査班及び現地作業班の派遣

第1節 活動体制計画

		(8) 本部長指令の通知
3	災害広報	(1) 災害情報及び災害応急対策の報道機関への発表 (2) 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の広報資料の収集
4	公安・警備対策	被災者の救出救護
5	避難対策	(1) 避難指示、避難誘導 (2) 避難指示の要請 (3) 避難状況の把握 (4) 避難所の設置、運営
6	自衛隊災害派遣要請	(1) 孤立地帯の偵察及び救援 (2) 被災者の捜索、救助 (3) 給食給水活動
7	県に対する応援要請	(1) 被災者の捜索、救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請
8	ボランティア活動対策	(1) ボランティア活動のニーズの把握 (2) ボランティア活動の受付・登録 (3) ボランティア活動の調整 (4) ボランティア活動の受入体制の整備
9	災害救助法適用対策	(1) 被害状況の把握 (2) 災害救助法の適用基準該当の有無の判定 (3) 救助の種類の判定 (4) 災害救助実施計画の策定 (5) 災害救助法に基づく救助の実施
10	現地災害対策本部の設置並びに調査班及び現地作業班の派遣	(1) 編成指示 (2) 編成 (3) 派遣
11	機動力及び輸送力の確保	(1) 災害応急対策用車両の確保 (2) 道路、橋りょう等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物又は災害廃棄物の除去 (4) 道路交通の確保 (5) 空港施設の被害状況の把握 (6) 航空輸送の確保

12 医療・保健対策	(1) 応急医療・保健活動の実施 (2) 医薬品、医療用資機材の調達あっせん
13 食料、生活必需品等物資の応急対策	(1) 食料の調達あっせん (2) 被服、寝具その他の生活必需品等物資の調達あっせん
14 給水対策	(1) 水源の確保及び給水の実施 (2) 応急給水用資機材の確保
15 感染症予防対策	(1) 感染症予防活動の実施 (2) 食品衛生活動の実施 (3) 感染症予防活動用資機材の調達あっせん
16 文教対策	(1) 応急教育の実施 (2) 市立学校等施設の応急対策の実施
17 農林応急対策	(1) 農林被害の把握 (2) 病虫害防除の実施 (3) 家畜防疫の実施 (4) 技術指導の実施 (5) 動物用医薬品、医療用資機材の調達あっせん
18 土木応急対策	(1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 直営工事応急対策の実施 (4) 浸水対策の実施 (5) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底
19 県等への陳述要望対策	(1) 県等への要望書及び陳述書の提出 (2) 災害に対する県の動向把握及びその対策
20 被災者見舞対策	(1) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 (2) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）への見舞金等の措置
21 被災者に対する生活確定対策	(1) 物価の値上がり防止対策 (2) 被災者の住宅対策 (3) 世帯更正資金対策 (4) 農林復旧対策 (5) 租税等の減免対策 (6) 商工業復旧対策 (7) 公共土木施設関係復旧対策

第1節 活動体制計画

	(8) 見舞金及び義援金金品の受け入れ及び配布

エ 廃止基準

災害対策本部は、次のときに廃止する。

- ① 本部長が、市の地域に災害が発生する恐れがなくなったと認めるとき
- ② 本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき。

(3) 市災害対策本部設置の公表

市長は、北上市災害対策本部を設置した場合は、県に報告するとともに、報道機関に公表するものとする。廃止の場合も同様とする。

(4) 市本部職員等の明示

本部職員及び本部車両を明示するため、腕章及び車旗を交付する。

(5) 北上市災害対策本部の設置場所

ア 設置場所

災害対策本部の設置場所は、状況に応じて次の3箇所から本部長が選定する。

- ① 本庁舎2階庁議室（北上市芳町1番1号）
- ② 本庁舎5階第1～3会議室（北上市芳町1番1号）
- ③ 北上消防署（北上市柳原町二丁目3番6号）

イ 連絡先

電話 0197-64-2111

第3 市の職員の動員配備体制

1 配備体制

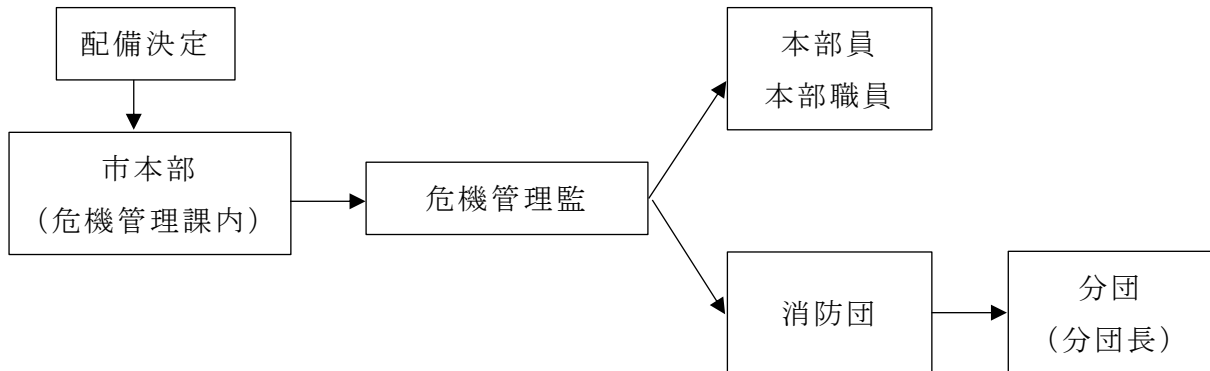
災害対策本部及び警戒本部の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制		配備課等
災害警戒本部		危機管理監、企画部長、農林部長、都市整備部長、危機管理課、その他本部長から指名された各部課
災害対策本部	警戒配備体制	各部長、危機管理課、政策企画課、総務課、都市プロモーション課、資産経営課、環境政策課、障がい福祉課、地域福祉課、農林企画課、道路環境課、下水道課、教育部総務課、会計課、その他本部長から指名された各部課
	非常配備体制	全職員

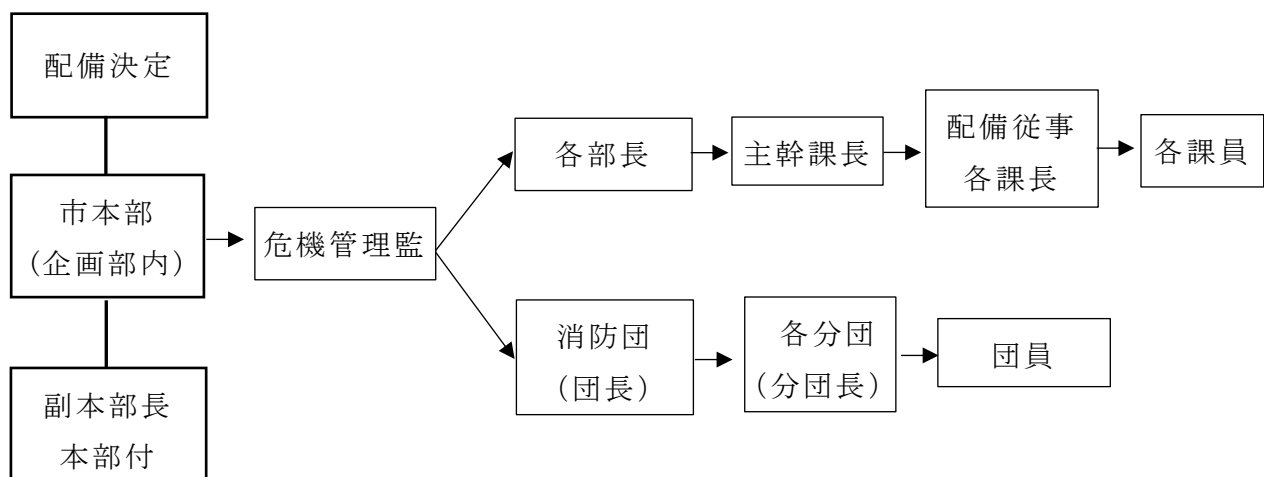
2 動員の系統

動員は、次の系統によって通知する。

(1) 災害警戒本部



(2) 災害対策本部



3 動員の方法

(1) 配備指令の伝達は、次の方法で行うものとする。

区分	伝達方法
勤務時間内	電話、電子メール、チャットツール
勤務時間外	電話、電子メール、チャットツール

(2) 各課長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、次の事項を定める。

ア 配備指令の系統及び順	イ 職員ごとの参集方法及び所要時間
ウ 所属公所に参集できない場合の参集先	エ その他必要な事項

(3) 消防団の動員については、順次指令装置及び消防団無線を活用する

4 自主参集

各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基

第1節 活動体制計画

準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに所属所等に参集する。

5 所属所に参集できない場合の対応

- (1) 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により所属所に参集出来ない場合は、最寄りの出先機関に参集する。
- (2) 参集した職員は、参集先の機関の長に対して到着の報告を行い、直ちにその指示に従い、必要な業務に従事する。
- (3) 到着の報告を受けた参集先の機関の長は、その参集状況を取りまとめのうえ、速やかに市本部長に報告する。
- (4) 参集先の機関の長は、その後の状況によって、所属以外の職員を所属所へ移動することが可能と判断した場合は、所属長と調整のうえ、当該職員の移動を命ずる。

第4 防災関係機関の活動体制

- 1 防災関係機関は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び市計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。
- 2 防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 3 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、後発災害にも対処できる体制を構築する。
- 4 災害応急対策の実施に当たっては、県、市との連携を図る。
- 5 防災関係機関は、災害応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。
- 6 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分配慮するとともに、こころのケア対策に努める。

【資料編3-1-1 北上市災害対策本部規程】

第1節の2 広域防災拠点活動計画

第1 基本方針

- 1 県は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策のため、必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設する。
- 2 広域防災拠点は、県内で発生する大規模災害に対応する機能が集約された「全県拠点」としての広域支援拠点及び支援部隊が集結するなど被災地支援の「前進基地」としての後方支援拠点により構成する。

第2 広域防災拠点の開設等

県本部長、市町村本部長、広域防災拠点の管理者等は、「岩手県広域防災拠点運用マニュアル」に基づき、広域防災拠点の開設等を行う。

1 開設基準

災害の種類	開設基準
地震災害	県内に震度6弱以上の地震が発生し、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
津波災害	大津波警報が発表され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
火山災害	噴火警報（居住地域）が発表（噴火警戒レベルが運用されている火山は噴火警戒レベル4以上）され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
その他	県内外で大規模な災害が発生した場合において、県本部長が本部の全ての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき

2 広域防災拠点の開設

- (1) 県本部長は、広域防災拠点の開設基準に該当する大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を行うため必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設する。
- (2) 県本部長は、広域防災拠点を開設するときは、災害の発生場所を考慮して、開設する広域防災拠点を選定する。
- (3) 県本部長は、広域防災拠点を開設しようとする場合には、広域防災拠点の管理者に対し、速やかにその旨を連絡のうえ、開設に向けた必要な調整を行う。
- (4) 県本部長は、広域防災拠点を開設した場合には、必要に応じて職員を派遣する。
- (5) 県本部長は、広域防災拠点を開設した場合には、応急対策を実施する防災関係機関等の長に対し、具体的な場所、施設名等を明らかにして、広域防災拠点

第1節の2 広域防災拠点活動計画

施設の利用可能状況等を連絡する。

3 広域防災拠点の運営

- (1) 県本部長は、開設した広域防災拠点を運営するため、各広域防災拠点施設の管理者、市町村その他の防災関係機関等と連携を図る。
- (2) 広域防災拠点施設の管理者は、県による運営に必要な協力体制の確保を図る。

4 廃止基準

- (1) 県本部長は、県の地域に災害が発生するおそれがなくなったと認めるとき、又は、概ね災害応急対策を終了したと認めるときは、広域防災拠点を廃止する。
- (2) 県本部長は、広域防災拠点を廃止しようとする場合には、広域防災拠点の管理者に対し、速やかにその旨を連絡のうえ、廃止に向けた必要な調整を行う。

第3 広域防災拠点

1 広域支援拠点

県内で発生する大規模災害に対応する「人」「物」「情報」に関する機能を有する防災拠点を盛岡・花巻エリアに配置する。

(1) 主な機能

NPO・防災ボランティア等への情報提供機能、支援部隊の現場活動支援機能、災害医療活動支援機能、物資・資機材の備蓄機能、支援物資の受入れ・分配機能、ヘリコプター基地・展開機能

(2) 施設名

盛岡市アイスアリーナ、国立大学法人岩手大学、滝沢総合公園、公立大学法人岩手県立大学、岩手産業文化センター・アピオ、岩手県職員総合グラウンド、雫石総合運動公園、岩手県消防学校、岩手医科大学災害時地域医療支援教育センター、日居城野運動公園、花巻空港、花巻市交流会館

2 後方支援拠点

被災地により近い場所で被災地支援を担うために、前進基地として、北上総合運動公園に配置する。

(1) 主な機能

支援部隊のベースキャンプ・現地活動調整機能、支援部隊の現場活動支援機能、物資・資機材の備蓄機能、支援物資の受入れ・分配機能、ヘリコプター基地・展開機能、情報伝達収集機能

(2) 災害協定

岩手県が北上市と締結している、広域防災拠点として北上総合運動公園を対象とする災害協定は次のとおり

【資料編3-1の2-1 岩手県広域防災拠点施設の利用に関する協定】

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 気象の予報、警報等(以下、本節中「気象予報・警報等」という)及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	活動の内容
市本部長	1 気象予報・警報等の周知 2 火災警報の発表
県本部長	1 気象予報・警報等の市等に対する伝達 2 北上川上流洪水予報等の伝達 3 北上川上流水防警報等の伝達 4 県管理河川周防警報等の発表 5 県管理河川氾濫危険水位情報等の発表 6 土砂災害警戒情報の発表
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	1 北上川上流洪水予報等の発表 2 国管理河川水防警報等の発表 3 上記の予報・警報等の関係機関に対する通知
東日本電信電話(株)又は 西日本電信電話(株)	気象予報・警報等の市町村に対する伝達
盛岡地方気象台	1 気象予報・警報の発表 2 北上川上流洪水予報の発表 3 土砂災害警戒情報の発表 4 上記の予報・警報の関係機関に対する通知
日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	気象予報・警報等の放送

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

[市本部の担当]

部	課	担当内容
企画部	危機管理課	1 気象予報・警報等の周知 2 水防に関する情報の周知

第3 実施要領

1 気象予報・警報等の種類及び伝達

(1) 気象予報・警報等の種類

気象予報・警報等の種類及びその内容は、次のとおり

(気象業務法に基づくもの)

ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

イ 情報の種類

種 類		概要
気象に関する情報	早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表する。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
	岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報の発表に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する岩手県気象情報」が速やかに発表される。

		大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する岩手県気象情報が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの岩手県気象情報が発表される場合がある。
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現した場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後に命の危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、岩手県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から概ね1時間である。

備考1 土砂災害警戒情報は、大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、基準を暫定的に引き下げて運用することがあ

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

る。

ウ 注意報の種類(発表基準 気象警報発表基準等 資料編3-2-8)

種類		概要
気象注意報	風雪注意報 (備考1)	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する、「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼び掛ける。
	強風注意報	強風によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	洪水注意報	洪水によって被害が起こるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合
		雨量基準 平坦地：1時間雨量 30 mm 平坦地以外：1時間雨量 40 mm
		流域雨量指数基準 和賀川流域=25、飯豊川流域=7、夏油川流域=6、尻平川流域=10、北本内川流域=10
		指定河川洪水予報による基準 北上川上流〔朝日橋・男山〕、猿ヶ石川〔安野〕
		ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに表す。
	雷注意報 (備考2)	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかける。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表する。

	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表する。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温による農作物等への著しい被害が発生や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表する。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する、具体的には、通信線や送電線、船体への被害が発生するおそれがあるときに発表する。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体への被害が発生するおそれがあるときに発表する。
	なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表する。
土砂崩れ注意報 (備考1)		大雨、大雪等による山崩れ、土砂崩れによって被害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水注意報 (備考1)		浸水により災害が起こるおそれがあると予想される場合

備考1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

エ 警報の種類（発表基準 気象警報発表基準等 資料編3-2-8）

種類		概要
気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪に伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

	大雨警報 (備考2)	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、とくに警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 12時間の降雪の深さが、平地で40cm以上、山沿いで50cm以上と予想される場合
洪水警報		上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 河川の増水や氾濫堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象として挙げられる。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
土砂崩れ現象警報 (備考1)		大雨、大雪等による土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
浸水警報 (備考1)		浸水により重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合

備考1 土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報にそれぞれ含めて行い、この警報の標題は用いない。

2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

3 キキクル（危険度分布等）

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1キロメートル四方の領域ごとに5段階に色分けして示す場報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報や（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。

	○「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ○「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ○「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ○「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ○「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地域の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分毎に更新している。

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

オ 特別警報の種類（発表基準 気象警報発表基準等 資料編3-2-8）

種類		概要
気象特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
	土砂崩れ特別警報 （備考1）	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。

備考1 暴風による重大な災害に加えて、雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。

2 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

3 土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。浸水警報の警報事項を含めて行う気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表する。

4 発表の判断に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて行う。

カ 地震動の警報及び地震情報の種類

（ア）緊急地震速報（警報）

○ 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

○ 震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別

警報に位置づけられる。

(イ) 地震情報の種類と内容

- 市は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検地時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

	外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 国外で大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(ウ) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く） ・岩手県内で震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報等発表時 ・岩手県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状

	発生	況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。
月間地震概況	・定期（毎月）	地震・津波防災に係る活動を支援するために、月ごとの岩手県とその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

キ 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

噴火警報（居住地域）又は噴火警報については、火山現象特別警報に位置づけられる。

種類	内 容
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側における警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	噴火警報（火口周辺）火口から少し離れた所まで、または火口から居住地域近くまでの広い範囲における火口周辺で警戒が必要な場合にその対象範囲と警戒事項を随時発表。
噴火予報	噴火警報を解除する場合、又は火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が続くことを知らせる場合にその旨を発表。
降灰予報	噴火が予想される又は発生した場合に降灰量の分布及び小さな噴石の落下範囲を予測して発表。

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山性地震や微動回数及び噴火等の火山の状況を随時発表。

ク その他

(消防法に基づくもの)

種類	通報基準
火災気象通報	気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最小湿度が40%以下、実効湿度65%以下で風速7m/ S 以上が2時間以上継続すると予想される場合
火災警報	火災気象通報が通知され、市の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合

(水防法に基づくもの)

種類	内 容
北上川上流水防情報	水位の昇降、滞水時間及び最高水位の大きさ、時刻等その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、超水、漏水、決壊、亀裂、その他河川の状況により特に警戒を必要とする事項に関する情報
北上川上流水防警報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合において、水防を行う必要がある旨を警告して行うもの

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

(ア) 水防活動の利用に適合する警報・注意報

種類	内容
水防活動用気象注意報	大雨注意報に同じ
水防活動用気象警報	大雨特別警報又は大雨警報に同じ
水防活動用洪水注意報	洪水注意報に同じ
水防活動用洪水警報	洪水警報に同じ

(イ) 指定河川洪水予報

	標 題 (種類)	概要
北上川上流洪水予報及び猿	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。

ヶ石川洪水予報		ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫警戒水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表する。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

(2) 伝達系統

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

種類	発表機関	伝達系統
気象、洪水についての予報及び警報並びに火災気象通報	盛岡地方気象台	気象警報等伝達系統図(資料編3-2-2)のとおり
土砂災害警戒情報	盛岡地方気象台及び岩手県	土砂災害警戒情報伝達系統図(資料編3-2-3)のとおり

第2節 気象予報・警報等の伝達計画

地震に関する情報	気象庁本庁等	地震に関する情報伝達系統図(資料編3-2-4)のとおり
北上川上流洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報	盛岡地方気象台及び岩手河川国道事務所	北上川上流洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報伝達系統図(資料編3-2-5)のとおり
北上川上流水防警報(情報・警報)	岩手河川国道事務所	国管理河川水防警報系統図(資料編3-2-6)のとおり
火災警報	北上地区消防組合	火災気象通報・火災警報伝達系統図(資料編3-2-7)のとおり

(3) 伝達機関等の責務

ア 気象予報・警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予報・警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予報・警報等の伝達先その他必要な要領を定める。

イ 気象予報・警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。

ウ 気象予報・警報等の伝達期間は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予報・警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

エ 気象特別警報等については、「全国瞬時警報システム（Jアラート）」を活用し、入手・伝達経路の複数化を図る。

(4) 市の措置

ア 市は、気象予報・警報を受領した場合及び火災気象通報を受領し、火災警報を発令する場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。

イ 市は、気象特別警報を受領した場合は、直ちにその内容を地域内の住民、団体等に周知させる措置をとるとともに、その内容を関係機関に通知する。

ウ 市は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。

エ 気象予報・警報の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。

オ 市は、住民、団体等に対する気象予報・警報等の伝達手段の確保に努める。

カ 火災警報の発令及び気象予報・警報の広報は、おおむね、次の方法による。

ア 登録制メール	オ サイレン及び警鐘	ケ コミュニティFM
イ C A T V	カ 自主防災組織等の広報活動	
ウ 電話	キ 携帯電話の緊急速報メール	
エ 広報車	ク ソーシャルメディア	

キ 防災基本情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルもあわせて提供するものとする。

(5) 防災関係機関の措置

ア 東日本電信電話(株)

警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、市に伝達する。

イ 放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ放送においては字幕スーパー等により放送する。

ウ その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体などに通知する。

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発生時の通報義務

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したものは、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。

イ 異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報するとともに、2に定める担当機関の長に通報するよう努める。

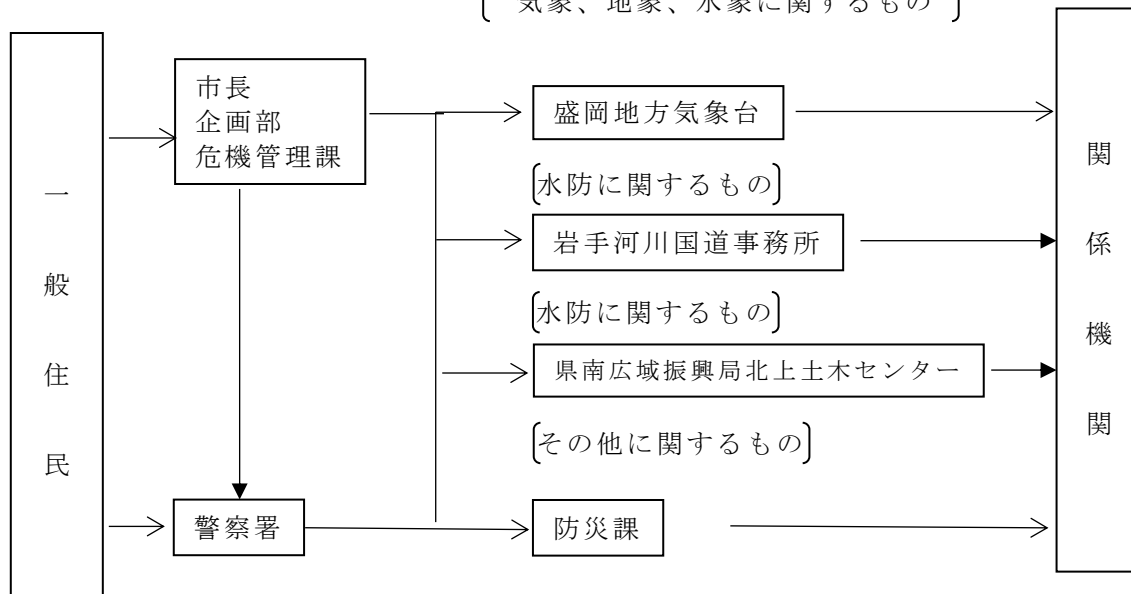
(2) 市長の通報先

通報を受けた市長は、次の区分により、担当機関の長に通報する。

種類	担当機関	通報に要するものの範囲
水防に関するもの	岩手河川国道事務所 県南広域振興局北上土木センター 県復興防災部防災課	県又は国の管理に属する河川に係るもの
気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象台 県復興防災部防災課	気象、地象、水象に関するもの
その他に関するもの	県復興防災部防災課	国又は県が予防等の措置を必要と認められるその他の現象

(異常現象の通報、伝達経路)

〔 気象、地象、水象に関するもの 〕



(3) 異常現象の種類

通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね次の通りである。

区分		異常現象の内容
水防に関する事項		堤防の異常
気象に関する事項		竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象
地象に関する事項	火山関係	(1) 噴火現象 噴火（噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等）及びこれに伴う降灰砂等 (2) 噴火以外の火山性異常現象 ア 火山地域での地震の群発 イ 火山地域での鳴動の発生 ウ 火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等）

		エ 噴気、噴煙の顕著な異常変化（噴気孔、火孔の新生拡大、移動噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化） オ 火山地域での湧泉での顕著な異常変化（湧泉の新生、濁量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等） カ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びそれに伴う草木の立ち枯れ等 キ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）
	地震関係	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
	土砂災害関係	(1) 溪流 流水内での転石、流木の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り (2) がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り等）、斜面のはらみだし、地鳴り
	その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 市その他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握するとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の確保を図る。
- 2 通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災関係機関の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災関係機関相互の連携を強化する。

第2 市本部の担当

部	課	担当内容
企画部	都市プロモーション課	報道機関との連絡調整
	危機管理課	災害情報通信手段に関すること

第3 実施要領

- 1 電気通信設備の利用
通信がふくそうした場合は、災害時優先電話を利用し、通信を確保する。
- 2 専用通信施設の利用
 - (1) 専用通信施設の設置者は、災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域に重点配備する。
 - (2) 専用通信施設の設置者は、災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努めるとともに、応急復旧に要する要員及び資機材を確保する。
- 3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保
 - (1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用
 - ア 市本部長及び指定地方行政機関の長は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

警察通信設備、消防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、電力通信設備、自衛隊通信設備

- イ これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互において、あらかじめ、協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。（県計画に準ずる）

- | |
|----------------------|
| ① 利用し、又は使用しようとする通信施設 |
| ② 利用し、又は使用しようとする理由 |
| ③ 通信の内容 |
| ④ 発信者及び受信者 |
| ⑤ 利用又は使用を希望する機関 |
| ⑥ その他必要な事項 |

(2) 応急復旧用通信設備の利用又は使用

ア 孤立防止用無線電話

災害時に、交通手段及び通信手段が途絶した場合において、孤立防止を図るため、東日本電信電話(株)岩手支店が設置した孤立防止用無線電話を使用することができる。

イ 災害応急復旧用無線電話の利用

災害時に、一般加入電話が途絶した場合において、市周辺の防災関係機関は、重要通信確保のため、災害応急復旧用無線電話を使用することができる。

(3) 非常通信の利用

ア 市本部長その他の防災関係機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認めるときには、非常通信を利用し、通信の確保を図る。

イ 非常通信は、地震、台風、洪水、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のため行われる場合に限る。

ウ 非常電話は、無人局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者からの依頼であっても、人名の救助に関するもの及び緊迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。

エ 非常通信による通報の内容は、「非常通信運用細則」（岩手県非常通信運用細則）に定めるところによる。

オ 防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局と、あらかじめ協議を行う。

カ 非常通信は、東北地方非常通信協議会の構成員所属の無線局等に依頼する。

キ 非常通信は、次の要領により、通信文を伝文形式（片仮名）又は平文で記載のうえ、無線局に依頼する。

- | |
|-----------------------------|
| ① あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号 |
| ② 字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする |

第3節 通信情報計画

- ③ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。
- ④ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(4) 東北総合通信局による通信支援

市本部長は、災害対策用移動通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(5) 自衛隊による通信支援

ア 市その他の防災関係機関の長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

イ 市本部長は、第10節「自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより、必要な要員、資機材等の支援についても養成する。

(6) 放送の利用

ア 市本部長は、緊急を要する場合で、他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、県と協議のうえ、災害に関する通知・要請等の放送を報道機関に対して要請することができる（県計画に準ずる）。

イ 県本部長及び市本部長は、次の分担により要請する。

区分	内容
県本部長	1 県全域又は複数の市町村の地域に及ぶ災害に関するもの 2 日本放送協会盛岡放送局に対する緊急警報放送の要請
市本部長	主として市の地域の災害に関するもの（ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある）

ウ 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知のうえ、行う。

ア 放送を求める理由	イ 放送内容	ウ 放送範囲
エ 放送希望時間	オ その他の必要な事項	

なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。

放送局名	担当部局	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	コンテンツセンター	019-626-8826	盛岡市上田4-1-3
㈱IBC岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町6-1
㈱テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸2-10
㈱岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮5-2-25

(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2901	盛岡市盛岡駅前通2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5514	盛岡市内丸2-10
北上ケーブルテレビ(株)	—	0197-64-5111	北上市本石町1-5-19
きたかみE&Beエフエム	—	0197-62-8833	北上市大通り1-3-1

【資料編 3-3-1 災害時における災害情報等の放送に関する協定書】

【資料編 3-3-2 災害時における緊急放送等に関する協定書】

エ 放送局長は、県本部長から放送を要請された場合において、市本部長からも同時に放送を要請されたときは、次の事項を検討のうえ、放送の順位を決定する。

- ① 市本部長から要請された放送内容が、当該災害による人命の危険その他の緊急重大な事態の発生に影響するものかどうか
- ② 市本部長から要請された放送内容が、他の市町村における緊急の災害発生のおそれに関するものかどうか
- ③ 県本部長から要請された放送内容を放送することにより、市本部長から要請された放送内容を充足できるかどうか
- ④ 県本部長から要請された放送と市本部長から要請された放送とを同時に放送できるかどうか
- ⑤ 放送に要する時間等

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本計画

- 1 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、災害情報システムを利用する等、防災関係機関と密接に連携を図る。
- 3 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報 報告様式	被害額等 報告様式
市本部長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	
	2 避難指示等の実施状況	1-2	2、2-1、2-2
	3 人的被害及び住家被害の状況	2、2-1、2-2	3
	4 市有財産の被害状況	3	4
	5 県立以外の社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	
	6 国立、県立以外の医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	B、C、5、5-1	5、5-1
	7 消防施設の被害状況	6	6
	8 自然公園施設、観光施設の被害状況	D	7
	9 商工関係の被害状況	E	8
	10 高圧ガス及び火薬類施設及び鉱山関係の被害状況	9	9
	11 県管理以外の農業施設の被害状況	E	12
	12 県管理以外の農作物等の被害状況	F	13、13-1
	13 県管理以外の家畜等の被害状況	F	14
	14 県管理以外の農地農業用施設の被害状況	F	15
	15 林業施設、林産物、市有林及び私有林の被害状況	F	16
	16 市管理の河川、道路・橋りょうの被害	G-1	17
	17 県管理以外の公営住宅の被害状況	G-1	18

	18 私立学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況	H	19
	19 私立学校の被害状況	H	20
	20 市指定文化財の被害状況	H	21

[市本部の担当]

様式 番号	報告種別	報告区分		被害調査・情報収集・報告担当	
				部	課
1	発生報告・応急対策報告			企画部	危機管理課
1-1	避難指示等の実施状況			企画部	危機管理課
2、2-1、 2-2	人的及び住家被害報告			企画部	危機管理課
3	庁舎等被害報告	市有施設		財務部	
4	社会福祉施設	社会福祉施設		福祉部	長寿介護課
	社会教育施設及び文化施設 (文化財課管理施設を除く)	社会教育施設		まちづくり部	生涯学習文化課
		文化施設		まちづくり部	生涯学習文化課
	体育施設	体育施設		まちづくり部	スポーツ推進課
B、C、 5、5-1	医療衛生施設被害報告	医療施設	病院等	健康こども部	健康づくり課
			感染症指定 医療機関	健康こども部	健康づくり課
		水道施設		生活環境部	環境政策課
		衛生施設		生活環境部	環境政策課
6	消防施設被害報告	消防施設		企画部	危機管理課
D、7	観光施設被害報告	自然公園施設		商工部	商業観光課
		観光施設		商工部	商業観光課
E、8	商工関係被害報告			商工部	商業観光課
9	高圧ガス、火薬類施設 及び鉱山関係被害報告			企画部	危機管理課
F、12	農業施設被害報告			農林部	農林企画課
F、13、 13-1	農作物等被害報告			農林部	農業振興課
F、14	家畜等関係被害報告			農林部	農業振興課
F、15	農地農業用施設被害報告			農林部	農林企画課
F、16	林業関係被害報告	林業	林産施設	農林部	農林企画課

第4節 情報の収集・伝達計画

			上記以外の施設	農林部	農林企画課
		林産物		農林部	農林企画課
		森林	市有林	農林部	農林企画課
			私有林	農林部	農林企画課
G-1、17	土木施設等被害報告	河川		都市整備部	道路環境課
		道路・橋梁		都市整備部	道路環境課
G-1、18	市管理の公営住宅被害報告	公営住宅		都市整備部	都市計画課
H、19	児童、生徒及び教員等被害報告	市立学校		教育委員会 教育部	学校教育課
H、20	学校被害報告	市立学校		教育委員会 教育部	総務課
H、21	文化財（文化財課管理施設を含む）被害報告			教育委員会 教育部	文化財課

第3 実施要領

1 災害情報の収集、報告

(1) 市

- ア 市本部長は、災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法を定める。
- イ 市本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告にあたらせる。
- ウ 市本部長は、災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡を行う。
- エ 市本部長は、災害の規模及び状況により、当該市本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、地方支部長又は防災関係機関の長に対して、応援要請を行う。

① 職種及び人数	② 活動地域	③ 応援機関
④ 応援業務の内容	⑤ 携行すべき資機材等	⑥ その他参考事項

- オ 市本部長は、被害状況を、地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接報告する。
- カ 市本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接消防庁に対して被害状況を報告する。
- キ 市本部長（消防機関の長を含む）は、火災が同時発生し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに消防庁及び県本部長に報告する。

ク 市本部長は、直接即時基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第1報については、県本部のほかに、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内に報告する。

ケ 市本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等を早期に把握し、県に報告する。

コ 市本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。

① 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。

② 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理のうえ、管理する。

③ 市が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら収集できない情報について、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。

サ 市本部長は、必要に応じ、関係地方公共団体、防災関係機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

シ 被災者の調査は、被災者調査原票（様式編）によるものとする。

ス 被災者の調査後は、被災者調査原票に基づき被災者台帳（様式編）を作成するものとする。

セ 市本部長は、必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得ながら、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努める。

【資料編3-4-2 災害時における無人航空機による情報収集に関する協定書】

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。

また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。

2 災害情報収集の優先順位

(1) 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。

(2) 災害発生の当初においては、住民の生命身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。

(3) 災害の規模、状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。

3 災害情報の報告要領

(1) 報告を要する災害及び基準

報告を要する災害は、おおむね、次の基準に合致するものをいう。

第4節 情報の収集・伝達計画

- ア 当該市の管轄地域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの
- イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ウ 市が災害対策本部を設置したもの
- エ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの又は市における災害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること）を要するもの
- カ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 被害状況判定の基準

- ア 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分			判定基準	
人的被害	死者		死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	行方不明		所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	1月以上の治療を要する見込みのもの	
		軽傷者	1月未満で治療できる見込みのもの	
住家被害	全壊、全焼、流失		住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの	
	半壊、半焼		住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの	
	一部破損		被害が半壊に達しないか、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの	
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの	
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に溜まった程度のもの	
非住家被害			住家以外の建物で全壊、半壊程度の被害を受けたもの	
田畑被害	流失、埋没		耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの	
	冠水		植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	

その他の被害	道路決壊		高速自動車道、一般国道、県及び市道の一部が破壊し車両の通行が不能となった程度の被害
	橋梁流失		市道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流出し、一般の渡橋が不能になった程度の被害
	堤防決壊		河川法にいう 1 級河川及び 2 級河川の堤防、あるいは溜池かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害
	鉄道不通		汽車、電車等の運航が不能となった程度の被害
	被害船舶	沈没	船体が没し、航行不能となったもの
		流失	流失し、所在が不明となったもの
破損		修理しなければ航行できないもの	
文化財の被害	全壊又は滅失		文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊		重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損		被害が一部分にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

イ 被害報告に使用する用語の定義は次の通りにする

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等の施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一化屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物で全焼、半壊程度の被害を受けたものをいう。
船舶	櫓、櫓のみをもって運転する船以外の船をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう
り災者	り災世帯の構成員をいう

(3) 災害情報の種類

災害情報は、次の種類別に報告する。

第4節 情報の収集・伝達計画

種類	内容	報告様式	伝達手段
初期情報報告	災害発生直後にその概要を報告するとともに、災害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次、報告するもの	様式1、1-1	原則として、インターネットや県情報通信基盤（いわゆる情報ハイウェイ）を使用したシステム、電子メール等によるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星系等によるFAXはバックアップ用として利用するものとする。
	災害の規模やその状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、種類別に報告するもの	様式B～H及び様式2、2-1、2-2、3、4、5、5-1、6、9	
被害額等報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式2～21	
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

(4) 災害対策基本法に基づく報告

ア 災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告する災害は次の通りである（市が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じる）。

- ① 県において災害対策本部を設置した災害
- ② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害
- ③ ①又は②に定める災害になるおそれのある被害

イ 上記報告は、消防庁に対して行うものとし、消防組織法第22条の規定に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等速報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う。

ウ 確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法に基づく内閣総理大臣宛の文書及び消防組織法に基づく消防長官宛の文書を各一部ずつ消防庁に提出する。

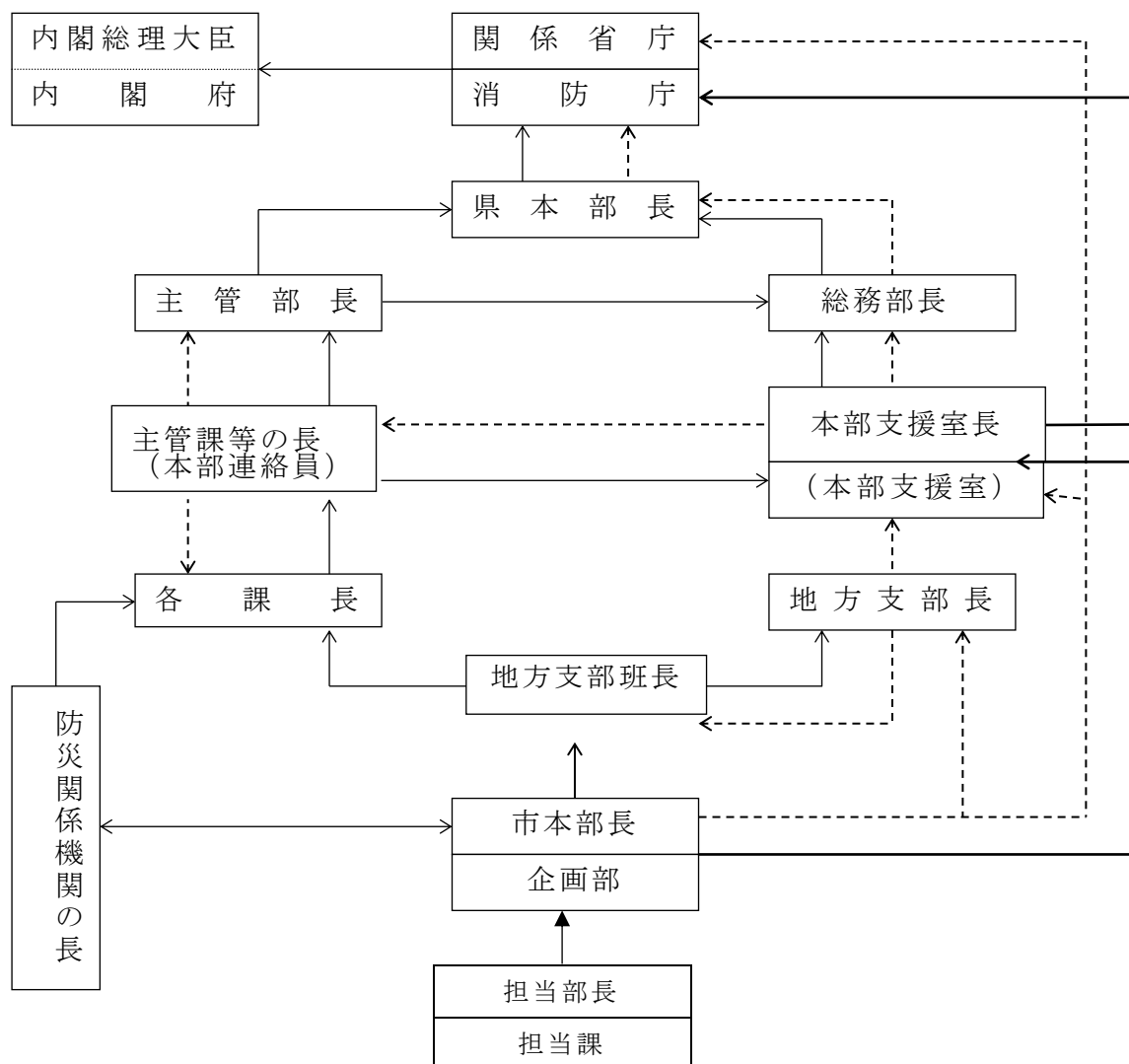
エ 消防庁への報告先は、次の通りである。

区分 回線別	平日（9:30～17:45） 応急対策室	左記以外 宿直室
電話回線	T E L 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537	T E L 03-5253-7777 F A X 03-5253-7553

消防防災無線	T E L 7527 F A X 7537	T E L 7782 F A X 7789
地域衛星通信ネットワーク	T E L T N = 048-500-7527 F A X T N = 048-500-7537	T E L T N = 048-500-7782 T E L T N = 048-500-7789

(5) 報告等の系統

市本部長及び防災関係機関から報告を受けた災害情報は、次の系統より伝達する。



報告区分別系統図

様式	報告区分	報 告 系 統
1	発生報告・ 応急対策報告・避難指示等の実施状況	<pre> graph LR subgraph CityDept [市本部] CM[危機管理課] end subgraph LocalBranch [地方支部] GA[総務班] end subgraph PrefDept [県本部] DP[防災課] end CM --> GA GA --> DP CM -.-> PP[県警察本部] PP --> DP </pre>

第4節 情報の収集・伝達計画

2	人的及び住家被害報告	<pre> graph TD subgraph CityDept [市本部] CMK[危機管理課] BEI[北上警察署] end subgraph LocalBranch [地方支部] FKB[福祉環境班] end subgraph CountyDept [県本部] FKR[復興くらし再建課] FKB2[防災課] KPB[県警察本部] end CMK --> FKB FKB --> FKR FKR --> FKB2 BEI --> KPB KPB --> FKB2 </pre>
3	庁舎等被害報告	[市有財産] <pre> graph LR subgraph CityDept [市本部] ASK[資産経営課] end subgraph LocalBranch [地方支部] SGB[総務班] end subgraph CountyDept [県本部] FKB[防災課] end ASK --> SGB SGB --> FKB </pre>
4	社会福祉施設、社会教育施設、文化施設、体育施設被害報告（文化財課管理施設を除く）	[社会福祉施設] <pre> graph LR subgraph CityDept [市本部] ZFK[障がい福祉課] LSK[長寿介護課] SYZ[子育て支援課] end subgraph LocalBranch [地方支部] FKB[福祉環境班] end subgraph CountyDept [県本部] DFK[地域福祉課] LSK2[長寿社会課] ZKB[障がい保健福祉課] SYZ2[子ども子育て支援室] HFK[保健福祉企画室] FKB2[防災課] end CityDept --> LocalBranch LocalBranch --> CountyDept CountyDept --> HFK HFK --> FKB2 </pre> [社会教育施設、文化施設、体育施設] <pre> graph LR subgraph CityDept [市本部] SLC[生涯学習文化課] SSP[スポーツ推進課] end subgraph LocalBranch [地方支部] ESB[教育事務所班] end subgraph CountyDept [県本部] SLC2[生涯学習文化財課] CVK[文化振興課] SPK[スポーツ振興課] EKB[教育企画室] CSPK[文化スポーツ企画室] FKB[防災課] end CityDept --> LocalBranch LocalBranch --> CountyDept SLC2 --> EKB CVK --> CSPK SPK --> CSPK EKB --> FKB CSPK --> FKB </pre>

5	医療衛生施設被害報告	<pre> graph LR subgraph City_Headquarters [市本部] A[健康づくり課 危機管理課 環境政策課] end subgraph Local_Branches [地方支部] B[保健医療班 (福祉環境班) 県立病院班] end subgraph County_Headquarters [県本部] C[医療政策室 長寿社会課 子ども子育て支援室 県民くらしの安全課 資源循環推進課] end subgraph Medical_Facilities [医療施設] D[県立病院以外の病院等 感染症指定医療機関 介護老人保健施設 母子健康センター 上水道施設・衛生施設 県立病院] end subgraph Planning_Divisions [企画室] E[保健福祉企画室 環境政策企画室] end subgraph Management [管理] F[医療部経営管理課] end subgraph Disaster_Prevention [防災課] G[防災課] end A --> B B --> C B --> D C --> E C --> F C --> G D --> C D --> G E --> G F --> G </pre>
6	消防施設被害報告	<pre> graph LR A[市本部 資産経営課] --> B[地方支部 総務班] B --> C[県本部 防災課] </pre>
7	観光施設被害報告	<pre> graph LR subgraph City_Headquarters [市本部] A[商業観光課] end subgraph Local_Branches [地方支部] B[総務班 福祉環境班] end subgraph County_Headquarters [県本部] C[自然保護課 観光・プロモーション室] D[環境生活企画室 商工企画室] end subgraph Planning_Divisions [企画室] E[環境生活企画室 商工企画室] end subgraph Disaster_Prevention [防災課] F[防災課] end subgraph External [外部] G[自然公園施設 観光施設] end A --> B B --> C B --> D C --> F D --> F G --> C G --> D </pre>
8	商工関係被害報告	<pre> graph LR A[市本部 商業観光課] --> B[地方支部 総務班] B --> C[県本部 商工企画室] C --> D[防災課] </pre>

第4節 情報の収集・伝達計画

9	高圧ガス、 火薬類施設 及び鉱山関 係被害報告	<pre> graph LR subgraph CityDept [市本部] A[危機管理課] end subgraph LocalBranch [地方支部] B[総務班] end subgraph CountyDept [県本部] C[消防安全課] end A --> B B --> C D["(一社)岩手県 高圧ガス保安協会"] --> C </pre>
12	農業施設被 害報告	<pre> graph LR subgraph CityDept [市本部] A[農林企画課 農業振興課] end subgraph LocalBranch [地方支部] B[農林班] end subgraph CountyDept [県本部] C[農林水産企画室] D[防災課] end A --> B B --> C C --> D </pre>
13	農作物等被 害報告	<pre> graph LR subgraph CityDept [市本部] A[農林企画課 農業振興課] end subgraph LocalBranch [地方支部] B[農林班] end subgraph CountyDept [県本部] C[農林水産企画室] D[防災課] end A --> B B --> C C --> D </pre>
14	家畜等関係 被害報告	<pre> graph LR subgraph CityDept [市本部] A[農林企画課 農業振興課] end subgraph LocalBranch [地方支部] B[農林班] end subgraph CountyDept [県本部] C[農林水産企画室] D[防災課] end A --> B B --> C C --> D </pre>
15	農地農業用 施設	<pre> graph LR subgraph CityDept [市本部] A[農林企画課 農業振興課] end subgraph LocalBranch [地方支部] B[農林班] end subgraph CountyDept [県本部] C[農村建設課] D[農林水産企画室] E[防災課] end A --> B B --> C C --> D D --> E </pre>
16	林業関係被 害報告	<pre> graph LR subgraph CityDept [市本部] A[農林企画課] end subgraph LocalBranch [地方支部] B[農林班] end subgraph CountyDept [県本部] C[林産施設・林産物] D[林産施設・市有林・林産物] E[林産施設以外の林業施設] F[林業振興課] G[森林整備課] H[森林保全課] I[農林水産企画室] J[防災課] end A --> B B --> C B --> D B --> E C --> F D --> G E --> H F --> I G --> I H --> I I --> J </pre>

17	河川・道路等土木施設被害報告	市本部 地方支部 県本部 道路環境課 → 土木班 → 砂防災課 → 県土整備企画室 → 防災課
18	都市施設等被害報告	[県管理以外] 市本部 地方支部 県本部 都市計画課 都市再生推進課 下水道課 → 土木班 → 都市計画課 下水環境課 → 県土整備部企画室 → 防災課
20	児童、生徒及び教職員等被害報告	[市立学校] 市本部 地方支部 教)総務課 学校教育課 → 教育事務所班
21	学校被害報告	国立学校 私立学校 県立学校 防 災 課 ← ふるさと振興企画室 学事振興課 ← 教育企画室 学校教育課 ↑ 教育企画室

第4節 情報の収集・伝達計画

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

市及び防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下、指定電話という）を定めるものとする。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

災害情報の報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによるものとする。

ア 市と県本部及び支部との場合

(3) 災害情報通信に使用する通信施設

ア 市と県本部及び支部との場合

防災行政無線

イ 市本部と他の防災関係機関との場合

無線電話・インターネット・メール配信を追加

(4) 伝達手段の確保

ア 防災行政無線、消防無線（団波）

イ 防災行政無線、消防無線（団波）

第5節 広聴広報計画

第1 基本方針

- 1 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広聴広報活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うにあたっては、関係機関との密接な連携協力の行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者への配慮をする。
- 5 広聴活動にあたっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に要配慮者への配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	広聴広報活動の内容
県本部長	1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難指示等 4 医療所、救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 6 医療機関の情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 安否情報 10 生活関連情報 11 相談窓口の開設状況 12 ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 13 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 14 その他必要な情報
市本部長	1 災害の発生状況 2 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 3 市等が実施した避難指示等 4 避難所・救護所の開設状況

第5節 広聴広報計画

	5 医療所、救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 二次災害の予防に関する情報 10 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 11 安否情報及び避難者名簿情報 12 生活関連情報 13 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況 14 ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 15 その他必要な情報
東北地方整備局 （岩手河川国道事務所、三 陸国道事務所、南三陸沿岸 国道事務所、北上川ダム統 合管理事務所）	1 気象予報・警報等及び災害発生時の注意事項 2 水防に関する指示 3 所管施設の被災状況、復旧状況及び災害応急復旧 の見通し
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌティティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 通信の途絶の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
日本赤十字社岩手県支部 （北上市地区）	義援物資及び義援金の募集及び受付け情報
社会福祉法人岩手県社会福 祉協議会	防災災害ボランティアの募集情報
日本放送協会盛岡放送局	1 気象予報・警報等の伝達 2 緊急警報放送 3 避難指示等の情報 4 災害の発生状況及び被害状況 5 各災害応急対策の実施状況
東日本高速道路(株) 北上管理事務所	1 高速道路の被災状況及び交通規則の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への迂回路等の状況
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社北上駅	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況

	3 利用者への代替輸送等の情報
東北電力ネットワーク株式会社 花北電力センター	1 電力関係施設の被害の被災状況 2 災害応急復旧の状況
(株)岩手日報社北上支局 (株)朝日新聞社北上支局 (株)毎日新聞社奥州通信部 (株)読売新聞社北上支局 (株)河北新聞社北上支社 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社北上支社 (株)日刊岩手建設工業新聞社	1 避難指示等の情報 2 災害発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 北上ケーブルテレビ(株)	1 気象予報・警報等の伝達 2 避難指示等の情報 3 災害の発生状況及び被害状況 4 各災害応急対策の実施状況
岩手県交通(株)北上営業所	1 バス路線の復旧状況 2 利用者への情報提供
岩手県高圧ガス保安協会北上支部	1 ガス関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者へのガス供給等の情報

[市本部の対応]

部	課	対応内容
企画部	危機管理課	被災者の生活相談、苦情内容に応じた担当部課への業務の仕分け
	都市プロモーション課	1 報道発表報道協力要請等報道機関への対応 2 被災地における広聴、広報 3 人的被害等に関する報道発表等の報道機関への対応
各部	各課	所管業務に係る広報資料の収集、作成、整理、相談窓口等の設置、対応等

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

第5節 広聴広報計画

ア 都市プロモーション課長は、広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほかに、次に挙げる写真等を作成し、又は収集する。

- ① 企画部都市プロモーション課が撮影した災害写真、災害ビデオ等
- ② 現地災害対策本部、調査班が撮影した写真・ビデオ等
- ③ 防災関係機関及び住民等が撮影した写真・ビデオ等
- ④ 災害応急対策活動の状況取材した写真・ビデオ等

イ 広報資料の収集にあたっては、災害発生の原因、経過推移を知ることができる資料の収集に努める。

ウ 市本部長及びその他の防災関係機関は、県本部長に対し、災害にかかる広報資料を提供するとともに、適時に更新する。

(2) 住民等に対する広報

ア 広報の実施

- ① 災害広報の実施者は、関係機関との密接な連携協力のもと、それぞれが収集した広報資料及び情報により、被災者その他の住民等に必要な広報を的確に行う。
- ② 報道機関は、市が災害情報共有システム（以下「Lアラート」という。）へ送信した情報について、住民等に広報を行うよう努める。
- ③ 都市プロモーション課長は、その収集した情報及び(1)により提供を受けた広報資料等を取りまとめて、必要な広報を行う。

イ 広報の優先順位

災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。

① 災害の発生状況	⑦ 毛布等の生活関連物資の配給
② 災害発生時の注意事項	⑧ 安否情報
③ 避難指示等の発令状況	⑨ ライフラインの応急復旧の見通し
④ 道路及び交通情報	⑩ 生活相談の受付
⑤ 医療機関の被災情報及び活動情報	⑪ 各災害応急対策の実施状況
⑥ 給食、給水の実施	⑫ その他の生活関連情報

ウ 広報の方法

- ① 災害広報の実施者は、総合的な情報を提供するポータルサイト等の設置に努める。
- ② 災害広報の実施者は、各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

CATV、コミュニティFM、広報車、ヘリコプター等の航空機、インターネット（携帯端末へ配信できるサービスを含む。）、ホームページ、登録制メール、

ソーシャルメディア、回覧板、広報誌、掲示板、消防車、テレビ、ラジオ、新聞等

【資料編 3-3-2 災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー株式会社）】

(3) 報道機関への発表

ア 災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、市本部長が必要と認める情報について行う。

イ 発表は、原則として、危機管理監が記者クラブに対して行う。

ウ 危機管理監は、報道機関に発表した情報について、必要と認める各課に送付するとともに、必要に応じて防災関係機関に提供する。

エ 防災関係機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として、危機管理監と協議のうえ行う。

ただし、緊急を要する場合には、発表後速やかに、その内容を危機管理監に報告する。

(4) 関係省庁等に対する周知

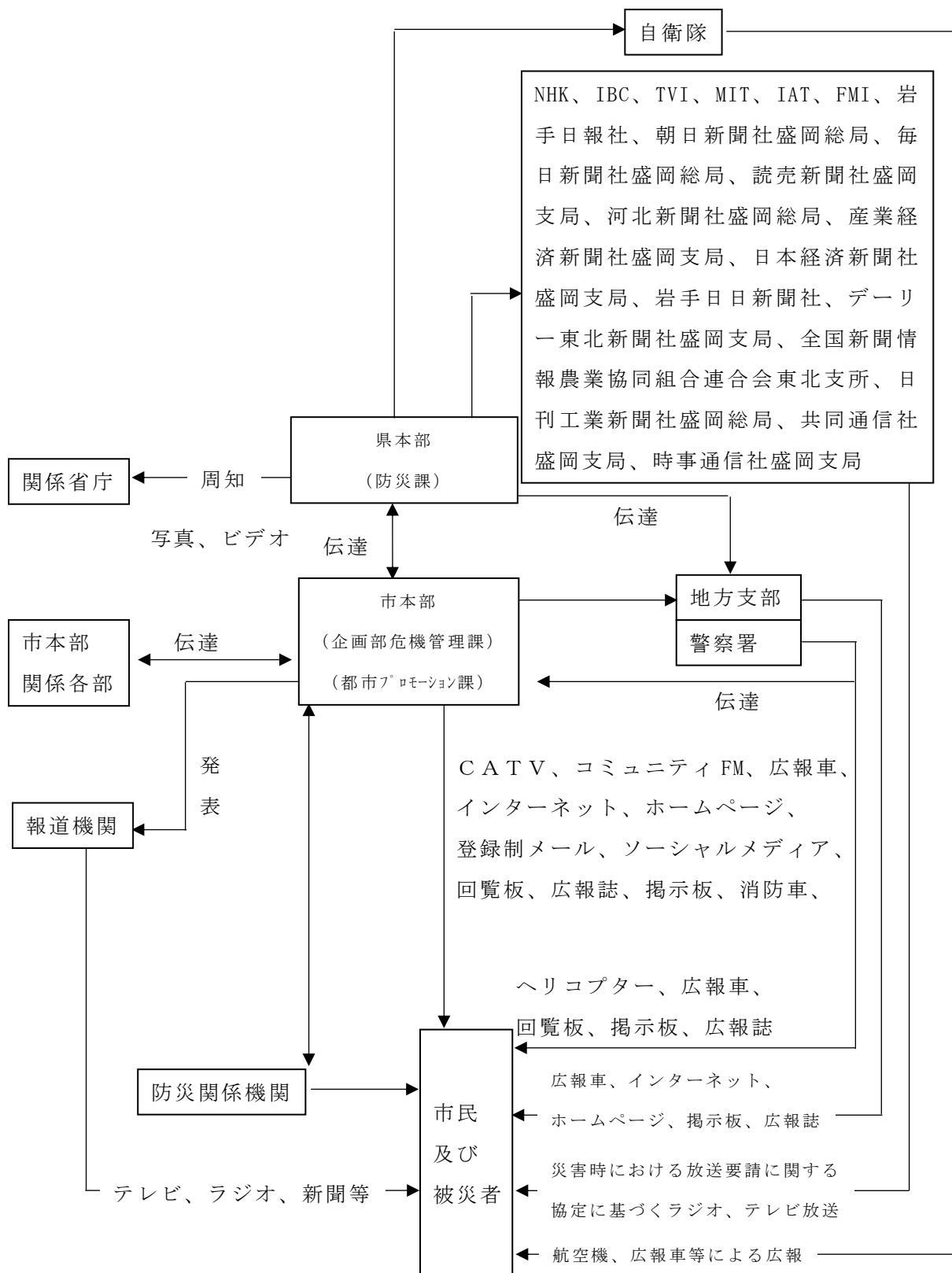
ア 関係省庁等に対する周知は、災害態様、応急対策の実施方針及び実施状況を内容とし、被害の実態に対する認識及び理解を深めることを主体とする。

イ 周知においては、写真、ビデオ等を活用するほか、市本部職員を派遣してその実情を説明する等徹底を図る。

(5) 災害広報実施系統

災害広報の実施系統は、次の通りとする。(次ページ)

第5節 広聴広報計画



ア 防災行政無線	オ サイレン及び警鐘	ケ コミュニティFM
イ C A T V	カ 自主防災組織等の広報活動	
ウ 電話	キ 携帯電話の緊急速報メール	
エ 広報車	ク ソーシャルメディア	

2 広聴活動

- (1) 市本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- (2) 市本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難所に臨時相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。
- (3) 県本部長は、市本部長が行う広聴活動を支援するとともに、県本部総務生活課及び地方支部総務班に相談窓口を設置し、被災者の相談、要望、苦情等を聴取し関係課及び班と連絡しながら、早期解決に努める。

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 市本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、災害対策本部内の道路応急復旧のための専門班を設置し、優先的に交通の確保を図る。
- 3 市及びその他の防災関係機関は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、及び航空輸送の有機的な連携を図る。
なお、物資の輸送に当たっては、県及び市町村の物資集積・輸送拠点を経て、各指定避難所等へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- 5 県及び市は、防災関係機関による災害応急対策を支援するため、防災拠点等、緊急輸送道路及びヘリポート等の確保を図るとともに、これらの管理者との情報共有に努める。
- 6 災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国土交通省は物流上、重要な走路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
市本部長	1 市管理道路に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
県本部長	1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
北上郵便局	災害救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	1 所管する一般国道に係る通行規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び応急復旧 2 災害対策基本法に基づく県又は市長に対する区間指定の指示

陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 災害派遣要請に基づく緊急輸送 2 災害派遣活動の実施に係る交通規制
東日本高速道路(株)東北支社北上管理事務所	所管する高速自動車道に係る交通規制、災害対策基本法に基づく車両の移動等及び災害復旧
(一社)岩手県建設業協会	災害時における道路啓開及び応急復旧
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社北上駅	鉄道車両による緊急輸送
(公社)岩手県トラック協会北上支部 日本通運(株)北上支店 ヤマト運輸(株)岩手主管支店 岩手県交通(株)北上営業所	トラック、バス等の車両による緊急輸送

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	政策企画課	1 他の都道府県に対する車両等の提供及びあっせんの要請 2 運送事業者に対する陸上輸送等の要請
財務部	財政課	燃料の確保
	資産経営課	車両の配置
都市整備部	道路環境課	市管理道路に係る交通規制及び応急復旧

第3 交通確保

1 情報連絡体制の確立

- (1) 道路管理者及び交通規制実施者は、あらかじめ災害時における情報連絡系統を定める。
- (2) 道路管理者及び交通規制実施者は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡をとるとともに、市本部長に報告するものとする。

2 防災拠点等の指定

市本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の輸送、集積等の中核となる輸送拠点及び交通拠点を定める。

(1) 防災拠点

市庁舎、江釣子庁舎、和賀庁舎、消防本部

第6節 交通確保・輸送計画

(2) 輸送拠点

陸上輸送拠点

J R 北上、北上流通基地、北上工業団地、北上南部工業団地

(3) 交通拠点

東北縦貫自動車道、東北横断自動車道、盛岡和賀線、花巻和賀線、後藤野野中線、花巻平泉線、夏油温泉江釣子線、岩崎藤根線、北上和賀線、清水野村崎野線

(4) 広域防災拠点

ア 広域支援拠点

【本編第3章第1節の2 第3の1参照】

イ 後方支援拠点

【本編第3章第1節の2 第3の1参照】

(5) 重要物流道路及び代替・保管路が連結する拠点

3 緊急輸送道路の指定

(1) 市本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。

(2) 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する

ア 他県と県内の都市を結ぶ高速道路及び一般国道を中心とする幹線道路

イ 防災拠点等へのアクセス道路

ウ 上記以外の代替道路

(3) 緊急輸送道路は、以下のとおり区分する。

ア 第1次緊急輸送道路

防災拠点（市庁舎、災害拠点病院、消防本部・消防署ほか）、物資集積拠点、輸送拠点を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点（災害拠点病院以外の病院、交流センターほか）、輸送拠点（道の駅ほか）、交通拠点、広域防災拠点、重要物流道路及び代替・保管路が連結する拠点を連絡する道路

(4) 市本部長が指定する緊急輸送道路は、次のとおりとする。

路線名	指定区間	供用区間
東北自動車道	上り線北上江釣子 I C ～ 水沢 I C	全線
	下り線北上江釣子 I C ～ 花巻南 I C	〃
秋田自動車道	上り線北上西 I C ～ 北上 J C T	〃
	下り線北上西 I C ～ 湯田 I C	〃
国道4号	金ヶ崎町境～花巻市境	〃

国道107号	西和賀町境～奥州市境	〃
盛岡和賀線	花巻市境～国道107号交差点（藤根地区）	〃
花巻和賀線	花巻市境～国道107号交差点（堅川目地区）	〃
後藤野野中線	後藤野工業団地～国道107号交差点（藤根地区）	〃
花巻平泉線	花巻市境～金ヶ崎町境	〃
夏油温泉江釣子線	夏油温泉～江釣子十文字	〃
相去飯豊線	相去～鬼柳	〃
北上和賀線	鬼柳～岩崎	〃
清水野村崎野線	国道4号交差点～花巻市境	〃

4 道路啓開等

(1) 道路啓開等の順位

道路管理者は、災害の態様と緊急度において、相互に連携を図りながら道路啓開及び復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

道路管理者は、あらかじめ、県内各地域における復旧資材、機械等の状況を把握し、建設業等と応援協定を締結するなど、災害時における道路啓開及び応急復旧に対処する供給体制を整備する。

(3) 道路啓開等の方法

ア 道路上の瓦礫等の障害物の除去による道路啓開を行う。

イ 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。

ウ 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH形鋼、覆工板等により応急復旧する。

5 交通規制

(1) 実施区分

交通規制の実施者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡を取りながら、次の区分により交通規制を実施する。

ア 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車、緊急通行車両及び規制除外車両であるとの確認を受けた車両（以下、本節中「緊急通行車両」という）以外の車両の全方向への通行を禁止し、又は制限する。

イ 第2次交通規制

道路状況に応じて、第一次交通規制を縮小し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く）の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 第3次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の内容

ア 交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去されるとともに、その通行を抑止する。

イ 交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両についてはその流入を阻止する。

ウ 交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官又は消防吏員が自らその措置を行う（自衛官又は消防吏員にあっては警察官がその場にいない場合に限る）。

エ 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の通知

ア 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として、規制標識を設置する。

イ 標識を設置することが困難、又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指導に当たる。

ウ 規制標識には、次の事項を表示する。

- | |
|-------------|
| ① 禁止又は制限の対象 |
| ② 規制する区域、区間 |
| ③ 規制する機関 |

エ 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないように、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。

オ 交通規制の実施者は、規制値周辺において、車両広報により、規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡を取り、交通規制に係る放送を依頼する。

(4) 報告の系統

ア 市道路管理者は、管理道路の交通規制を行った場合は、他の機関の道路管理者、地方支部警察署班に連絡するとともに、住民への周知に努める。

イ 交通規制が複数の市町村に及ぶことが予想される大規模災害時には、交通規制の実施者が隣接する地域等の道路管理者、警察関係機関へ情報提供を行い、連携を図る。

ウ 災害時等における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

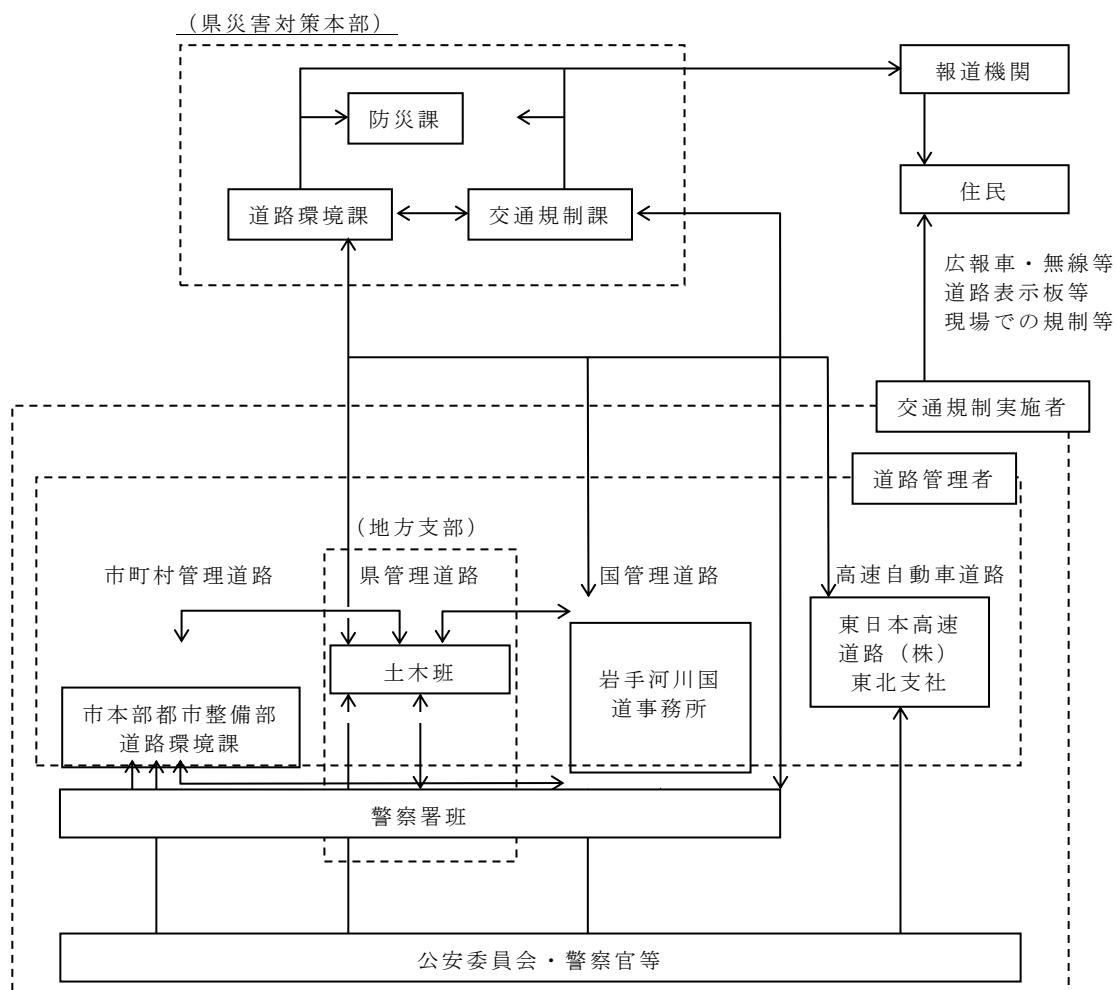
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）② 道路法に基づく規制（同法第46条）③ 道路交通法に基づく規制（同法第4条－第6条） |
|--|

6 災害時における車両の移動

- (1) 道路管理者は、放置車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う。
- (2) 道路管理者は、自ら車両等の移動等を行う場合には、やむを得ない限度で当該車両等を破損することができる。
- (3) 道路管理者は、車両等の破損によって生じた損失について、当該車両等の所有者等と協議のうえ、補償する。
- (4) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請する。
- (5) 市は、緊急通行車両の通行ルートを確保するため必要があると認めるときは、国道路管理者、県道路管理者又は高速自動車道路管理者に対し必要な要請を行う。

第6節 交通確保・輸送計画

交通規制連絡系統図



※ この図では、災害対策基本法による交通規制実施者のほか、他法令により交通規制を行う権限を有する道路管理者についても、広義の交通規制実施者として扱っている。

(5) 緊急通行車両確認証明書の交付

ア 県公安委員会は、緊急通行車両又は規制除外車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、県、市町村等との協定等により緊急輸送を行う民間事業者等に対し、緊急通行車両標章又は規制除外車両標章交付のための事前届出制度の周知を行う。

イ 県公安委員会は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の事前届出書又は規制除外車両の事前届出書を提出させ、審査のうえ、届出済証を交付する。

また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿又は規制除外車両事前届出受付簿に登載しておく。

ウ 緊急輸送のため車両を使用するものは、県本部長（防災課）又は県公安委

員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両の確認の申し出をする。

① 番号標に標示されている番号	④ 通行日時
② 輸送人員又は品名	⑤ 通行経路(出発地、経由地、目的地)
③ 使用者の住所及び氏名	

エ 届出済証の交付を受けている車両については、優先的に確認するとともに、次の事項を明らかにすることにより、確認のための審査を省略する。

① 当該車両を使用して行う業務を疎明する書類
② 届出済証

オ 県本部長及び県公安委員会は、緊急通行車両である旨を確認したときは、災害対策基本法施行規制別記様式第3及び第4に定める標章及び証明書を交付する。

カ 県公安委員会は、規制除外車両である旨を確認したときは、災害対策基本法施行規則別記様式3に定める標章及び規制除外車両確認証明書を交付する。

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

資産経営課長及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両・船舶等を動員するとともに、運送事業者等が保有する車両・船舶等を調達して、緊急輸送体制を確保する。

災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次の通りである。

- (1) 応急復旧対策に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水その他生活必需品
- (4) 衣料品・衛生資材
- (5) 応急復旧対策用資機材
- (6) その他必要な要員、物資及び機材

2 陸上輸送

(1) 車両の確保

ア 資産経営課長及びその他の防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。

イ 資産経営課長及びその他の防災関係機関は、その保有し、又は調達する輸送車両で不足を生じる場合は、他の機関に調達又はあつせんを要求する。

(2) 燃料の確保

ア 財政課長及びその他の防災関係機関は、あらかじめ、災害時における輸送に要する燃料の調達方法を定める。

【資料3-6-4 大規模災害に備えた燃料の確保に関する協定】

第6節 交通確保・輸送計画

イ 県は、緊急通行車両の運行の確保のため、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、燃料の供給を要請し、必要に応じて、政府災害対策本部又は東北経済産業局に燃料の確保を要請する。

(3) 市本部による自動車による輸送

ア 公用車の集中管理

- ① 非常配備体制は、原則として、資産経営課において、公用車を集中管理する。
- ② 市本部各課は、非常配備体制後、直ちに、資産経営課に車両等の管理の移管及び運転者の配置換を行う。ただし、市本部各課は、所掌応急対策業務の遂行上欠くことのできないと認められる車両等については、移管しないことができる。
- ③ 各部課長は、公用車を使用する場合は、資産経営課長に申し込む。
なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して、申し込む。

・ 輸送貨物の所在地	・ 輸送日時	・ その他参考事項
・ 輸送貨物の内容、数量	・ 荷送人	
・ 輸送先	・ 荷受人	

イ 運送事業者の保有する自動車の調達

財務部長は、運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は、資産経営課長に連絡し、その確保を図る。

ただし、必要数が確保できない場合は、地方支部長及び県本部長に要請し、その確保を図る。

【資料編 3－6－1 災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書】

ウ 事前準備

資産経営課長は、公用車の集中管理又は民間等の自動車の調達等について、この計画に定めるものの他、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制の整備を図る。

(4) 市本部の鉄道輸送等

ア 市本部において、鉄道輸送を行う場合は、財務部資産経営課長を通して行う。

イ 各課長は、鉄道輸送を行う場合は、次の事項を明示して、財務部資産経営課長に申し込む。

① 輸送貨物の所在地	④ 輸送日時	⑦ その他参考事項
② 輸送貨物の内容、数量	⑤ 荷送人	
③ 輸送先	⑥ 荷受人	

3 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。

ア 人命、身体の保護上緊急を要するとき。

イ その他、輸送又は移送に緊急を要するとき。

(2) 航空機の確保

市本部長及び防災関係機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と求められた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあっせんを要請する。

ア	要請理由	エ	輸送先	キ	荷受人
イ	輸送貨物の所在地	オ	輸送日時	ク	着陸希望場所及びその状況
ウ	輸送貨物の内容、数量	カ	荷送人	ケ	その他参考事項

県本部における航空機のあっせん事務は、復興防災部防災課が担当する。

自衛隊機を希望する場合の手続きは、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) ヘリポートの設置基準

ヘリポートの設置基準は、資料編[3-6-2]の通りである。

(4) ヘリポートの現況

市内におけるヘリポートの現況は、資料編[3-6-3]の通りである。

4 輸送関係従事命令

(1) 従事命令

市本部長は、緊急輸送の実施に当たり、契約等による一般の方法で緊急輸送の確保ができない場合は、災害対策基本法第65条第1項の規定の定めるところにより、従事命令を執行してその確保を図るものとする。

(2) 従事命令の手続き

従事命令の手続きは、第22節「応急対策要員確保計画」に定める要領により実施する。

5 整備すべき書類

- ・輸送記録簿・・・・・・・・様式編（救助様式16）による
- ・輸送費関係支払証拠書類

第7節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 大規模災害発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防御活動等を行う。
- 2 市は、同時多発火災による被害を軽減するために、あらかじめ、大規模火災防御計画を定める。
- 3 市は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのない事項については、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによるものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	1 消火、救助その他災害の発生を防御し、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等 3 緊急消防援助隊の派遣要請の検討及び県知事への連絡
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援
消防機関	1 市本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
県本部長	1 消防広域応援にかかる連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 大規模火災に係る消防庁長官に対する緊急消防援助隊の派遣等の要請

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	危機管理課	1 消防応急活動の実施 2 消防警戒区域の設定と立入の制限 3 消防機関と連絡調整

第3 実施要領

1 市本部長の措置

- (1) 市本部長は、同時多発火災による被害を軽減するために、次により、大規模火災防御計画を定める。

ア 重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防御する施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、市民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼防止線の設定

火災発生地域の延焼及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するためあらかじめ、その地形建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮のうえ、延焼防止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼防止線、避難場所、避難経路を調査し、防災関係機関と調整のうえ、消防活動計画図を作成する。

- (2) 市本部長は、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備もしくは出動を命じ、又は要請する。
- (3) 市本部長は、災害により情報孤立地域が発生した場合においては、被災現地消防団との情報連絡体制を確保する。
- (4) 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、災害が拡大し、必要があると認められる場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (5) 市本部長は、市の消防力のみによる消防応急活動等によって対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定【資料編3-7-1】を締結している自治体に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (6) 市本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受け入れ体制の整備を図る。特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

2 消防機関の長の措置

- (1) 応急活動体制の確立

ア 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保、調達

第7節 消防活動計画

体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。

イ 消防機関の長は、市本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

- ① 消防職員・団員に対する出動準備命令
- ② 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
- ③ 出動準備終了後における市本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

ウ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

エ 消防機関の長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な災害が発生した場所を知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集のうえ、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防御活動

ア 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速且つ的確に防止する。

イ 火災防御活動に当たっては、次の点に留意する。

- ① 火災が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。
- ② 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防御を行う。
- ③ 火災が随所に発生し、消防隊個々による防御では効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防御にあたる。
- ④ 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保に当たる。
- ⑤ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
- ⑥ 火災等のほかの災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先する。

(3) 救急・救助活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について、協議を行い、このための活動計画を定める。

イ 消防機関の長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、人員、資

機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。

ウ 救急・救助活動にあたっては、次の点に留意する。

- ① 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行ったうえ、安全な場所に搬送を行う。
- ② 負傷者が多数発生した場合は、重傷者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
- ③ 大規模災害により、救助・救急能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防御等にかかる活動計画を定める。

イ 避難指示等の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

ウ 避難指示等の発令がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報等に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら避難誘導を行う。

オ 高齢者、障害者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

ア 消防職員・団員は、火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外のものに対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

イ 消防長・消防署長は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し、又は応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

第7節 消防活動計画

3 緊急消防援助隊

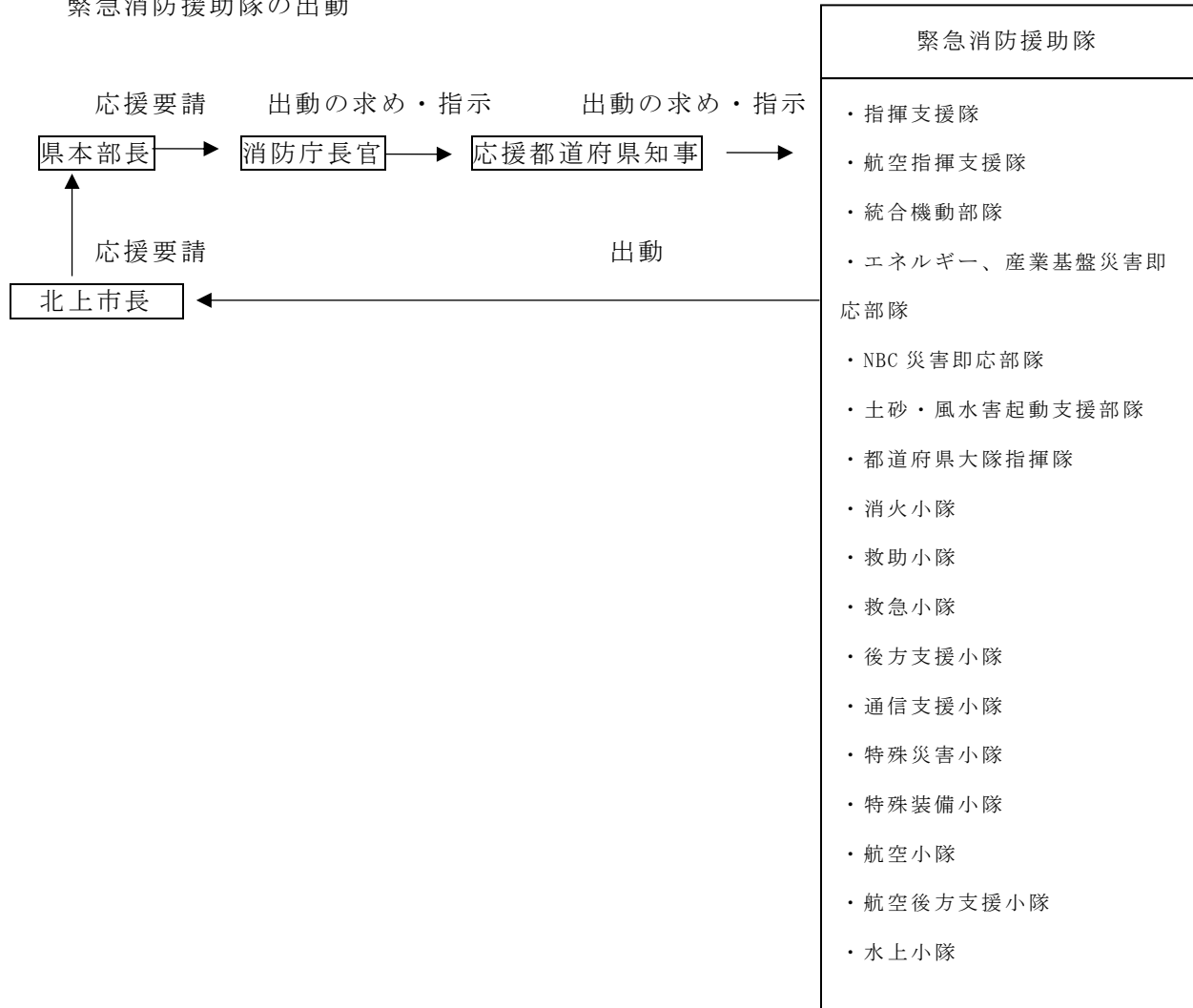
- (1) 全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するために登録された「緊急消防援助隊岩手県隊」は、次のとおりである。

部隊名	構成消防本部名等	装備等
統合機動部隊指揮隊	盛岡（1隊）	
都道府県指揮隊	盛岡(2)、一関(1)（3隊）	指揮車
消火小隊	盛岡(4)、花巻(3)、北上(2)、奥州金ケ崎(3)、釜石大槌(3)、一関(6)、大船渡(1)、陸前高田(1)、遠野(1)、宮古(3)、久慈(3)、二戸(3)（33隊）	消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ車、化学消防ポンプ車
救助小隊	盛岡(1)、北上(2)、奥州金ケ崎(1)、一関(1)、宮古(1)（6隊）	救助工作車、津波・大規模風水害対策車、高度救助用資機材
救急小隊	盛岡(4)、花巻(2)、北上(2)、奥州金ケ崎(2)、釜石大槌(1)、一関(2)、大船渡(1)、遠野(1)、宮古(2)、久慈(2)、二戸(1)（20隊）	災害対応特殊救急自動車、高度救命用資機材
後方支援小隊	岩手県(1)、盛岡(4)、花巻(2)、北上(1)、奥州金ケ崎(2)、釜石大槌(1)、一関(2)、大船渡(1)、宮古(1)、久慈(2)（17隊）	支援車、資機材搬送車、拠点機能形成車、上記の部隊が72時間対応できるように必要な物資等
特殊災害小隊（毒劇）	盛岡(1)、北上(1)（2隊）（救助部隊と重複登録）	毒劇物、B災害、C災害対応資機材
特殊装備小隊	盛岡（屈折はしご車）、奥州金ケ崎（はしご車）、釜石大槌（水難救助車）（3隊）	
航空小隊	岩手県防災航空隊（1隊）	防災ヘリコプター

（平成27年4月1日現在）

- (2) 緊急消防援助隊は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱の規定に基づき出動する。
- (3) 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い、活動する。また、消防組織法第44条又は第44条の3に基づき、部隊の移動を行う場合がある。

緊急消防援助隊の出動



4 火災・災害等即報基準

火災、災害及びその他の事故が発生した場合は、市本部長と消防機関の長が連携し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）の規定により、必要な報告等を行うこととする。

第8節 水防活動計画

第1 基本方針

- 1 洪水、内水による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれらによる被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防装置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動上、必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
北上市水防管理団体	地域内の河川等における水防活動の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	危機管理課	1 地域内の河川等における水防活動の実施 2 水防関係機関との連絡調整 3 ダム放流河川情報の伝達

第3 実施要領

洪水、内水による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第33条の規定に基づく「北上市水防計画」に定めるところにより実施する。

第9節 県、市町村等応援協力計画

第1 基本方針

- 1 市は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。この場合において、県は、市町村の相互応援が円滑に進むよう配慮する。
- 2 県は、市からの要請に応じ支援するほか、大規模な災害の発生等により必要と認める場合には、市からの応援要請を待たずに必要な支援を行う。
- 3 市その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と応援協定の締結を進め、また、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するなど、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。なお、応援協定の締結に当たっては、近隣のみならず、遠方の地方公共団体や関係機関との協定締結も考慮する。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- 4 市及び県は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。また、応急対策職員派遣制度による対口支援等について必要な準備を整えるものとする。
- 5 市その他の防災関係機関は、応援計画や受援計画を定めるよう努め、また、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点的確保等を図り、訓練を実施するなど、実効性の確保に努め、日頃から、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。
- 6 市は、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。
- 7 市は、新興感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。
- 8 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

第2 実施機関

実施機関	応援の内容
市本部長	1 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援
県本部長	1 他の都道府県の地域で発生した災害に係る応援
	2 県内市町村の地域で発生した災害に係る応援
	3 県内市町村の地域で発生した災害に係る防災関係

第9節 県、市町村等応援協力計画

	機関の行う相互供給対策の応援
警察庁及び東北管区警察局	被災県警察以外の広域緊急援助隊の派遣調整
東北厚生局	東北厚生局管内の国立病院・国立診療所に係る医療班の派遣調整
東北農政局岩手支局	1 野菜、乳製品等の供給に係る出荷要請及び緊急輸送 2 農地・農業用施設の災害復旧に係る技術者及び技能者の派遣調整 3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
東北運輸局	運送事業者に対する緊急輸送の協力要請
東北総合通信局	非常通信協議会の協力を得て行う通信の確保に必要な措置
陸上自衛隊岩手駐屯地	県知事からの災害派遣要請に基づく、人命又は財産保護に係る部隊派遣
東北地方整備局	東北地方における災害等の相互応援に関する協定に基づく応援
日本赤十字社岩手支部 北上市赤十字奉仕団	災害救助法適用時における救助の実施に係る協力
日本放送協会盛岡放送局 (株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	県知事からの要請に基づく、災害放送の実施
(公社)岩手県トラック協会 (公社)岩手県バス協会 東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 日本通運(株)盛岡支店 ヤマト運輸(株)岩手主管支店 岩手交通局(株)	救援物資及び被災者の輸送
(一社)岩手県高圧ガス保安協会	プロパンガスの供給等
岩手中部水道企業団	給水に係る浄水装置、給水タンク、給水車、運搬車等の調達、あっせん要請

[市本部の担当]

部	課	担当内容
企画部	政策企画課	1 大規模災害時における相互応援の連絡調整 2 食料品、生活必需品等の調達に係る県等地方公共団体に対する連絡調整
	総務課	他の地方公共団体に対する職員の派遣及びあっせん要請
	都市プロモーション課	放送事業者に対する報道協力要請
	危機管理課	1 自衛隊の災害派遣要請 2 食料品、日用品等に関する災害協定締結先との連絡調整 3 緊急消防援助隊の派遣に係る連絡調整 4 県内の消防相互応援に係る連絡調整
財務部	資産経営課	支援物資等の輸送に係る輸送事業者に対する応援要請
生活環境部	環境政策課	1 廃棄物処理に係るバキュームカー、仮設トイレ及びごみ収集車等の調達に係る連絡調整 2 災害時における廃棄物の処理等に関する協定に係る関係機関との連絡調整
福祉部	地域福祉課	災害救助法に係る事務の総括
健康こども部	健康づくり課	1 北上医師会の派遣要請 2 医薬品、医療用資機材の調達に係る連絡調整
農林部	農林企画課 農業振興課 農業委員会事務局	1 稲の種苗、畑作園芸物、林業種苗、肥料、病虫害防除用資機材に係る関係機関との連絡調整 2 家畜飼料の調達に係る関係機関との連絡調整
都市整備部	道路環境課	道路、河川、橋梁等の応急処理に係る資材の調達、関係機関との連絡調整
	都市計画課	応急仮設住宅の建物及び処理に係る資材の調達、関係機関との連絡調整
教育部	総務課 学校教育課	1 学用品の調達に係る関係機関との連絡調整 2 被災児童、生徒の受け入れ、教職員の確保に係る関係機関との連絡調整
会計部	会計課	義援金の受付及び保管

第3 実施要領

第9節 県、市町村等応援協力計画

1 市町村の相互協力

(1) 全市町村による相互応援

ア 市町村は、県内に地震・津波等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害における岩手県市長村相互応援に関する協定」【資料編3-9-1】に基づき、相互に応援協力する。

イ 被災市町村は、次の応援調整市町村を通じて、応援要請を行う。

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	盛岡市 019-651-4111	久慈市 0194-53-3109
久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町	二戸市 0195-23-3111	盛岡市 019-651-4111
盛岡	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	北上市 0197-64-2111	宮古市 0193-62-5533
宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	盛岡市 019-651-4111	花巻市 0198-24-2119
岩手中部	花巻市、北上市、西和賀町	一関市 0191-21-2111	釜石市 0193-22-2127
胆江	奥州市、金ヶ崎町	花巻市 0198-24-2119	大船渡市 0192-27-3111
釜石	遠野市、釜石市、大槌町	遠野市 0198-62-4311	奥州市 0197-24-2111
両磐	一関市、平泉町	奥州市 0197-24-2111	陸前高田市 0192-54-2111
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町	一関市 0191-21-2111	奥州市 0197-24-2111

ウ 応援の種類は、おおむね、次の通りとする。

- ① 応急措置を行うにあたって必要となる情報の収集及び提供
- ② 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ③ 被災者の救出、衣料、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- ④ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑤ 災害応急活動に必要な職員等の派遣
- ⑥ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

(ア) 人的支援及びあつせん

- ① 救助及び応急復旧等に必要な要員
- ② 避難所の運営支援に必要な要員
- ③ 支援物資の管理等に必要な要員
- ④ 行政機能の補完に必要な要員
- ⑤ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあつせん

(イ) 物的支援及びあつせん

- ① 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- ② 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ③ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(ウ) 施設又は業務の提供及びあつせん

- ① ヘリコプターによる情報収集等
- ② 傷病者の受け入れのための医療機関
- ③ 被災者を一時収容するための施設
- ④ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- ⑤ 仮設住宅用地
- ⑥ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(エ) その他特に要請のあったもの

エ 被災市町村は、次の事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により要請し、後日文書を提出する。

- ① 被害の種類及び状況
- ② 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- ③ 応援を希望する職種別人員
- ④ 応援場所及び応援場所への経路
- ⑤ 応援の機関
- ⑥ その他参考事項

オ 市町村は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町村及び県外の遠隔の市町村等と、相互応援協定を締結するよう努める。

カ 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

2 県による市町村応援

- (1) 市本部長は、大規模災害において、近隣市町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、原則として、地方支部長を通じ

第9節 県、市町村等応援協力計画

て、県本部長に応援を求める。被災市町村に代わって県本部長に応援を求めることができる市町村にあっても、同様とする。

- (2) 応援要請は、次の事項を明らかにして口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

ア	被害の種類及び状況
イ	応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
ウ	応援を希望する職種別人員
エ	応援場所及び応援場所への経路
オ	応援の機関
カ	その他参考事項

- (3) 県本部長は、大規模な災害の発生により被災市町村と連絡を取ることができない場合その他の必要と認める場合には、他の節において市町村が県に応援要請をする旨の定めがある場合にあっては当該定めにかかわらず、市町村からの応援要請を待たずに必要な支援を行う。

3 防災関係機関の相互協力

- (1) 防災関係機関の応援要請

消防機関の長は、県本部長に対して、応急措置の実施若しくは応援を求めようとする場合、又は市町村若しくは他の防災関係機関等の応援のあつせんを依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして、総合防災室長に対して、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

ア	災害の種類及び状況
イ	応援を希望する機関名（応援のあつせんを求める場合のみ）
ウ	応援を希望する人員、物資等の種類、数量等
エ	応援場所及び応援場所への経路
オ	応援の期間
カ	その他参考事項

- (2) 防災関係機関相互間の協力

ア 防災関係機関は、他の防災関係機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。

イ 防災関係機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

4 団体等との協力

市その他の防災関係機関は、その所管事務に関係する団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

5 消防活動に係る相互協力

大規模災害時におけるほかの都道府県に対する緊急消防救助隊の派遣及び県内

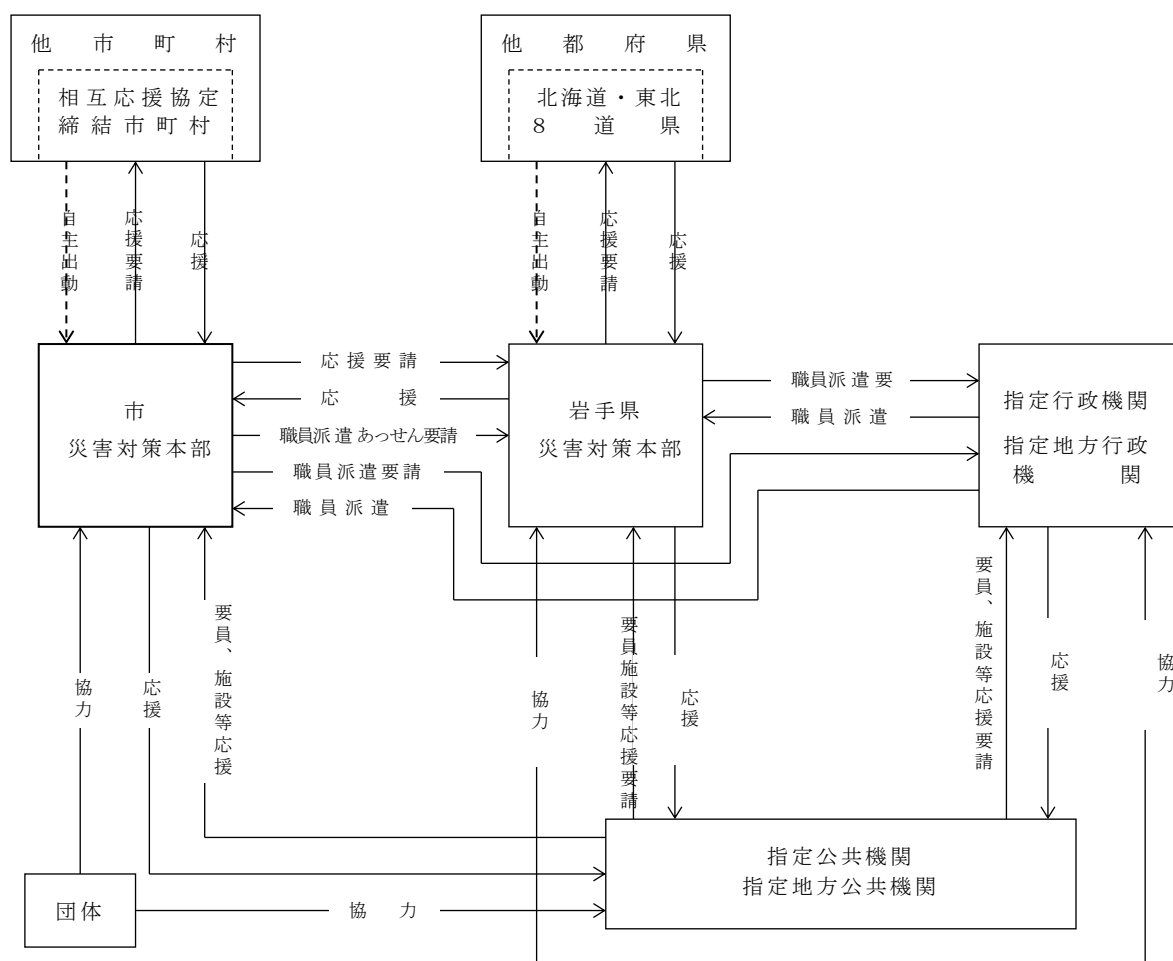
市町村における消防隊の派遣による相互応援については、県計画に準ずる。

6 経費の負担方法

- (1) 国、県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。
- (2) 防災関係機関等が県に協力した場合における経費負担については、各応急対策計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互協議して定める。

第9節 県、市町村等応援協力計画

災害時における相互応援体制



第10節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

- 1 陸上自衛隊岩手駐屯部隊等は、本県における災害の発生にあたって、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、県知事等からの災害派遣要請を受けて、又は一定の条件下においては自主的に人命救助を第1義とする応急救援活動を行い、引き続き、組織的救援活動を行う。
- 2 県本部長は、災害派遣を決定した場合は、市その他の防災関係機関の長にその受け入れ態勢整備させるとともに、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。
また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災関係機関を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
県本部長	県下全域の災害に係る自衛隊災害派遣要請
東京空港事務局 仙台空港事務局	圏域の航空機の搜索救難に係る自衛隊災害派遣要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	県知事等の要請に基づく災害派遣

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	危機管理課	自衛隊の災害派遣要請手続き及び受け入れ措置

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

災害派遣の基準は、次の通りである。

区分	災害派遣の基準
要請派遣	災害に際して、県本部長等が人命又は財産の保護の為必要があると認め、災害派遣要請を行った場合
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、県本部長等が災害派遣要請を行った場合
自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し県本部長等の災害派遣要請を待っていては、時期を失すると認められる場合
近傍派遣	防衛省の施設等の近傍に、火災その他の災害が発生した場合

2 災害派遣命令者

県本部長から災害派遣の要請を受け、また、自ら、災害派遣を行うことができ

第 10 節 自衛隊災害派遣要請計画

る者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、次の通りである。

区分	指定部隊長の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日含む）
	岩手駐屯地司令	東北方面特科連隊第3科 滝沢（019）688-4311 内線 230	駐屯地当直司令 滝沢（019）688-4311 内線 490
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢（0176）53-4121 内線 2353	S O C 当直幕僚 三沢（0176）53-4121 内線 2204

3 災害派遣時に実施する救援活動

自衛隊が災害派遣時に実施する作業等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次の通りである。

項目	内容	市計画の 該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第3章第4節
避難への援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	第3章第13節
遭難者等の捜索 援助活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。	第3章第13節 第21節
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。	第3章第8節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）により、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。	第3章第7節
道路又は水路の 啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの警戒又は除去に当たる。	第3章第20節
応急医療・救護 及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	第3章第14節 19節
人員及び物資の 緊急輸送	救急患者、意思その救援活動に必要な人員及び救急物資の緊急輸送を実施する。この場合、航	第3章第6節

	空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	第3章第16節 第17節
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。	—
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第3章第16節
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	第3章第27節
その他	その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置を取る。	第3章第3節

4 災害派遣の要請手続き

(1) 災害派遣の要請

ア 市その他の防災関係機関の長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該機関等だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時期を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する。

- | |
|---------------------------------------|
| ① 災害の状況、通信途絶の状況及び派遣を要す事由 |
| ② 派遣を希望する機関 |
| ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| ④ その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、航空機の概数等） |

イ 市本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第68条の2の規定により、県本部長に対し、災害派遣要請をするよう求めた場合は、同条後段の規定により、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、市本部長は、当該通知をしたときは、速やかにその旨を県本部長に通知する。

ウ 市その他の防災関係機関の長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手続きに準じて、県に変更の手続きを申し出る。

エ 市本部長は、通信の途絶等により県本部長に自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。

第10節 自衛隊災害派遣要請計画

オ 市本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

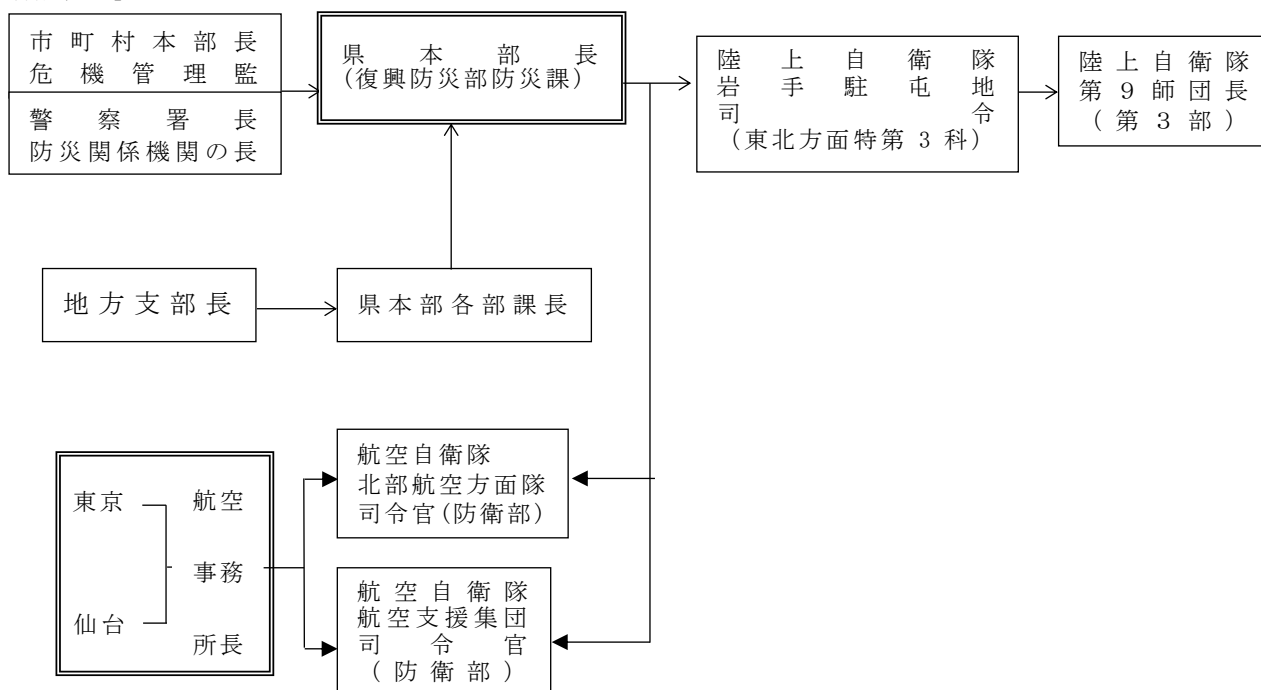
カ 災害派遣要請は、まず口頭、電話により行い、事後、正式文書により行う。

キ 自衛隊が、災害派遣部隊を出動させた場合においては、速やかに県本部長に対して派遣部隊の指揮官の官職、氏名その他必要事項を連絡する。

(2) 撤収の要請

市その他の防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に、撤収要請を依頼する。

[要請系統]



注) 1 は災害派遣要請者、() は主幹部等を示す。

2 市本部長等は、人命救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕がないときは、直接指定部隊の長に、状況を通報することができる。

5 災害派遣部隊の受け入れ

(1) 災害派遣部隊との連絡調整

ア 県本部長は、災害対策本部を設置した場合において、災害応急対策のため自衛隊と県本部との連絡を迅速緊密にするために必要と認めるときは、陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議のうえ、連絡幹部室を設置する。

イ 受入側の市その他の防災関係機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。

① 派遣部隊との連絡職員を指名し、派遣する。

② 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議のうえ、連絡班室を設置する。

③ 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ準備する。

④ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

- ・ 災害情報の収集及び交換
- ・ 災害派遣の要否についての見当及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整
- ・ 県等の保有する資機材等の準備状況
- ・ 自衛隊の能力、作業状況
- ・ 他の災害復旧機関等との競合防止
- ・ 関係市町村相互間における作業の優先順位
- ・ 宿泊及び経費分担要領
- ・ 撤収の時期及び方法

ウ 危機管理課長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

① 事前の準備

- ・ ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
- ・ ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- ・ 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度、経度（岩手県災害対策用地図）によりヘリポート位置を明らかにする。
- ・ 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

② 受入時の準備

- ・ 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹流しを掲揚する。
- ・ ヘリポートの風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ・ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては、除雪又はてん圧を行う。
- ・ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- ・ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握のうえ、事前に自衛隊と調整を行う。
- ・ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

6 自衛隊の自主派遣

- (1) 指定部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊を派遣する。

- (2) この場合において、指定部隊長の長は、できるだけ早急に県知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう求める。

なお、部隊派遣後に、県知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- (3) 指定部隊の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次の通りである。

ア 関係機関に対して、当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき

イ 県知事が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置を取る必要があるとき

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき

エ その他、上記に準じて、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

7 災害派遣に伴う経費の負担

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた市その他の防災関係機関が負担する。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用量及び借上げ料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼動させるため、通常必要とする燃料を除く）水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借り上げ、運搬、修理費

エ 有料道路の通行料

- (2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議のうえ、決定する。

第11節 ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地におけるボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 ボランティアの受付、ボランティア活動の調整、活動拠点の確保、安全上の確保、被災地におけるニーズ等の情報提供等その他受け入れ態勢の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	1 ボランティア活動に対するニーズの把握 2 ボランティア活動に対する情報の提供 3 ボランティア活動に対する支援 4 ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という）並びに北上市社会福祉協議会との連絡調整 5 自主防災組織、特定非営利活動法人その他の関係団体等との連絡調整 6 北上市災害ボランティアセンターの設置要請及び支援
県本部長	1 ボランティア活動に対する支援 2 ボランティア活動に対する情報の提供 3 ボランティア活動に係る日赤県支部及び岩手県社会福祉協議会との連絡調整 4 北上市とのボランティアに関する連絡調整
日赤県支部	1 ボランティア活動に係る各地区及び分区との連絡調整 2 ボランティア活動に係る県との連絡調整
北上市社会福祉協議会	1 北上市災害ボランティアセンターの設置・運営及びボランティア受入れ 2 ボランティア活動に係る市との連絡調整 3 ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
その他ボランティア団体（職域、職能等）	1 ボランティア活動に係る市及び北上市社会福祉協議会との連絡調整 2 北上市災害ボランティアセンターとの連携・協力

第 11 節 ボランティア活動計画

[市本部の担当]

部	課	担当業務
福祉部	地域福祉課	1 必要なボランティア活動の把握 2 ボランティア活動に係る関係機関との連絡調整 3 ボランティアの活動状況の把握

第 3 実施要領

1 ボランティアに対する協力要請

- ア 地域福祉課長は、被災地において、ボランティアニーズの把握に努める。
- イ 市本部長は、災害時において、ボランティアの協力が必要と認めた場合は、北上市社会福祉協議会に北上市災害ボランティアセンターの設置を要請するとともに、日赤県支部とも連携して、ボランティアに対して協力を要請する。
- ウ 地域福祉課長は、当該市のボランティアの他、さらに多くのボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。

- ア ボランティアの活動内容及び人数等
- イ ボランティアの集合日時及び場所
- ウ ボランティアの活動拠点
- エ ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況
- オ その他必要な事項

2 ボランティアの受入れ

- ア 市本部長は、北上市社会福祉協議会、被災地入りしている N P O ・ N G O ・ ボランティア等との連携を図るとともに、**災害**中間支援組織（ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制構築を**図り**、**災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の**情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を**関係者と積極的に共有**するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片づけごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の**活動**環境について配慮する。
- イ ボランティアの受入れは、北上市社会福祉協議会が中心となって設置・運営を行う北上市災害ボランティアセンターが行うものとし、ボランティアに対し、次の事項についてオリエンテーションを行う。

- 1 ボランティア活動の内容
- 2 ボランティア活動の期間及び活動区域
- 3 ボランティア活動のリーダー等の氏名
- 4 ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）

- 5 被害状況、危険箇所等に関する情報
- 6 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
- 7 その他必要な事項

ウ 県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

エ 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

3 ボランティアの活動内容

ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

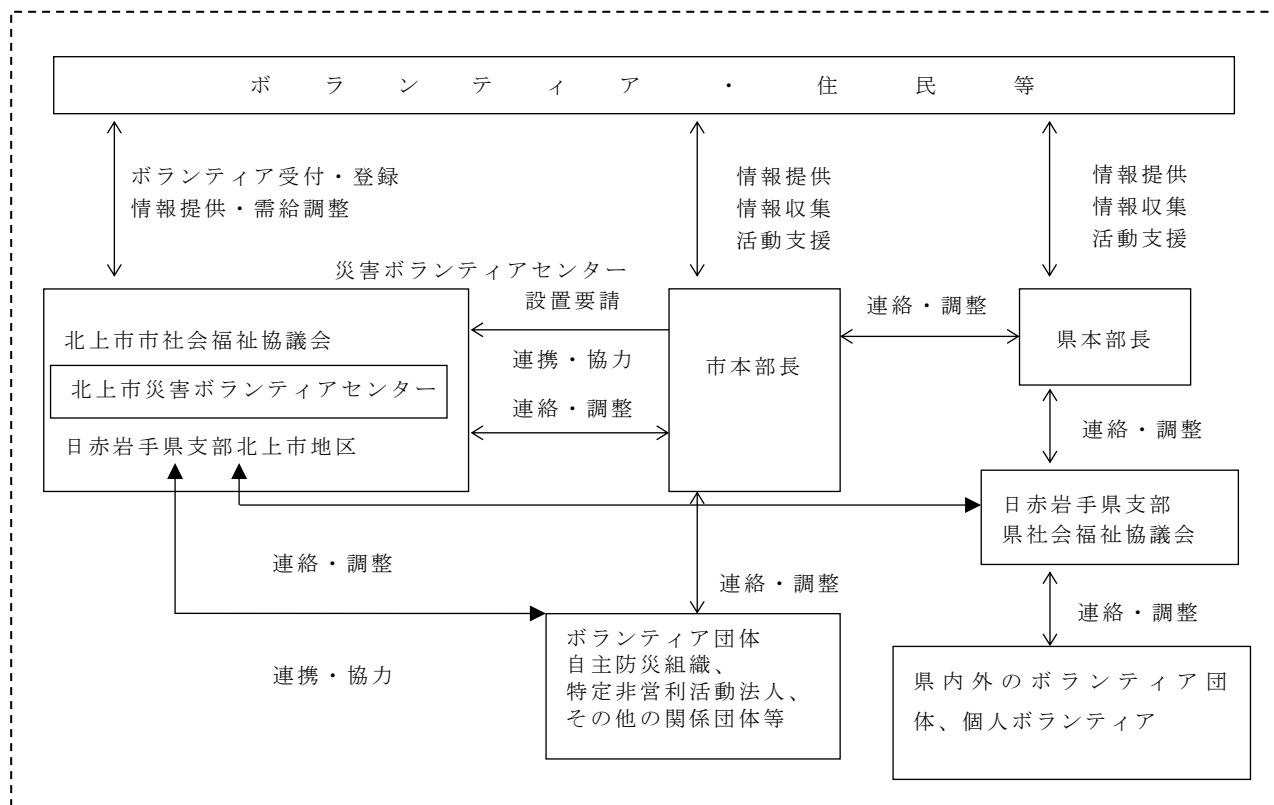
- ・炊き出し ・介助 ・物資仕分け ・移送サービス
- ・募金活動 ・引越し ・物資搬送 ・入浴サービス
- ・話し相手 ・負傷者の移送 ・安否確認、調査活動 ・理容サービス
- ・シート張り・後片付け ・給食サービス
- ・清掃 ・避難所の運営 ・洗濯サービス
- ・その他、応急危険度判定、医療、無電等の専門知識、技術を生かした活動

4 ボランティア活動の継続、廃止等

市本部長は、災害の復旧状況やボランティアのニーズ・必要性等をふまえて、北上市社会福祉協議会と協議のうえ、ボランティア活動の規模や継続体制、北上市ボランティアセンターの廃止等について決定するものとする。

第11節 ボランティア活動計画

[ボランティア活動に係る連絡調整図]



第12節 義援物資・義援金等の受付・配分計画

第1 基本方針

市は、災害時において、被災者に対し市内外から寄せられる義援物資及び義援金等（義援金及び寄附金をいう。以下同じ。）について、その受入れ体制及び配分方法等を定め、確実、迅速な被災者への配分を実施する。

第2 実施責任（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	市で受け付けた義援物資及び義援金等の募集、受付及び配分
県 本 部 長	県で受け付けた義援物資及び義援金の募集、受付及び配分
日本赤十字社岩手 県支部	義援金の募集及び受付
社会福祉法人岩手 県共同募金会	義援金の募集及び受付

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	政策企画課	義援物資の要請
	危機管理課	1 義援物資の配分 2 義援物資の受入れ及び保管
財務部	財政課	寄付金の募集方法等の検討
会計部	会計課	義援金の受付及び保管

第3 実施要領

1 県との連携

(1) 義援物資の受付等

ア 政策企画課長は、被災地のニーズを確認し、受入れを希望する物資を把握のうえ、県本部長に報告する。

イ 県本部長は、市からの情報を基に、義援物資の募集の有無や必要な物資について周知する。

ウ 県本部長は、大規模な災害の発生により市と連絡を取ることができない場合その他の必要と認める場合には、市において必要と推測される物資の募集について周知する。

エ 危機管理課長は、義援物資の受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示する。

オ 実施機関は、それぞれに送付された義援物資を受け付け、被災者に配分す

第 12 節 義援物資・義援金等の受付・配分計画

るまでの間、適切に保管する。

カ 県本部長は、必要な物資の調達に見通しが立った場合において、義援物資の募集を停止又は一時停止し、それを周知する。

(2) 義援物資の配分及び輸送

ア 県本部で受け付けた義援物資の被災市町村に対する配分は、県本部において決定し、市の指定する場所に輸送し、引き渡す。

イ 危機管理課長は、県本部から送付された義援物資について、被災者に配分する。

(3) 義援金の受付等

ア 県本部長は、大規模な災害等が発生した場合には、速やかに日本赤十字社岩手県支部と義援金募集の実施について協議し、義援金収集体等を構成員とする義援金配分委員会を組織する。

イ 義援金募集が決定された場合、実施機関相互が連携し、義援金の受付を開始するとともに、インターネット等を通じて周知する。

ウ 実施機関は、それぞれに送付された義援金を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

(4) 義援金の配分

受け付けた義援金の配分については、義援金配分委員会において協議し、決定するものとし、あらかじめ、基本的な配分方法を定めておくなど、迅速な配分に努める。

(5) 海外からの支援の受入れ

ア 県本部長は、国の非常災害対策本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合においては、関係省庁と連絡、調整を図り、その受入体制を整備する。

イ 政策企画課長は、海外からの支援の受入れに当たり、県本部長と連携を図り、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認のうえ、その支援活動が円滑に実施できるようにする。

2 市独自の対応

1 から 3 までに掲げるほか、市本部長が必要と認めるときは、市独自で義援物資の要請及び義援金等の募集を行うものとし、その方法等については、別に定める。

第13節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 市本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という）の適用を県本部長に要請する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市本部長に委任する。
- 3 県及び市、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調査を行っておくものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 被災者の救出 5 被災した住宅の応急処理 6 学用品の給与 7 埋葬 8 遺体の搜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
県本部長	1 応急仮設住宅の給与 2 医療及び助産 3 生業に必要な資金貸与、器具または資料の供与

[市本部の担当]

部	課	担当業務
福祉部	地域福祉課	法に基づく事務全般
各部	各課	法の適用範囲となる災害応急活動に係る費用の算出

第3 実施要領

- 1 法適用の基準（本項では災害救助法第2条第1項での適用について災害救助法施行令に明記された基準を記述する。）
 法による救助は、市の区域単位に、原則として同一原因による災害によって市

第13節 災害救助法の適用計画

の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- (1) 市の区域内における全壊、全焼、流失等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という）の数が、次のいずれかに該当する場合

人口	市名	被害世帯数	
		①市町村人口に応じた滅失世帯数	②県内の1,500世帯以上ある場合
50,000人以上 100,000人未満	北上市	80世帯以上	40世帯以上
・ 県内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶された地域に発生する等、救護が困難な事情がある場合で、かつ、多数の世帯が滅失した場合 ・ 多数の者が生命、身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合			

注) 被害世帯数の算定は、次の通りとする。

ア 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1被害世帯とする

イ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3世帯をもって1被害世帯とする。

- (2) 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定め特別な事情があり、かつ被害世帯が多数である場合、被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術が必要とするもの。

- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するもの。

① 災害が発生し又は発生する恐れのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

② 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の技術を必要とすること。

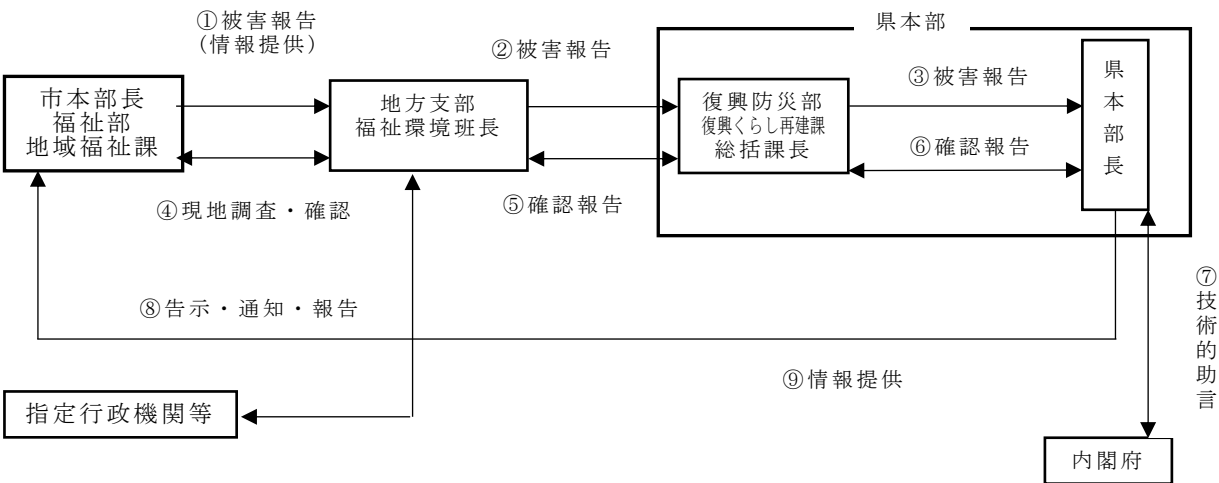
2 法適用の手続き

- (1) 市本部長の措置

ア 市本部長は、その区域における災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を地方支部福祉班長を通じて県本部長に情報提供する。

イ 法の適用基準となる被害世帯数については、第4節「情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめのうえ、「人的及び住家被害報告」（被害報告様式2）により、県本部長に報告する。

災害救助法適用の手続き



3 救助の実施

(1) 実施方法

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	応急対策計画の該当節
避難所の設置	第14節「避難・救出計画」
応急仮設住居の供与	第18節「応急仮設住宅の建設及び応急修理計画」
炊き出しその他による食品の給与	第16節「食料、生活必需品等供給計画」
飲料水の供給	第17節「給水計画」
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第16節「食料、生活必需品等供給計画」
医療	第15節「医療・保険計画」
助産	第15節「医療・保険計画」
被災者の救出	第14節「避難・救出計画」
住宅の応急処理	第18節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
学用品の給与	第23節「文教対策計画」
埋葬	第21節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」
遺体の搜索	
遺体の処理	
障害物の除去	第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」
輸送費及び人件費	第22節「応急対策要員確保計画」

第13節 災害救助法の適用計画

(2) 日本赤十字社岩手県支部への委託

県本部長は、災害救助法第16条、第19条及び「災害救助法第16条及び19条の規定に基づく業務委託契約（令和2年4月1日付け）」に基づき、必要に応じ、以下に掲げる事項の実施について日本赤十字社岩手県支部に要請するものとする。

ア 医療

イ 助産

ウ 死体の処理

エ 救援物資等の配布

オ こころのケア

第4 救助の種類、程度、期間等

法による救助の種類、程度、期間等は、資料編【3-13-1】のとおりである。

第5 整備すべき書類

- ・災害救助関係様式編による

第14節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、住民等の生命、身体を安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示等を伝達するとともに、避難支援等関係者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。
- 2 救出救助活動を行う防災関係機関は、災害発生当初における救出救助活動の重要性を十分に認識し、救出救助活動に必要な人的・物的資源を優先的に配分するなど、救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。
- 4 避難指示等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した実践的な訓練を実施する。

第2 実施機関（責任者）

1 避難指示等

実施機関	担当業務
市本部長	必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対する避難のための立ち退き勧告指示（水防法第29条、災害対策基本法第60条）
県本部長	必要と認める区域の居住者に対する避難のための立ち退き指示（水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、61条、警察官職務執行法第4条）
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置（自衛隊法第94条） 2 災害派遣要請に基づく避難の救助

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	総務課	避難場所の開設準備
	都市プロモーション課	住民等に対する広報
	危機管理課	1 自衛隊の災害派遣要請 2 避難指示等の発令 3 避難に関する情報の発信

第14節 避難・救出計画

		4 避難場所の開設指示 5 避難のための立ち退き、勧告指示 6 警戒区域の設定
生活環境部	市民課	避難指示等の区域及び警戒区域内の世帯数及び人員の把握

2 警戒区域の設定

実施機関	担当業務
市本部長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立ち入りの制限、禁止、退去の命令
県本部長	警戒区域の設定による災害対策応急対策従事者以外の当該区域に対する立ち入りの制限、禁止、退去の命令 [災害対策基本法第63条、73条]
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立ち入りの制限、禁止、退去の命令 [市長(市長の委任を受けてその職権を行う市の吏員を含む)又は警察官がいない場合] [災害対策基本法第63条]

3 救出

実施機関	担当業務
市本部長	災害による生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の状態にある者の捜索又は救出
県本部長	救出にかかる消防機関又は自衛隊派遣への派遣要請等
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく救出

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	危機管理課	1 防災関係機関への連絡調整 2 自衛隊の派遣要請 3 生命身体が危険な状態にある者及び生死不明者の捜索救助、救出
福祉部	地域福祉課	災害救助法の適用時における救出に係る費用支弁等の総括
都市整備部	道路環境課	救出に係る重機等の確保

4 指定避難所の設置、運営

実施機関	担当業務
市本部長	指定避難所の設置、運営
県本部長	県有施設に係る避難所における市町村への協力

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	総務課	1 避難所の開設準備 2 災害救助法を適用しない場合における避難所の設置事務の事後処理に係る費用支弁の総括 3 避難所生活環境の把握
	危機管理課	避難所の開設指示
福祉部	地域福祉課	災害救助法の適用時における避難所の設置事務の事後処理に係る費用支弁等の総括
健康こども部	健康づくり課 子育て世代包括支援センター	巡回による健康指導
教育部	総務課	学校を避難所として使用する際の調整

第3 実施要領

1 避難指示等

(1) 避難指示等の基準及び報告

ア 避難指示等の発令基準は、次のとおりとする。

① 土砂災害

種別	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒」となった場合 ② 大雨注意報が発表されて、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ③ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4 避難指示	① 土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量変化等）が発見された場合

第14節 避難・救出計画

② 河川の洪水災害

種別	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	① 北上川、和賀川及び猿ヶ石川の水位が別表で示す河川ごとの観測所における水位が避難判断水位に到達し、なお水位の上昇が予想される場合。 ② 堤防の漏水、浸食等が発見された場合（漏水等のおそれがある場合を含む。）
警戒レベル4 避難指示	① 北上川、和賀川及び猿ヶ石川の水位が別表で示す河川ごとの観測所における水位が氾濫危険水位に到達した場合 ② 北上川、和賀川及び猿ヶ石川の水位が別表で示す河川ごとの観測所における水位が氾濫注意水位を超えた状態で、水位予測により、水位が堤防高を超えることが予想される場合 ③ 堤防の異常な漏水等が発見された場合

備考 河川水位が氾濫注意水位に達した場合には、市本部長は、ホームページ、ケーブルテレビL字放送、登録制メール、フェイスブックなどにより情報を発信し、注意喚起を行うこととする。

※ 北上市において洪水予報や警報を行う主な河川は、北上川、和賀川及び猿ヶ石川です。各河川の水位情報の値は次のとおり。

河川	北上川		和賀川	猿ヶ石川
観測所 設定水位	朝日橋	男山	男山	安野
氾濫危険水位	5.3m	4.2m	4.2m	4.8m
避難判断水位	5.0m	3.9m	3.9m	4.4m
氾濫注意水位	3.0m	3.3m	3.3m	3.0m
水防団待機水位	2.0m	2.4m	2.4m	2.0m

（岩手河川国道事務所H27.4.1見直し後の水位）

イ 国土交通省、気象庁及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係は明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

ウ 実施責任者は、災害情報を迅速に収集し、避難を要する地域の早期の実態把握に努め、対象地域を適切に設定し、時期を失することなく、避難指示等を行う。

エ 市本部長は、台風等の接近に伴う災害の発生又は夜間及び早朝における災害の発生等が予想される場合には、住民に対して、必要に応じて普段の行動

を見合わせ始めること及び自主的な避難並びに避難行動要支援者等に対する避難行動の開始を促すため、早めの段階で高齢者等避難を発令することを検討する。

オ 市本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のため立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避などの行動を促すため、緊急安全確保を指示することができる。

カ 危機管理課長は、避難指示等の対象地域又は解除等について、助言を求めることができるよう、県その他の防災関係機関との連絡体制をあらかじめ整備する。

キ 県は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言する。

ク 県は、台風等、災害の発生が予想される場合には、盛岡地方気象台、岩手河川国道事務所、専門家等による「風水害対策支援チーム」を設置する。同チームは、市町村の避難指示等の発令状況を確認するとともに、チーム内で情報や知見を共有し、避難指示等の対象となる市町村及び助言内容を検討する。

ケ 県は、「風水害対策支援チーム」で検討した、避難指示等発令を判断するための情報や助言内容等について、市町村長等へ伝達する。

コ 市は県からの伝達を踏まえ、できるだけ早期の避難指示等の発令と日中の避難完了に努める。

サ 危機管理課長は、避難指示等を行った場合には、速やかにその旨を県本部長に報告する。

シ 実施責任者は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

ス 県その他の防災関係機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の解除について助言する。

(2) 避難指示等の内容

実施責任者は、次の内容を明示して、避難指示等を行う。

ア 発令者	エ 避難対象地域	キ 避難経路
イ 避難指示等の日時	オ 避難対象者及び取るべき行動	ク その他必要な事項
ウ 避難指示等の理由	カ 避難先	

(3) 避難指示等の周知

ア 地域住民等への周知

① 危機管理課長は、台風接近時等において、大雨の予報等が発表された段階から、災害の危険が去るまでの間、避難指示等発令の今後の見通し、発

第14節 避難・救出計画

令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。

- ② 危機管理課長は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- ③ 都市プロモーション課長及び危機管理課長は、避難指示等の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（Ｌアラート、ラジオ、テレビ、ＣＡＴＶ、緊急速報メール等のあらゆる伝達手段の複合的な活用）によって、直ちに地域住民への周知徹底を図る。
- ④ 避難指示等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。
- ⑤ 観光客、外国人等の地域外からの来訪者に対する避難指示等の周知に当たっては、あらかじめ、案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。
- ⑥ 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。
- ⑦ 避難指示等に使用する信号の種類及び内容は、次の通りとする。

災害の種類	種類及び内容		備考
	鐘音	サイレン	
火災	(連点) ○-○-○-○-○	3秒2秒3秒2秒3秒 △ △ △	近火信号をもって 避難信号とする
水災	(連点) ○-○-○-○-○	3秒2秒3秒2秒3秒 △ △ △	水防法に基づく避難信号

- ⑧ 危機管理課長は、災害の種別に応じた避難指示等の伝達文をあらかじめ作成しておく。
- ⑨ 市本部長が、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する。（分散避難）

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、避難指示等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

① 避難指示等を行った理由	② 避難指示等の理由	③ 避難指示等の発令時刻
④ 避難対象地域	⑤ 避難先	⑥ 避難者数

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市町村長	知事	災害対策基本法第60条第4項
知事	公示	災害対策基本法第60条第5項
知事又はその指示を受けた職員	当該区域を管轄する警察署長	地すべり等防止法第25条
水防管理者 知事又はその指示を受けた職員		水防法第29条
警察官、海上保安官	市町村長	災害対策基本法第61条第3項
警察官	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条1項

(4) 避難の方法

ア 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱を伴う危険発生のおそれがないと認められる場合、その他特別の事由がある場合に限る。

イ 避難は、できるだけ、事務所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域、事業所単位ごとに地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行う。

(5) 避難の誘導

ア 地域福祉課長は、あらかじめ、避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を定める。

イ 実施責任者は、消防団、自主防災組織の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を誘導する。

ウ 地域福祉課長は、避難行動要支援者の避難に当たっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。

エ 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。

- ① 幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難
- ② 在宅の高齢者、障害者等の避難

オ 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

第14節 避難・救出計画

(6) 避難者の確認等

市職員、消防団員、民生委員等は、危険な場合を除き、それぞれが連携・分担しながら、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。

ア 避難場所（避難所）

- ① 避難した住民等の確認
- ② 特に、自力避難が困難な高齢者、障害者等の安否の確認

イ 避難対象地域

- ① 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
- ② 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(7) 避難経路の確保

ア 警察署は、避難経路を確保するため、必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。

イ 危機管理課長は道路環境課長等と連携し、避難の障害となるおそれのある物件等を除去し、安全を確保する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

危機管理課長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援等関係者の安全の確保を図る。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

ア 実施責任者は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

① 発令者	④ 警戒区域設定の地域
② 警戒区域設定の日時	⑤ その他必要な事項
③ 警戒区域設定の理由	

イ 実施責任者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民等への周知

実施責任者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（Ｌアラート、ラジオ、テレビ、ＣＡＴＶ、緊急速報メール等のあらゆる伝達手段の複合的な活用）により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

実施責任者は、警戒区域を設定した場合は、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

① 警戒区域設定を行ったもの	③ 警戒区域設定の発令時刻
② 警戒区域設定の理由	④ 警戒区域設定の地域

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	市町村長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官、海上保安官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項

3 救出

(1) 救出班の編成

ア 危機管理課長は、災害発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、自主防災組織、地域住民等により、救出救護体制を整え、救出活動を実施する。

イ 危機管理課長は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その搜索、救出及び収容に当たらせるため、消防職員・団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。

ウ 県本部長は、市本部長から要請を受けた場合又は災害の規模、状況等から当該市だけでは救出活動が困難であると認めた場合は、近隣市町村、自衛隊等に対して応援を要請し、本部職員及び応援機関による「救出班」を編成し、現地に派遣する。

(2) 救出の実施

ア 搜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。

イ 搜索の実施に当たっては、民生委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者の把握を行う。

ウ 危機管理課長は、必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープ、チェンソー、チェーンブロックなど救出用資機材及び工事用重機等を確保できない場合は、地方支部土木班、建設協会等の協力を得て、調達する。

エ 市本部長は、孤立した地域における援助、救出、物資補給のために、ヘリコプターの出動が必要と認められた場合は、県本部長に出動を要請する。

オ 搜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

第14節 避難・救出計画

4 避難場所の開放

- (1) 市本部長は、避難指示等を発令した場合は、必要に応じ、災害の種類に応じた避難場所を開放する。
- (2) 市本部長は、避難場所を開放した場合は、開放日時及び場所等について、住民等に周知する。
- (3) 市は、避難場所の開放を地域の自主防災組織や自治会に委託するなど、迅速な開放に努める。

5 指定避難所の設置、運営

(1) 指定避難所の種類

種類	内容
一時避難場所	災害時に一時的に身を守るために避難する場所
第1次避難所	災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に、すぐに開設する避難所
第2次避難所	第1次避難所では受入れしきれない場合又は被害の想定に応じて避難所を増設する場合に開設する避難所
指定福祉避難所	第1次避難所開設時に要配慮者のために開設する避難所
協定福祉避難所	指定福祉避難所では受入れしきれない場合又は長期化する場合に開設する避難所

備考1 第1次、第2次避難所は、震災時と水害時とに区分する。

【資料編3-14-1 一時避難場所、3-14-2 震災時第1次避難所、3-14-3 震災時第2次避難所、3-14-4 水害時第1次避難所、3-14-5 水害時第2次避難所、3-14-6 指定緊急避難場所一覧、3-14-7 指定避難所一覧、3-14-8 指定福祉避難所一覧、3-14-9 協定福祉避難所一覧】参照

(2) 避難所の設置

ア 市の避難対象地域及び避難場所を定める。

イ 総務課長は、あらかじめ定める避難計画に従い、指定避難所を設置した場合は、食料、飲料水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ、暖房器具、避難生活に必要な物資等を調達する。

ウ 総務課長及び障がい福祉課長は福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するように努めるものとする。

エ 市本部長は、市が設置する指定避難所をできる限り多く開設する。あらかじめ指定しただけでは対応できない場合においては、次の方法により指定避難所の確保に努める。

- ① 他の市町村長と協議し、当該市町村に避難所の設置及び運営を委託し、又は建物若しくは土地を借り上げて指定避難所を設置する。
- ② 県本部長と協議し、県有の施設又は民間アパート等を指定避難所とする。
- ③ 県本部長は、②の場合に備え、県有施設又は民間アパート等の中から、指定避難所を選定する。
- ④ 隣接市町村長及び県本部長は、受け入れ体制を整備するとともに、その運営に協力する。また、市本部長は、所属職員のうちから管理者を定め、当該指定避難所の運営に当たる。

カ 危機管理課長は、指定避難所を開設した場合、次の事項を県に報告し、都市プロモーション課長は住民等に周知する。

- ① 開設日時及び場所
- ② 開設箇所数及び各指定避難所の避難者数
- ③ 開設期間の見込み

キ 指定避難所での受入れの対象となる者は、次に掲げる者とする。

区分	対象者
災害により、現に被害を受けたもの	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けるおそれのある者	ア 避難指示等をした場合の避難者 イ 避難指示等はしないが、緊急に避難することが必要である者

ク 市本部長は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、NPO等外部支援者の協力が得られるよう努める。

ケ 市本部長は指定避難所の電気、水道等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、予め指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

コ 市本部長は、指定避難所の設置を地域の自主防災組織や自治会等に委託するなど、迅速な設置に努める。

サ 危機管理課長は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、速やかに指定避難所の開設状況等を県に報告する。

シ 県本部長は、避難所の開設状況等を国（内閣府）と共有するよう努める。

ス 市本部長は、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を実施する。

(3) 指定避難所の運営

ア 市本部長は、あらかじめ定める避難計画及びその作成した指定避難所の設置及び運営に係るマニュアルに従い、指定避難所の円滑な運営に努める。こ

の場合において、総務課長は健康こども部と連携し、指定避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう、保健師、管理栄養士等による巡回等や岩手県災害派遣福祉チーム（DWA T）の活用を通じて、その状況把握に努め、必要な対策を講じる。

イ 市本部長は、避難所における感染症対策については、県が作成しているガイドライン等も参考とし、必要な措置を講ずるものとする。

ウ 危機管理課長は、指定避難所の管理者等と連携を図り、安否情報、食料、生活必需品等の配給及び被災者生活支援等に関する情報を提供するものとし、避難者が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

エ 危機管理課長は、避難者数、ボランティア数、物質の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。

オ 市本部長は、指定避難所における生活が長期化すると認められている場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。

- ① 避難者、住民組織、ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成
- ② 食料、生活必需品等の物資の需要把握体制の整備
- ③ 生活相談、メンタルケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
- ④ ホームヘルパー等による介護の実施
- ⑤ 保健衛生の確保
- ⑥ 指定避難所のパトロールの実施等による安全の確保
- ⑦ 可能な限りのプライバシーの確保及び性別、性的マイノリティ（L G B T等）や高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の多様なニーズへの配慮
- ⑧ 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用

カ 総務課長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。

キ 危機管理課長及び教育部総務課長は、学校を避難所として使用する場合は、応急教育の支障とならないよう学校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。

ク 市本部長は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、**避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。**また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に**過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な**

組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ケ 市本部長は、指定避難所等における性暴力・DVの防止対策を講じ、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(4) 被災市町村以外の市町村による避難所の設置等

被災市町村以外の市町村の避難所の設置及び運営については(1)及び(2)の定めを準用する。

(5) 災害救助法を適用した場合の避難所設置

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 帰宅困難者対策

(1) 市本部長は、災害の発生に伴い通勤・通学、出張、買い物、旅行等により、自力で帰宅することが極めて困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、関係機関と協力して、必要な情報の提供その他の帰宅のための支援を行う。

(2) 市本部長は、帰宅困難者のうち、救援が必要になった者又は避難所での受入れが必要となった者に対し、物資の提供及び避難所への受入れを行う。

(3) 市は、都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進めるものとする。

7 避難所以外の在宅避難者等に対する支援

(1) 在宅避難者等の把握

ア 市本部長は、自宅、車中その他の避難所以外の場所にいる者であって、ライフラインや物流の途絶により物資及び食料の調達並びに炊事が困難となる等、被災により日常生活を営むことが困難な者（以下「在宅避難者等」という。）の人数、必要とする支援等を早期に把握する。

イ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の安否等の確認に努め、把握した情報を市本部長に提供する。

(2) 在宅避難者等に対する支援

ア 市本部長は、市役所（支所、出張所等）における配布や在宅避難者等がい

第14節 避難・救出計画

る集落又は避難所の巡回により物資の支給を行う。

イ 市本部長は、在宅避難者等に対し、物資や食料の配布の広報の実施等必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

ウ 在宅避難者等に対する広報や情報提供は、在宅避難者等が適切に情報を得られるよう、活用する媒体に配慮する。

8 広域避難

(1) 県内広域避難

ア 災害の予測規模、予想される災害の事態等に鑑み、県内広域避難の必要があると認めた市本部長（以下、本号中「協議元市本部長」という。）は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他市町村長（以下、本節中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。

イ 協議元市本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

ウ 協議先市町村長は、避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

エ 協議先市町村長は、受け入れる広域避難者の避難等の用に供するための施設（以下、本項中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

オ 協議元市本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

カ 県本部長は、市本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、避難者の輸送手段の確保等、県内広域避難の実施に関し必要な助言等を行う。

〔法令に基づく報告又は義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市本部長	県内広域避難の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第61条の4第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に	災害対策基本法第61条の4第6項、災害対策基本法施

		避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	行規則第2条の3第2項
	県内広域避難の必要がなくなつたと認めるとき	1 協議先市町村長 2 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	災害対策基本法第61条の4第7項、災害対策基本法施行規則第2条の3第2項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第4項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項
		協議元市本部長	災害対策基本法第61条の4第5項
	県内広域避難の必要がなくなつた旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の4第8項、災害対策基本法施行規則第2条の3第1項

[市本部の担当]

部	課	担当業務

第14節 避難・救出計画

企画部	政策企画課	1 県内広域避難に係る他市町村及び県との連絡調整 2 県内広域避難における事務全般
財務部	資産経営課	県内広域避難に係る輸送手段の確保支援等

(2) 県外広域避難

ア 県外広域避難の必要があると認める市本部長（以下、本号中「協議元市本部長」という。）は、県本部長に対し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

イ 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本節中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。

ウ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

エ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市町村本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。

オ 県本部長及び協議元市町村本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

カ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、避難者の輸送手段の確保等、県外広域避難の実施に関し必要な助言等を求める。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域避難の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第9項
	県内広域避難の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第61条の5第12項

協議元市本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第10項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
	県外広域避難の必要がなくなつたと認めるとき	1 県本部長 2 公示 3 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の9第11項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	政策企画課	1 県本部長との協議に係る連絡調整 2 県外広域避難における事務全般
財務部	資産経営課	県外広域避難に係る輸送手段の確保支援等

(3) 他都道府県からの広域避難受入れ

ア 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認のうえ、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

イ 県本部長の協議を受けた市長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

ウ 市長は、受入施設を決定し、提供する。

第14節 避難・救出計画

エ 県本部長又は市長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第61条の5第8項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	市長	災害対策基本法第61条の5第13項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項
市長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び市長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第6項
		県本部長	災害対策基本法第61条の5第7項
	他の都道府県からの広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び市長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第61条の5第14項、災害対策基本法施行規則第2条の3第4項

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
企画部	政策企画課	1 県本部長との協議に係る連絡調整 2 他都道府県からの広域避難受入れにおける事務全般
財務部	資産経営課	他都道府県からの広域避難受入れに係る輸送手段の確保支援等

9 広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

ア 災害の規模、避難者の受入れ状況等に鑑み、県内広域一時滞在の必要があると認めた市本部長（以下、この項において「協議元市本部長」という。）

は、応援協定を締結した他の市町村長又は適当と認める他の市町村長（以下、

本号中「協議先市町村長」という。）に対し、避難者の受入れを協議する。

イ 協議元市本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ県本部長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

ウ 協議先市町村長は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

エ 協議先市町村長は、受け入れる被災住民の県内広域一時滞在の用に供するための施設（以下、本節中「受入施設」という。）を決定し、提供する。

オ 協議元市本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

カ 県本部長は、市本部長から求めがあった場合には、協議すべき市町村、被災者の輸送手段の確保等、県内広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を行う。

キ 県本部長は、大規模な災害により市が被災し、他の市町村長との協議ができないと推測される場合には、市本部長に代わって当該要求を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
協議元市本部長	県内広域一時滞在の協議をしようとするとき	県本部長	災害対策基本法第86条の8第2項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 県本部長	災害対策基本法第86条の8第6項、災害対策基本法施行規則第8条の2第2項
	県内広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるとき	1 協議先市本部長 2 協議元市町村本部長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難	災害対策基本法第86条の8第7項、災害対策基本法施行規則第

第14節 避難・救出計画

		者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長 3 公示 4 県本部長	8条の2第2項
協議先市町村長	受入施設を決定したとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第4項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項
		協議元市本部長	災害対策基本法第86条の8第5項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	受入施設を管理する者及び協議先市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の8第8項、災害対策基本法施行規則第8条の2第1項

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	政策企画課	1 県内広域一時滞在に係るほか市町村及び県との連絡調整 2 県内広域一時滞在における事務全般
財務部	資産経営課	県内広域一時滞在に係る輸送手段の確保支援等

(2) 県外広域一時滞在

ア 県外広域一時滞在の必要があると認める市本部長（以下、本号中「協議元市本部長」という。）は、県本部長と協議し、本県以外の都道府県の知事と避難者の受入れについて協議することを求める。

イ 県本部長は、応援協定を締結した他の都道府県の知事又は適当と認める他の都道府県の知事（以下、本号中「協議先都道府県知事」という。）に対し、避難者の受入れの協議を行う。

ウ 県本部長は、当該協議を行う場合にあっては、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅滞なく報告する。

エ 県本部長は、協議先都道府県知事から受入施設が決定した旨の通知を受けたときは、協議元市本部長に通知するとともに、内閣総理大臣に通知する。

オ 県本部長は、大規模な災害により市が被災し、協議を求めることができないと推測される場合には、市本部長に代わって当該要求を行う。

カ 県本部長及び協議元市本部長は、法に基づく報告又は通知を行う。

キ 県本部長は、必要に応じ、国に対し、協議すべき都道府県、被災者の輸送手段の確保等、県外広域一時滞在の実施に関し必要な助言等を求める。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	県外広域一時滞在の協議をしようとするとき	内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第3項
	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 協議元市本部長 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第9項
	県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の報告を受けたとき	1 協議先都道府県知事 2 内閣総理大臣	災害対策基本法第86条の9第12項
協議元市本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	1 公示 2 協議元市長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	災害対策基本法第86条の9第10項、災害対策基本法施行規則第8条の2第4項
	県外広域一時滞在の必要がなく	1 県本部長 2 公示	災害対策基本法第86条の9第

第 14 節 避難・救出計画

	なつたと認める とき	3 協議元市町村長が受入施設を決定した旨の通知を受けた時に現に避難者を受け入れている公共施設その他の施設を管理する者及び協議元市町村本部長が必要と認める関係指定地方行政機関の長その他の防災関係機関等の長	11 項、災害対策基本法施行規則第 8 条の 2 第 4 項

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
企画部	政策企画課	1 県本部長との協議に係る連絡調整 2 県外広域一時滞在における事務全般
財務部	資産経営課	県内広域一時滞在中に係る輸送手段の確保支援等

(3) 他都道府県からの広域一時滞在中受入れ

ア 県本部長は、他の都道府県知事（以下、本号中「協議元都道府県知事」という。）から避難者の受入れの協議があったときは、受入れに関する県内の市町村長の意向を確認のうえ、受け入れるべき避難者数その他事項を勘案し、受入れについて協議すべき市町村を決定し、受入れを協議する。

イ 県本部長の協議を受けた市町村長（以下、本号中「協議先市町村長」という。）は、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、これを受け入れる。

ウ 協議先市町村長は、受入施設を決定し、提供する。

エ 県本部長又は協議先市町村長は、法に基づく報告又は通知を行う。

〔法令に基づく報告又は通知義務〕

報告又は通知義務者	報告又は通知の時期	報告又は通知先	根拠法令
県本部長	受入施設を決定した旨の通知を受けたとき	協議元都道府県知事	災害対策基本法第 86 条の 9 第 8 項
	他の都道府県からの広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けたとき	協議先市町村長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 13 項

協議先 市町村 長	受入施設を決定した とき	受入施設を管理する者及び 協議先市町村本部長が必要 と認める関係指定地方行政 機関の長その他の防災関係 機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 6 項、災害 対策基本法施行規則 第 8 条の 2 第 4 項の 規定により準用する 同条第 1 項
		県本部長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 7 項
	他の都道府県からの 広域一時滞在の必要 がなくなった旨の通 知を受けたとき	受入施設を管理する者及び 協議先市町村本部長が必要 と認める関係指定地方行政 機関の長その他の防災関係 機関等の長	災害対策基本法第 86 条の 9 第 14 項、災害 対策基本法施行規則 第 8 条の 2 第 4 項の 規定により準用する 同条第 1 項

〔市本部の担当〕

部	課	担当業務
企画部	政策企画課	1 県本部長との協議に係る連絡調整 2 他都道府県広域一時滞在における事務全般
財務部	資産経営課	他都道府県からの広域一時滞在に係る輸送手段の確保 支援等

(4) 広域一時滞在により避難する被災者に対する情報等の提供体制

県内広域一時滞在、県外広域一時滞在又は他都道府県広域一時滞在による避難者に対しては、県本部長及び避難者を受け入れた市町村長が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

10 住民等に対する情報等の提供体制

- (1) 県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- (2) 県及び市は、安否情報の適切な提供のため必要と認めるときは、関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- (3) 安否情報の提供に当たって、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から危害を受けるおそれがある者等が含まれるときは、当該加害者に居所が知られることがないよう個人情報の管理を徹底する。
- (4) 広域避難等をした者に対しては、県本部長及び被災者を受け入れた市町村が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備

第 14 節 避難・救出計画

備を図る。

- (5) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第15節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMA T」という。）関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速且つ適切な医療活動を行う。
- 2 多数の傷病者に対応するため、被災地内外における災害拠点病院を中心とした、後方医療体制の確保を図る
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手D P A T」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。
- 5 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。
- 6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体の連携の下に、迅速且つ適切に講じる。
- 7 災害時を想定した保健医療活動に必要な情報連携、整理及び分析など総合調整の実施体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2 救護所の設置 3 県立病院に係る医療救護班の編成、派遣 4 他の医療機関に対する応援要請
県本部長	1 災害救助法を適用して行う医療、助産及び保健 2 後方医療体制の確保 3 県立病院に係る岩手DMA Tの編成、派遣 4 被災地における医療活動（岩手DMA Tによるものを含む。以下同じ）の統括調整及び支援 5 県立病院に係る医療救護班の編成、派遣 6 精神科医療機関に係る岩手D P A Tの編成、派遣 7 他の医療機関に対する応援要請
独立行政法人国立病院	独立行政法人国立病院機構各病院に係る災害医療班の編

第15節 医療・保健計画

機構本部北海道東北ブロック事務所	成、連絡調整並びに派遣の支援
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく医療救護班の編成及び派遣
日本赤十字社岩手県支部	盛岡赤十字病院に係る岩手DMA T及び医療救護班の編成及び派遣
学校法人岩手医科大学	岩手医科大学附属病院に係る岩手DMA Tの編成、派遣
岩手県済生会	済生会病院に係る医療救護班の編成及び派遣
(一社)岩手県医師会	医師会会員病院・診療所に係る医療救護班の編成及び派遣
(一社)岩手県歯科医師会	歯科医師会会員診療所に係る歯科医療救護班の編成及び派遣
(一社)岩手県歯科衛生士会	避難所等における口腔ケア及び歯科衛生士の補助
(一社)岩手県獣医師会	避難所等における愛玩動物の救護のための健康相談・支援
(一社)岩手県薬剤師会	医療救護活動における薬剤師の派遣、医薬品の供給・管理
(公社)岩手県栄養士会	栄養・食生活支援管理活動における管理栄養士（栄養士）の派遣
(公社)岩手県看護協会	医療救護活動及び保険衛生活動における看護師等の派遣
全国健康保険協会岩手支部	各種保険金の給付・被災医療機関の診療報酬の特別措置の実施

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	危機管理課	自衛隊の災害派遣要請
生活環境部	環境政策課	被災した愛玩動物の救護対策
福祉部	地域福祉課	1 災害救助法に基づく医療及び助産の実施に係る費用支弁等の総括 2 日本赤十字社岩手県支部との連絡調整
健康こども部	健康づくり課	1 北上医師会との連絡調整 2 北上医師会における医療救護班の派遣 3 医薬品、医療資機材の調達及びあっせん 4 岩手DMA T、岩手DPAT、岩手ICATの受入れに関する連絡調整

第3 初動医療体制

1 医療救護班・歯科医療救護班の編成

- (1) 健康こども部長は、災害時における医療救護活動を迅速且つ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。

- (2) 健康子ども部長は、前項について、北上医師会、北上歯科医師会に依頼し「医療救護班」「歯科医療救護班」を編成し、被災地に医師及び看護師を派遣する。
- (3) 応急医療及び救護のため、国及び他の都道府県等並びに自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、それぞれ、定めるところによる。

2 救護所の設置

市本部長は、被害の状況及び規模に応じて、次の場所に救護所を設置する。

1 緊急避難場所 2 避難所 3 医療施設

3 岩手DMA T及び医療救護班等の活動

(1) 岩手DMA Tの活動

ア 岩手DMA Tは、主に現場医療救護所及び診療機能の確保が困難な災害拠点病院等のほか、傷病者の搬送等における応急的な医療活動を実施する。

イ 岩手DMA Tは、おおむね次の業務を行う。

- ① 現場救護所等で行う傷病者等のトリアージ及び応急的な医療（現場活動）
- ② 被災地の災害拠点病院等、被災地の病院支援
- ③ 被災地での搬送又は被災地外への広域搬送における応急的な医療（航空搬送拠点に設置する臨時医療施設（以下、本節中「ステージングケアユニット（SCU）」という。）におけるものを含む。）（搬送）
- ④ 県災害対策本部内に設置するDMA T県調整本部等における被災地域内のDMA Tに対する指揮、防災関係機関との調整等（本部活動）
- ⑤ DMA T県調整本部等における統括DMA Tの支援、病院支援、情報収集等の活動（ロジスティック）

※ ステージングケアユニット（SCU）とは、広域医療搬送拠点に置かれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時の医療施設をいう。

ウ 災害現場における医療活動の実施に当たっては、救出班、搜索班及び現地災害対策本部、消防・自衛隊等の防災関係機関と密接な連携を図りながら、当該関係機関等による安全管理の下で活動する。

エ 後方医療施設への傷病者の搬送に当たっては、消防・自衛隊等の関係機関と連携を図る。

オ 岩手DMA Tは、派遣された医療救護班と協働しながら活動するものとし、活動を終了するときは、医療救護班に必要な引継を行う。

(2) 医療救護班の活動

ア 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するとともに、必要に応じて、被災地域、避難所等を巡回して医療救護活動を行う。

イ 医療救護班は、おおむね次の業務を行う

- ① 傷病者に対する応急措置
- ② 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び搬送順位の決定
- ③ 救護所及び避難所における巡回医療の支援
- ④ 被災地の病院の医療支援
- ⑤ 助産救護
- ⑥ 死亡の確認
- ⑦ 遺体の検案及びその後の処置

ウ 医療救護の実施に当たっては、岩手D M A T及び健康管理活動班と連携を図る。

エ 健康こども部長は、北上市医師会ほか関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療救護班、医療ボランティア団体等の医療活動について災害医療コーディネーターと協力しての調整を行う。

(3) 歯科医療救護班の活動

ア 歯科医療救護班は、救護所において歯科医療活動を行うとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して歯科医療活動を行う。

イ 歯科医療救護班は、次の業務を行う。

- ① 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
- ② 歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ③ その他必要とされる措置

(4) 岩手県薬剤師会班の活動

岩手県薬剤師会班は、救護所及び避難所等において次の業務を行う。

- ア 傷病者等に対する調剤、服薬指導
- イ 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
- ウ その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

(5) 災害医療コーディネーターの活動

災害医療コーディネーターは、医療ニーズを把握し、医療救護班等の配置調整、活動支援等のコーディネートを行う。

4 岩手D P A Tの活動

(1) 岩手D P A Tは、精神医療及び精神保健活動の支援等を実施する。

(2) 岩手D P A Tは、次の業務を行う。

- ア 情報収集とアセスメント
- イ 精神科医療機能に対する支援
- ウ 住民及び支援者に対する支援
- エ 精神保健に係る普及啓発

オ 活動実績の登録

カ 活動情報の引継ぎ

- (3) 県内外での活動に関わらず、被災地域の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動手段、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- (4) 精神医療活動の実施に当たっては、防災関係機関と密接な連携を図りながら活動を行う。

5 医薬品及び医療資機材の調達

- (1) 医薬品等は、岩手DMA Tが携行し、又は従事する医療機関の手持品をもって繰替使用をする。ただし、手持ち品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。
- (2) 健康づくり課長は、地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手DMA T及び医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、相互に供給を行う体制を整備する。
- (3) 健康づくり課長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあつせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあつせんを要請する。

6 広域災害・救急医療情報システムの整備

- (1) 健康づくり課長は、広域災害・救急医療情報システムにより、次の内容の情報の収集及び提供を行う。
 - ア 発災直後情報（傷病者の受入可否）
 - イ 医療機関の機能の状況（手術受入情報、透析患者受入情報）
 - ウ ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）
 - エ 受入患者の状況（重症患者数、広域搬送可能患者数、中等症患者数）
 - オ 患者転送情報（重症患者数、広域搬送可能患者数、中等症患者数）
- (2) 健康づくり課長は、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）により、各都道府県における(1)の情報収集及び提供のほか、DMA Tの派遣等に関する情報の収集及び提供を行う。

第4 後方医療体制

1 災害拠点病院の指定

- (1) 災害拠点病院は、おおむね次の業務を行う。

	被災地内の場合	被災地外の場合
災害 拠点 病院	①災害発生時における 24 時間緊急対応及び重篤な傷病者への救命医療の提供	①災害発生時における 24 時間緊急対応及び広域搬送された重篤な傷病者への救命医療の提供

②全県の拠点としての傷病者の受入れ（基幹災害拠点病院） ③当該保健医療圏の拠点としての傷病者の受入れ（地域災害拠点病院） ④傷病者の広域搬送 ⑤傷病者に対するトリアージ及び治療 ⑥状況に応じ、岩手DMAT及び医療救護班の派遣	②全県の拠点としての広域搬送された傷病者の受入れ（基幹災害拠点病院） ③他の地域災害拠点病院と連携による広域搬送された傷病者の受入れ（地域災害拠点病院） ④広域搬送された傷病者に対するトリアージ及び治療 ⑤被災地への岩手DMAT及び医療救護班の派遣

- (2) 被災地内の災害拠点病院は、参集拠点病院に指定された場合には、拠点本部の設置及び岩手DMATの受入れに協力するものとする。
- (3) 参集拠点病院に指定された災害拠点病院は、拠点本部と連携しながら、被災地の医療活動を統括調整する。
- (4) 災害拠点病院が被災地内にある場合など傷病者の受入れが困難な場合には、他の地域災害拠点病院へ広域搬送を行うなど状況に応じた対応ができるよう、災害拠点病院間で連携を図るものとする。

2 災害拠点病院以外の医療機関の活動

- (1) 被災地内の医療機関は、患者及び職員の安全をを確保し、二次災害の防止を図る。
- (2) 被災地内の医療機関は、傷病者に対しトリアージを実施し、傷病の程度に応じた応急処置を行うとともに、必要に応じて後方医療機関への搬送手続の実施、又は自ら収容等の対応を図る。
- (3) 被災地内の医療機関は、当該保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、可能な限り傷病者の受入れ、手術・処置等の治療及び入院措置等に務める。
- (4) 被災し診療不能となった医療機関については、市医師会等を通じ、救護所において医療救護班として医療活動を実施するよう努める。
- (5) 被災地外の医療機関は、当該二次保健医療圏の地域災害拠点病院と連携しながら、被災地から搬送された傷病者の受入れ、治療に努める。
- (6) 被災地外の医療機関は、市医師会等を通じ、協定に基づく医療救護班を被災地に派遣する。

第5 傷病者の搬送体制

1 傷病者の搬送の手続き

- (1) 被災地内の災害拠点病院、岩手DMAT及び救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
- (2) 岩手DMAT及び医療救護班は、傷病者の搬送を行う場合には、市本部長、

県本部長その他の防災関係機関と密接な連携を図る。

- (3) 傷病者の搬送は、原則として岩手DMA T又は医療救護班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、市本部長、県本部長又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。
- (4) 傷病者搬送の要請を受けた市本部長、県本部長又はその他の関係機関は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認のうえ、搬送する。
- (5) 市本部長は、必要に応じてヘリコプターを手配し、傷病者の搬送を行うとともに、必要に応じて被災地への岩手DMA T、医療救護班及び医療資器材等の搬送を行うよう調整を行う。

2 傷病者の搬送体制の整備

- (1) 健康づくり課長は、医療機関と連携し、あらかじめ、医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定める。
- (2) 健康づくり課長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。
- (3) 健康づくり課長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、収容先医療機関の被災状況、空病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。

第6 個別疾患体制

健康づくり課長は、人工透析及び難病患者等に使用する医薬品等を調達する場合は、第3の5「医薬品及び医療資器材の調達」に定めるところにより、調達又はあっせんを行う。

第7 健康管理活動の実施

- 1 健康づくり課長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、県が編成する「健康管理活動班」と密に連携し、活動を行う。

[健康管理活動班編成]

医療機関名	班名	健康活動班数	編成基準
市町村	市町村班	8班	保健師1名以上 管理栄養士（栄養士）1名
岩手県	保健医療班	9班	

- 2 健康管理活動班は、医療救護班と合同で健康管理活動を行うものとし、原則として、救護所の同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地の避難所及び応急仮設住宅等を巡回等して健康管理活動を行う。
- 3 県が編成する健康管理活動班は、おおむね、次の業務を行う。

第15節 医療・保健計画

ア 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、栄養・食生活支援活動、こころのケア

イ 避難所や車中等で過ごしている被災者に対する健康教育

ウ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

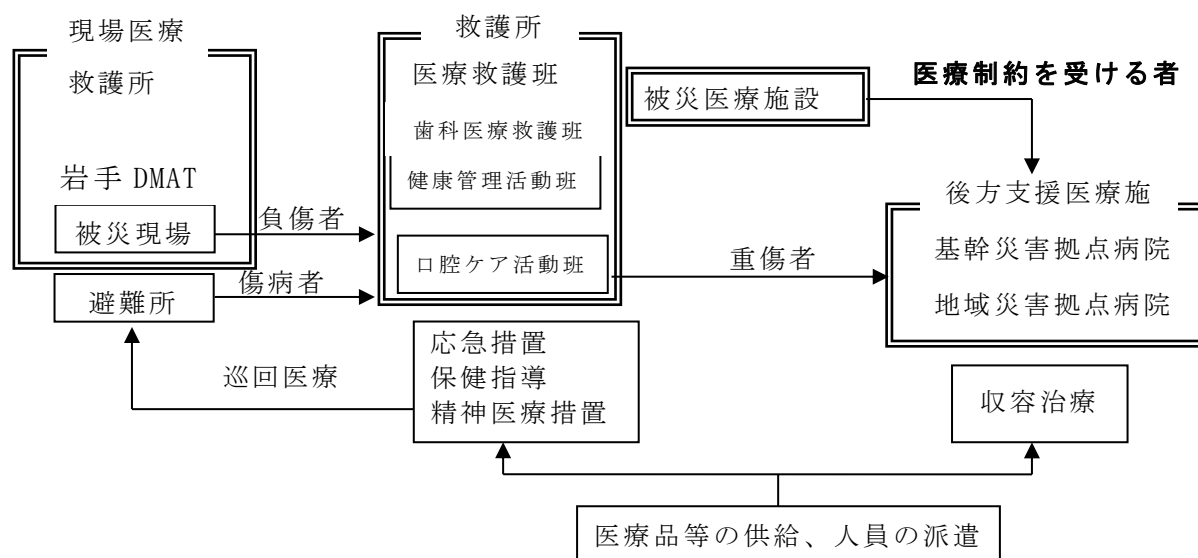
4 県が編成する「口腔ケア活動班」は、おおむね次の活動を行う。

ア 被災地に対する歯科検診、歯科相談、歯科保健活動、口腔ケア

イ 被災者に対する歯科健康教育

ウ その他必要とされる歯科保健活動

[災害時における医療・精神医療・健康管理活動のイメージ]



注) 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

第8 災害救助法を適用した場合の医療・助産

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第9 愛玩動物の救護対策

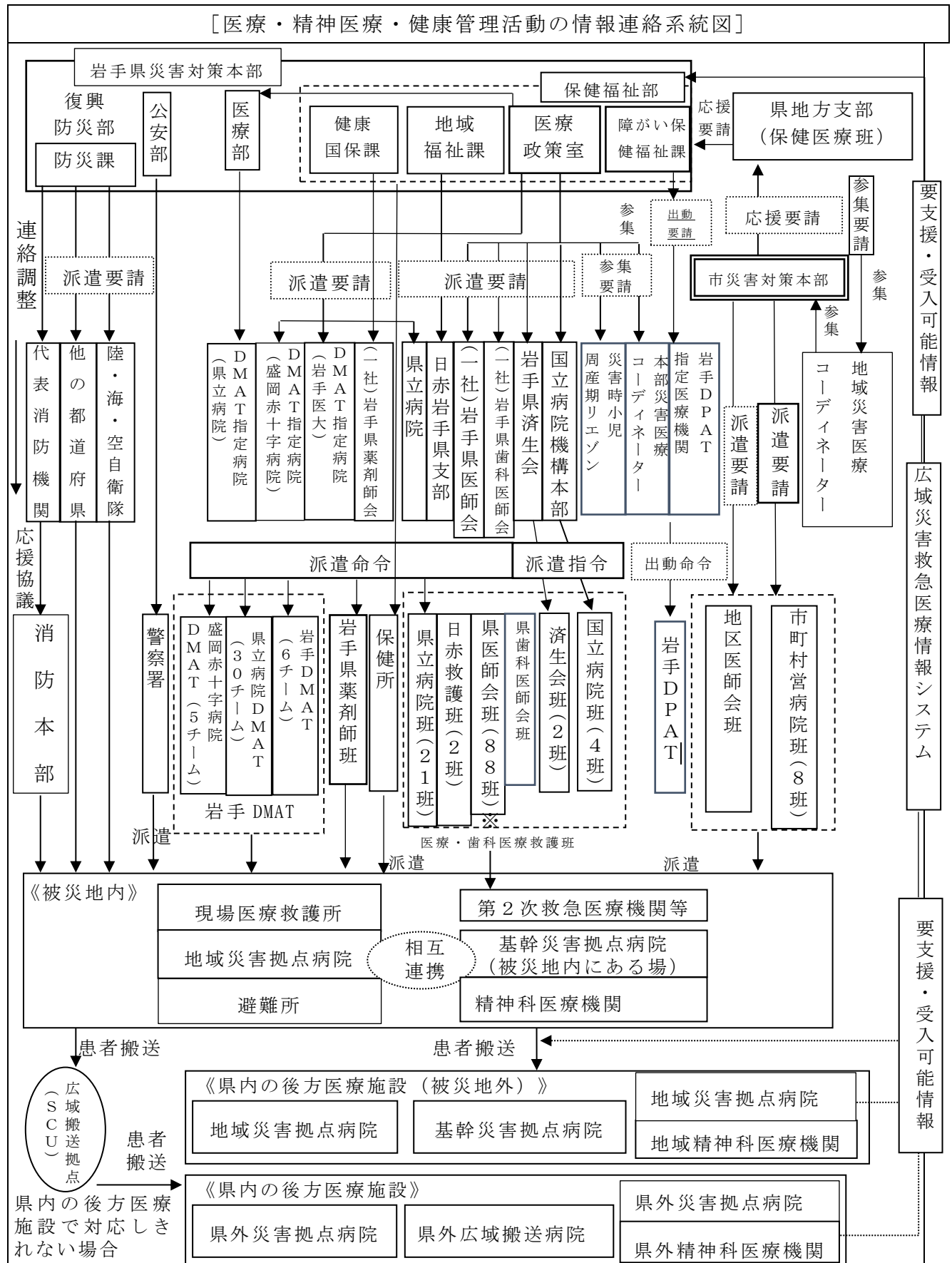
環境政策課長は、県や関係機関と協力し、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。

ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、市及び関係団体等の協力のもと、保護收容するとともに、所有者の発見に努める。

イ 負傷動物を発見したときは、保護收容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講ずる。

ウ 飼い主とともに避難した動物の飼養について、市と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。

エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。



※ 地区医師会班と重複

第16節 食料・生活必需品供給計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、被災者に対する食料、被服、寝具その他の生活必需品及び避難生活に必要な物資（以下、本節中「物資」という）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。
- 3 県、市その他の防災関係機関は、その備蓄する物資の供給に関し、相互に協力するよう努める。
- 4 県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう救助実施市及び必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	被災者に対する物資の調達及び支給並びに炊き出しの実施
県本部長	市町村に対する物資の調達及びあっせん
東北農政局岩手支局	応急食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	1 物資の無償貸付又は譲渡 2 災害派遣要請に基づく給食
日本赤十字社岩手県支部	災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	政策企画課	県及び他の都道府県に対する物資の調達に係る連絡調整
	危機管理課	1 自衛隊の災害派遣要請 2 支援物資に関する災害協定の締結先との連絡調整
財務部	財政課	1 市内における物資供給に係る連絡調整 2 市の備蓄品の管理及び提供
福祉部	地域福祉課	災害救助法による物資供給事務の費用支弁等の総括

第3 実施要領

1 物資の支給対象者

物資の支給は、原則として、次に掲げるものに対して行う。

- (1) 避難所又は避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
- (2) 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
- (3) 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要な最低限度の家財等を災害により喪失した者
- (4) 物資がない又はライフラインの寸断等により、日常生活を営むことが困難な者
- (5) 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とするもの
- (6) 避難所にはライフライン寸断時にもトイレ用品を配備できるよう配慮する。

2 物資の種類

- (1) 物資の種類及び数量は、支給基準数量等を参考に、被災状況及び食料調達の状況に応じて支給する。
- (2) 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を支給する。
- (3) 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材・調味料、燃料、調理器具等を支給する。
- (4) 食料の支給にあたっては、乳幼児、高齢者、食物アレルギーを有する者、宗教上等の理由により食事制限のある者等に配慮する。なお、これらの食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。

また、男女別の物資が受け取りやすいように支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（L G B T等）の視点にも配慮する。

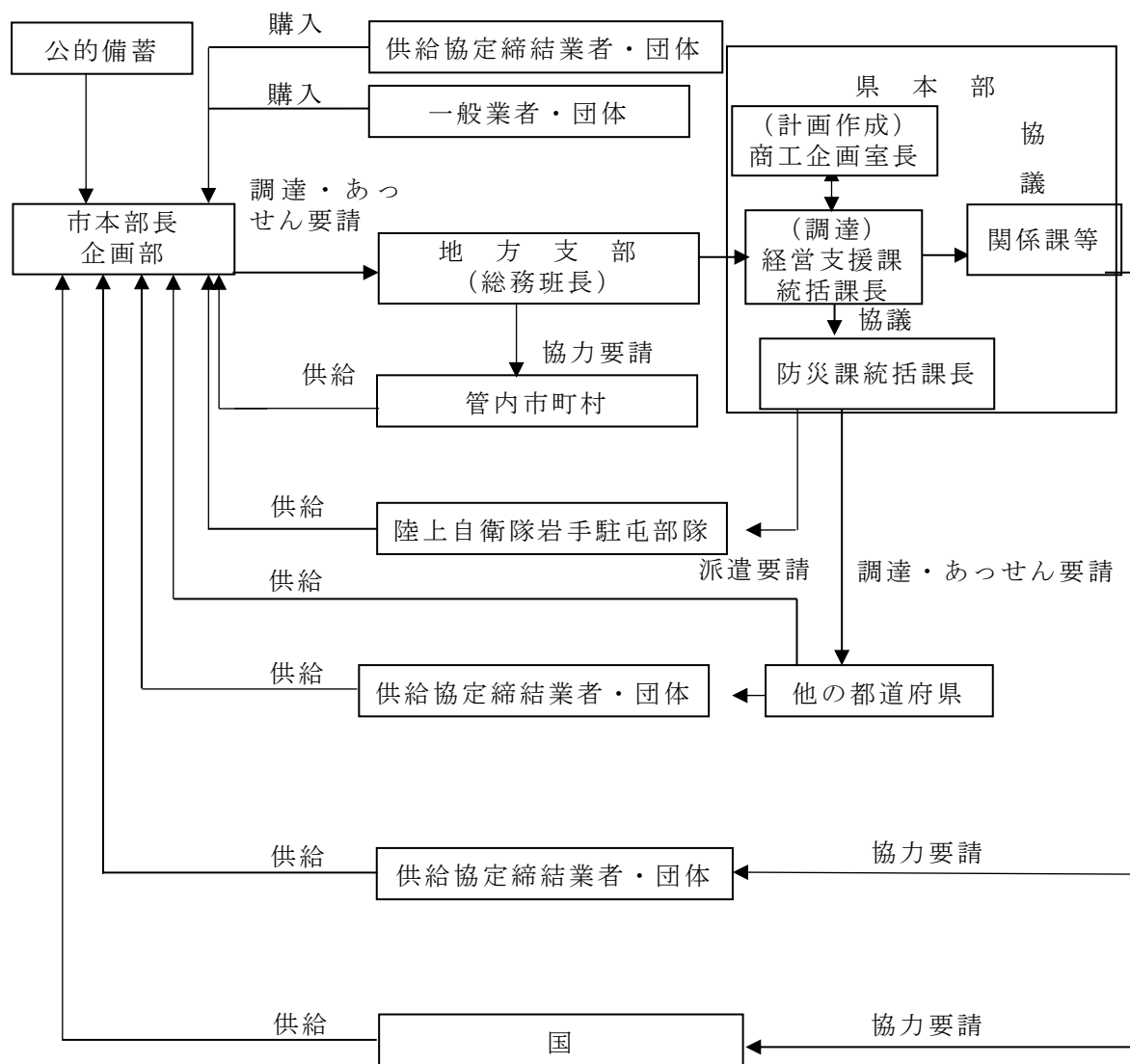
（※支給物資は、資料編3-16-1のとおり）

3 物資の確保

- (1) 総務課長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、各避難所の責任者等からの聞き取り等により、支給物資の品目、数量を随時把握する。
- (2) 財政課長は、備蓄物資の供出、関係業者からの購入等により、必要とする物資を確保する。
- (3) 市本部長は、必要な物資を調達できない場合は地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し、物資の調達又はあっせんを要求する。
- (4) 県本部長は、大規模な災害により市町村が被災し、市町村において物資の調達ができないと推測される場合又は県が市町村との連絡を取ることができない場合には、市町村本部長からの要請を待たず、物資の供給を行う。

第16節 食料・生活必需品供給計画

〔物資の調達・供給系統図〕



4 物資の輸送及び保管

(1) 県本部長は、次により、物資の輸送を行う。

ア 県本部の担当課長は、市本部又は輸送拠点（市と連絡が取れない場合にあっては、あらかじめ指定されている輸送拠点）に物資を輸送し、市本部長に引き渡す。

イ 輸送は、原則として、自動車輸送とするが、緊急を要する場合や自動車輸送が困難な場合は、航空機輸送とする。

ウ 物資の引渡しは、「災害救助用物資引渡書」により行い、授受を明確にする。

(2) 市町村本部長は、物資の保管に当たっては、必要に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。

5 物資の支給等

(1) 物資の支給等

ア 原則として物資は支給することとし、市本部長が指定したものに限り貸与する。

イ 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、市役所、物資集積・輸送拠点等における配布や在宅避難者がいる集落又は避難所の巡回により実施する。

(2) 食料の供給における留意事項

ア 市本部長は、あらかじめ、炊出し方法を定める。

イ 炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、直営又は委託して行う。

ウ 炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第10節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

エ 防災関係機関の長は、所管の応急対策業務従事者に食料の供給ができないときは、市町村本部長に対し、食料の供給について応援を求める。

6 住民等の協力要請

市本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の荷下ろし、仕分け、支給等について協力を求める。

7 物資の需給調整

(1) 危機管理課長は、必要な物資の品目、数量を地域別、避難所別に迅速に把握できるようあらかじめ、支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需給に関する情報収集や輸送拠点、避難所等にある物資の在庫量の把握に努める。

(2) 県本部長は、被災市町村における物資の需給量を、支給する品目ごとに算定するとともに、各関係業者、団体及び他の都道府県からの物資の供給量を取りまとめのうえ、需給バランスの均衡を図り、必要とされる物資が間断なく支給されるよう努める。

(3) 県本部長は、輸送拠点にある物資の在庫量を常時把握するよう努める。

8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第 17 節 給水計画

第 1 基本方針

災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、岩手中部水道企業団と連携し、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者、団体等の協力が得られる体制を整備する。

第 2 実施機関

実施機関	担当業務
市本部長	1 飲料水の供給 2 県本部長が指示に基づく生活の用に供される水の供給
県本部長	市本部長が行う給水に対する協力、指示
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく給水
岩手中部水道企業団	1 災害の際の全般的給水 2 水道施設の応急復旧に関すること

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	危機管理課	1 自衛隊の災害派遣要請 2 支援物資に関する災害協定の締結先との連絡調整
財務部	財政課	市の備蓄品の管理及び提供
生活環境部	環境政策課	岩手中部水道企業団との連絡調整
福祉部	地域福祉課	災害救助法による給水に係る費用支弁等の総括

第 3 実施要領

1 給水

(1) 水源の確保

市本部長は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、岩手中部水道企業団と連携し、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽、工業用水等を利用した水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

市本部長は、岩手中部水道企業団と連携し、企業団の応援要請に応じて給水班を編成し、次の業務を行う。

ア 給水業務	イ 飲料水の水質検査	ウ 汚染水の使用禁止・停止・制限等の措置

(3) 応援の要請

ア 環境政策課長は、岩手中部水道企業団と連携し、市内の給水状況の把握に努め、その結果、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保

若しくは供給ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に感染症が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

① 給水対象地域	③ 職種別応援要員数	⑤ その他参考事項
② 給水対象人数	④ 給水期間	

イ 市本部長は、県本部長に応援要請した場合は、給水業務の実施について必要な指導又は応援を受け、飲料水及び生活用水の確保と供給を図る。

ウ 給水のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

エ 市本部長は、災害の規模、状況等により、県本部長の応援及び自衛隊の災害派遣の措置によって飲料水の確保ができないと認めた場合は、被災地以外の市町村に対して応援を要請する。

オ 市本部長は、前記によっても飲料水を確保できないとき又は早期の復旧が必要と認めるときは、第10節「県、市町村等相互応援協力計画」の定めるところにより、国、都道府県等に対し、要員の派遣を要請する。

カ 市本部長は、円滑に応急給水を行うことができるよう、自衛隊等防災関係機関と必要な情報交換を行いながら、相互に連携を図る。

2 応急給水用資機材の調達

(1) 調達方法

ア 市本部長は、あらかじめ、地域内の水道関係業者、団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材を確保する。

イ 市本部長は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認のうえ受領し、保管する。

(2) 応援の要請

ア 市本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

① 応急給水用資機材の種別、数量	③ 運搬先
② 使用期限	④ その他参考事項

イ 市本部長は、県本部長に要請した場合において、県本部の保有分だけでは応急給水資機材を確保できないときは、被災地以外の市町村に対し応援を要請する。

3 給水の方法

(1) 水の消毒及び給水器具の衛生処理

ア 水道水（被災水道施設を除く）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が0.2mg/l以上になるよ

第17節 給水計画

う消毒する。

イ 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度が0.2mg/1以上に確保する。

ウ 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

(2) 給水車等が運行可能な地域の給水

給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む）ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(3) 給水斜等の運行不可能な地域における給水

ア 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。

イ 浄水基地から直接給水を受けることのできない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、舟艇又は軽車両等で搬送し、適当な場所に給水基地を設けて給水する。

(4) 医療施設等への優先的給水

ア 医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。

イ 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

(1) 水道事業者又は水道用水供給事業者の措置

ア 水道事業者等は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

① 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。

② 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置を取る。ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができるものと認めるときは、使用範囲の制限を行う。

③ 飲料水の供給ができなくなったときは、応急措置を講ずるとともに、市本部長に被害の状況及び応急対策の報告を行う。

(2) 市本部長の措置

市本部長は、水道事業者及び水道用水供給事業者の応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認めた場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア	水道被害の状況	イ	給水対象地域	ウ	給水対象世帯・人員
エ	人員、資材、種類、数量（施設の破損、水道水の汚染状況）				
オ	応援を要する期間	カ	その他参考事項		

5 災害救助法等を適用した場合の飲料水・生活水の供給

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

6 給水できない場合のし尿処理

市で給業務水班による給水又は水道水の供給のが再開ができない場合の業務処理等は、第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定める。

第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し、自らの資力では応急処理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急処理を行う。
- 3 災害により住宅が消滅し、住宅に困窮したものに対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とする。
- 5 災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	被災住宅の応急処理、公営住宅等の入居あっせん及び 県本部長の委任による応急仮設住宅の管理運営
県本部長（救助実施市）	応急仮設住宅の供与・管理運営及び公営住宅等の入居 あっせん

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	政策企画課	県及び他の都道府県等に対する被災者の一時受入れの ための施設の提供及びあっせん要請
	総務課	県及び他の都道府県に対する応急仮設住宅にかかる技 術職員の派遣要請
	危機管理課	岩手県建設業協会北上支部及び北上市建設業協会との 災害協定に基づく労務資機材等の確保及び連絡調整
財務部	資産税課	被災建築物の応急危険度判定
福祉部	地域福祉課	災害救助法による応急仮設住宅の供与・管理運営及び 被災住宅の応急修理に係る費用支弁等の総括

都市整備部	都市計画課	1 応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括 2 応急仮設住宅に係る設計、施行及び監理 3 応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る木材の確保 4 公営住宅等の入居あっせん
	道路環境課	応急仮設住宅の用地の確保

第 3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

応急仮設住宅の供与は、次に掲げるものに対して行う。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
- イ 仮住居がなく、又は借家等の借り上げができない世帯
- ウ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

(2) 供与対象者の調査、報告

ア 都市計画課長は、住宅の被害確定の日から 5 日以内に次の事項を調査する。

- ① 被害状況
- ② 被災地における住民の動向及び市内の住宅に関する要望事項
- ③ 市内の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- ④ 供与対象者における障がい者等の有無及びニーズ
- ⑤ その他住宅の応急対策上の必要な事項

イ 市本部長は、調査結果に基づき、入居対象者名簿等を作成し県本部長に報告する。

(3) 建設場所の選定

ア 市本部長は、あらかじめ、応急仮設住宅の建設候補地を指定する。

イ 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適用な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。

ウ 敷地は、飲料水が得られやすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。

エ 被災者を集団的に受け入れる応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討のうえ、選定する。

オ 学校の敷地を応急仮設住宅の敷地として選定するときは、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 資材の調達

ア 市本部長は、あらかじめ、建築関係機関と災害時における応援協定を締結

第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

するなど関係業者、団体等との協定体制を整備する。

イ 市本部長は、災害救助法が適用されない規模の災害においては、資材を調達し、応急仮設住宅を設置する。

なお、設置時は本市の気候特性に応じた建築資材の確保に留意する。

【資料編3-26-4 災害時における労務資機材等の供給に関する協定】

(5) 応急仮設住宅の入居

ア 県本部長は、市本部長の協力を得て、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。ただし、状況に応じて、市本部長に委任して選定することができる。

イ 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の選定の日から2年以内とする。

ウ 市本部長は、仮設住宅の入居者の決定にあたっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持及び構築に配慮する。

(6) 応急仮設住宅の管理運営

ア 県本部長は、市本部長の協力を得て、応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて、市本部長に委任することができる。

イ 県本部長又はその委任を受けた市本部長は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成等に努める。この場合においては、女性の参画を推進し、入居者の意見を反映できるよう配慮する。

ウ 県本部長又はその委任を受けた市本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。

エ 県本部長は、必要に応じ、仮設住宅の苦情、修繕等の要望に関する相談窓口を設置する。

(7) 応援の要請

市本部長は、応急仮設住宅の設計、施工、監理に当たる技術職員を確保できない場合は、第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、県、国、都道府県等に職員の派遣を要請する。

(8) 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

2 住宅の応急処理

(1) 供与対象者

住宅の応急処理は、次に掲げるものに対して行う。

ア 住家が半壊又は半焼したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯

イ 自己の資力では住宅の応急修理を行うことのできない世帯

ウ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯

(2) 供与対象者の調査、選考

都市計画課長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査し選考する。

(3) 修理の範囲

修理の範囲は、居室、炊事場、便所当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(4) 修理期間

ア 修理期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とする。

イ 市本部長は、1ヶ月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が厚生労働大臣の承認を得たときは期間を延長する。

(5) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急処理

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

3 公営住宅等への入居のあっせん

(1) 市本部長は、公営住宅への入居資格を有する者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続きを行う。

また、公営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法」が適用される場合には、他の都道府県等の公営住宅等も含めて入居のあっせんを行う。

(2) 市本部長は、要配慮者の入居を優先する。

(3) 市本部長は、県営住宅、市営住宅等の入居条件を把握し、県本部長に対して情報の提供を行う。

(4) 市本部長は、市内の公営住宅等では不足する場合は第10節「県、市町村等相互応援協力計画」に定めるところにより、他の都道府県に対して、被災者の一時受入れのための施設の提供及びあっせんを要請する。

4 被災者に対する住宅情報の提供

(1) 県本部長は、必要に応じ、市本部長を通じ被災者に対して活用可能な民間住宅の情報提供を行う。

(2) 都市計画課長は、応急仮設住宅の入居手続き、被災住宅の応急処理に係る申請手続き、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報誌等及び地震等により被災した建築物の応急危険度判定制度の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 被災宅地の危険度判定

県本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を阻止するため、事

第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

前に登録した被災宅地危険度判定士の協力を得て、次により被災宅地の危険度判定を行う。

(1) 被災宅地危険度判定士への協力要請

ア 県本部長は、市本部長から支援要請を受けた場合は、事前に登録した被災宅地危険度判定士に対して、協力を要請する。

イ 県本部長は、必要と認めた場合は、他の都道府県に対して被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

(2) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。

イ 宅地の被害程度に応じて、「応急宅地」「要注意宅地」「調査済み宅地」の3区分に判定する。

ウ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（要壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する
要注意宅地	黄のステッカーを表示する
調査済み宅地	青のステッカーを表示する

(3) 市本部長の措置

市本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

ア 市本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務にあたる。

イ 実施本部は、以下の業務に当たる。

- ① 宅地にかかる被害情報の収集
- ② 判定実施計画の作成
- ③ 宅地判定士・判定調整員受入及び組織編成
- ④ 判定結果の調整及び集計並びに市本部長への報告
- ⑤ 判定結果に対する住民等からの相談への対応
- ⑥ その他判定資機材の配布

(4) 被災宅地危険度判定士の登録

ア 県本部長は、市本部長の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

イ 県本部長は、講習会受講者を対象として被災宅地危険度判定士の登録及び更新に関する業務を行う。

ウ 登録に関する事務は、県土整備部都市計画課が行う。

6 被災建築物の応急危険度判定

市本部長は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の危険度判定を行う。

(1) 被災建築物の応急危険度判定

県本部長は、「岩手県被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。

(2) 市本部長の措置

ア 市本部長は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（以下「業務マニュアル」という。）に基づき、次の措置を行う。

(ア) 市本部長が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

(イ) 実施本部は、次の業務にあたる。

- ① 被災状況の把握
- ② 判定実施計画の策定
- ③ 県本部長への支援要請
- ④ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- ⑤ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- ⑥ 住民への広報
- ⑦ その他判定資機材の配布

イ 市本部長は、必要に応じて県本部長に支援要請をするものとする。

(3) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

第 19 節 感染症予防計画

第 1 基本方針

被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関との連携の下に、必要な措置を講じる。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	県本部長の指導、指示に基づく被災地域の消毒その他の措置等の実施
県本部長	1 市町村本部長に対する防疫上必要な指示、指導 2 感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく感染症予防上必要な措置

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	危機管理課	自衛隊の災害派遣要請
生活環境部	環境政策課	1 公共の場所のごみ、し尿処理に関すること。 2 ねずみ、昆虫等の駆除に関すること。
健康こども部	健康づくり課	1 感染症予防全般（感染症予防資機材の調達、あっせん含む） 2 感染症予防に関する指示及び指導 3 感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等の実施

第 3 実施要領

1 感染症予防活動の実施体制

(1) 消毒班

市本部長は、所属職員による「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する。

1 箇所の編成基準は、おおむね次の通りとする。

区分	人員
衛生技術	1 名
事務職員	1 名
作業員	3 名

県本部長は、市における消毒その他の措置が完全を期し得ないと認めた場合

は、地方支部保健医療班において、上記の基準により「消毒班」を編成し、消毒その他の措置を実施する

(2) 疫学調査班及び疫学調査協力班

県本部長は、地方支部保健医療班において「疫学調査班」を編成し、感染症の発生の状況及び動向の把握、積極的疫学調査等を実施する。また、市町村本部長は、「疫学調査協力班」を編成し、疫学調査班に協力する。

1 箇所の編成基準は、おおむね次の通りとする。

疫学調査班		疫学調査協力班	
区分	人員	区分	人員
医 師	1 名	看護師又は保健師	1 名
看護師又は保健師	1 名		
助手	1 名	助 手	1 名

(3) 感染症予防班

市本部長は、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成し、感染症情報の収集・広報及び臨時予防接種を実施する。

(4) 専門家への支援の要請

県本部長は、感染症予防活動の実施について、必要に応じ、いわて感染制御支援チーム（I C A T）等の感染症対策の専門家に対し、感染症の探知、未然防止、拡大防止、住民への情報提供等の支援を要請する。

2 感染症予防用資機材の調達

- (1) 健康づくり課長は、あらかじめ、関係業者、団体と協力協定を締結するなど、感染症予防用資機材の確保を図る。
- (2) 健康づくり課長は、必要な感染症予防用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、地方支部保健医療班長を通じて県本部長にその調達又はあつせんを要請する。

ア 感染症予防用資機材の調達数量	ウ 調達希望日時
イ 送付先	エ その他参考事項

- (3) 県本部長は、要請を受けた場合は、県本部が保有する感染症予防用資機材を被災地に運搬し、又は、被災地以外の他の市町村に対し、応援を要請する。
- (4) 県本部長は、前記によっても必要とする感染症予防用資機材を調達できない場合は、第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところにより、国、都道府県等に対し、感染症予防用資機材の調達又はあつせんを要請する。

3 感染症情報の収集及び広報

- (1) 健康こども部長は、感染症予防班、地区衛生組織、その他の関係機関の協力

第19節 感染症予防計画

を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他感染症に関する情報の把握に努める。

- (2) 地方支部保健医療班長及び県本部医療政策室長は、感染症に関する広報を実施し、又は市本部長に対して、助言、指導を行う。
- (3) 市本部長は、第5節「広聴広報計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により感染症予防に関する広報を実施する。

- ア 疫学調査、健康診断、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報
- イ 感染症予防班を通じて被災者個々に行う広報

4 感染症予防活動の指示等

健康子ども部長及び環境政策課長は、感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ範囲・期間を定めて、県本部長の指示に基づき次に掲げる事項について、消毒その他の措置等を行う。

特に、被害が激甚な地域に対しては、県本部又は地方支部保健医療班の協力を得て必要な措置をとる。

- (1) 清潔方法及び消毒方法の施行
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条)
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（同上第28条）
- (3) 生活の用に供される水の供給（同上第31条）
- (4) 臨時予防接種（予防接種法第6条）

5 実施方法

(1) 疫学調査

健康子ども部長は、次の方法により県の実施する疫学調査に協力するものとする。

ア 下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、集団避難所、浸水地域、その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、緊急度に応じ順次実施する。

イ 浸水し、滞水している地域にあっては通常週1回以上、集団避難所に感染症の疑いのある患者の発生した兆候が現れた場合はできる限り頻繁に実施する。

(2) 健康診断

健康子ども部長は、検病検査班により、必要があると認める地域の住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項の規定に基づく健康診断を実施する。

(3) 清潔方法

環境政策課長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び第20節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心としてごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地

域の住民に清潔方法を実施させる。

(4) 消毒方法

健康こども部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき同法施行規則第14条の定めるところにより、県本部長の指示した場所について、消毒班による消毒を実施する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

環境政策課長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則第15条の規定に定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(6) 生活の用に供される水の供給

市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の規定に基づき第17節「給水計画」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災の場合は、第17節「給水計画」に定めるところにより対応するとともに、井戸水、水道水の衛生的処理について指導する。

(7) 臨時予防接種

健康こども部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長にその実施を求める。

(8) 患者等に対する措置

健康こども部長は、県本部長と協力し、被災地域に感染症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の措置をとる。

ア 防疫班により、患者輸送車、トラック、舟艇、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定病院に収容する。

イ 交通途絶のため、感染症指定病院に収容することができないときは、被災地域以外の場所に臨時感染症指定病院を設けて、収容する。

ウ やむをえない理由により感染症指定病院に収容することができない患者等に対しては自宅隔離し、し尿の衛生処理について厳重に指導し、治療を行う。

(9) 避難所における感染症予防活動

総務課長は健康こども部と連携し、週に1回以上避難所を巡回し、次の方法により感染症予防について指導等を行う。

ア 避難者の健康状態を1日1回以上確認する。

イ 避難所における過密抑制に配慮する。

ウ 避難所の自治組織を通じて、感染症予防についての指導の徹底を図る。

エ 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。

オ 飲料水等については、消毒班又は地方支部保健医療班において水質検査を

第 19 節 感染症予防計画

実施し、消毒措置の指導を行う。

(10) 市町村が感染症予防活動をできない場合の措置

県本部長は、激甚な被害により、市本部長が行うべき消毒その他の措置を実施できず、あるいは実施しても完全な措置ができないと認めた次の項目について実施する。

ア	清潔方法及び消毒方法の施行	イ	ねずみ族、昆虫駆除等の実施
ウ	生活の用に供される水の供給	エ	患者の輸送措置

第20節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物又は災害廃棄物（以下、本節中「障害物」という。）及び道路、河川、港湾、空港等の利用の障害となっている障害物を、迅速且つ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保を図る。
- 4 廃棄物の処理及び障害物の除去を実施する機関は、当該処理及び除去を迅速かつ円滑に実施することができるよう、各機関間の連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 廃棄物処理

実施機関	担当業務
市本部長	廃棄物の処理及び清掃全般
県本部長	市本部長の行う廃棄物の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあっせん

[市本部の担当]

部	課	担当業務
生活環境部	環境政策課	廃棄物の処理及び清掃並びにし尿処理全般

2 障害物除去

実施機関	担当業務
市本部長	1 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 2 緊急輸送の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
県本部長	1 市本部長が行う障害物の除去に関する応援、協力 2 県が管理する道路、河川等関係施設に係る障害物の除去
岩手河川国道事務所	所管する道路、河川等関係施設に基づく障害物の除去
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣の要請に基づく障害物の除去

第 20 節 廃棄物処理・障害物除去計画

日本赤十字社岩手県支部	災害救助法適用時における障害物の除去に関する協力
東日本高速道路(株)北上管理事務所	所管する高速自動車道路関係施設に係る障害物の除去

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	危機管理課	自衛隊の災害派遣要請
福祉部	地域福祉課	災害救助法による障害物除去に係る費用支弁等の総括
都市整備部	道路環境課	1 障害物除去事務の総括 2 道路、河川、住居等障害物の除去全般

第 3 実施要領

1 廃棄物処理

(1) 処理方法

ア 環境政策課長は、被災地における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可能性、腐敗性等）及び排出量を把握する。

イ 環境政策課長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。

ウ 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行うものとする。

① 医療施設 ② 社会福祉施設 ③ 避難所

エ 環境政策課長は、関係機関と連携を図り、次により廃棄物処理を行う。

区分	処理内容
第 1 次対策	① 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 ② 最終処分場等での大量処理が困難である場合においては、臨時ごみ集積所を確保のうえ、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第 2 次対策	災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、中間処理（破碎・選別・焼却等）を行い最終処分地等へ搬入する。災害廃棄物仮置場に搬入されたごみについては、第一次対策が終了後最終処分地等へ搬入する。
第 3 次対策	① 倒壊建築等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 ② 災害廃棄物仮置場に搬入された倒壊家屋の廃棄物については、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。

オ 市本部長は、災害廃棄物処理に当たっては、可能な限り再生利用及び減量化するよう努める。

カ 事業者は、事業系一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の廃棄物処理業者に委託して処理する。

【資料編3-20-1 一般廃棄物処理業者一覧表（処理業者）】

キ 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、市本部に報告し、処理方法について指示を受ける。

(2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

ア 環境政策課長は、あらかじめ、地域内の廃棄物処理業者と応援協定を提携するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。

イ 市本部長は、自らの廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。

【資料編3-20-2 一般廃棄物処理施設（ごみ処理）】

ウ 環境政策課長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区分	明示事項
廃棄物収集運搬用資機材の調達あつせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬要員のあつせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

(3) 災害廃棄物仮置場の確保

環境政策課長は、中間処理施設（破碎・選別・焼却等）や最終処分地への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して、臨時ごみ集積所を確保するものとし、あらかじめ、所有者、管理者等と調整する。

【資料編3-20-2 一般廃棄物処理施設（ごみ処理）】

(4) 災害廃棄物仮置場等の衛生保持

ア 環境政策課長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、災害廃棄物仮置場、中間処理施設（破碎・選別・焼却等）及び最終処分場の清潔保持に努める。

イ 消毒方法については、第19節「感染症予防計画」に定めるところによるものとし、消毒担当者と連携して行う。

(5) 住民等への協力要請

ア 環境政策課長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民

団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。

【資料編 3－20－4 災害時における廃棄物の処理等に関する協定】

イ 市本部長は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去に係る連絡体制を構築するものとする。

また、県及び市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2 し尿処理

(1) 処理方法

ア 環境政策課長は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、し尿処理が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。

イ 環境政策課長は、災害廃棄物対策指針及び岩手県災害廃棄物対応方針を踏まえ、あらかじめ、し尿処理及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。

ウ し尿処理は、次の施設を優先して行う。

医療施設	社会福祉施設	避難所

エ 環境政策課長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、次により、し尿処理を行う。

区分	し尿処理方式
医療施設 福祉施設 避難所	① 施設内のトイレが使用不可能な場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 ② 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ③ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
地区	① 住宅での生活確保と地域の生活環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の便槽付の仮設トイレを設置する。 ② 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ③ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
一般家庭	① 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜め置きした風呂桶等の水を利用する。 ② 地区内に設置された仮設トイレを利用する。 ③ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ④ バキュームカーにより、し尿処理を行う。
事業所	① 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 ② 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。

	③ バキュームカーにより、し尿処理を行う。

(2) し尿処理用資機材の確保

ア 環境政策課長は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材等の確保を図る。

【資料編 3-20-3 一般廃棄物処理業者一覧表（し尿収集委託業者）】

イ 市本部長は、自らのし尿施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。

【資料編 3-20-5 一般廃棄物処理施設（し尿処理）】

ウ 市本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、地方支部福祉環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区分	明示事項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん	人員、期間、場所、その他参考事項

3 障害物除去

(1) 処理方法

ア 道路環境課長及び道路、河川、空港の管理者（以下、本節中「道路の管理者」という）は所属職員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。

イ 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。

- ① 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路並びに防災拠点等及び避難所に至る道路にある障害物
- ② 防災拠点等にあり、応急対策の障害となっている障害物
- ③ 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物
- ④ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物

ウ 道路環境課長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。

① 住居関係障害物の除去

- ・ 道路環境課長は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。
- ・ 災害救助法が適用された場合における障害物の除去にかかる対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条

の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。

② 道路関係障害物の除去

- ・ 道路環境課長及び道路等の管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。
- ・ 道路環境課長及び道路等の管理者は、道路法の障害物の状況を、第 4 節「情報の収集伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

③ 河川関係障害物の除去

河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

道路環境課長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともにあらかじめ、関係業者、団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

【資料編 3-20-6 障害物除去機械保有業者一覧表】

(3) 応援の要請

ア 市本部長は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、近隣市町村、あるいは地方支部福祉環境班長又は土木班長を通じて県本部長に応援を要請する。

① 障害物除去に必要な職種及び人員	④ 障害物除去地域、区間
② 障害物除去用資機材の種類・数量	⑤ その他参考事項
③ 応援を要する期間	

イ 県本部長は、要請を受けた場合は、次の措置を取る。

- ① 所管地方支部土木班長に対して応援を指示し、その有する障害物除去用資機材及び要員を投入して、障害物の除去にあたる。
- ② 所管地方支部土木班だけでは除去できない場合は、隣接地方支部長又は他の市町村長に対して応援を指示し、又は要請する。
- ③ 県内だけでは、障害物を処理できない場合は、岩手県地域防災計画に定めるところにより、国、都道府県等に障害物除去用資機材の調達・あっせん若しくは障害物の広域処理を要請し、又は、自衛隊の災害派遣を要請する。

ウ 道路等の管理者は、障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、相互に、あるいは、市町村本部又は県本部長に対して、応援を要請する。

① 障害物除去に必要な職種及び人員	④ 障害物除去地域、区間

- ② 障害物除去用資機材の種類・数量 ⑤ その他参考事項
 ③ 応援を要する期間

(4) 障害物の臨時集積所の確保

- ア 道路環境課長及び道路等の管理者は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。
- イ 臨時集積所は、おおむね、次の事項に配慮して、選定する。
- ① 障害物の搬入に便利で、地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。
 - ② 公有地を選定できないときは、アに準じて、私有地を選定し、あらかじめ、所有者との調整を行う。
- ウ 道路環境課長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を、一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

- ア 道路環境課長は、土砂、がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に集積する。
- ① 臨時集積場所
 - ② 住民の日常生活又は農林水産業その他の生活活動に支障がない場所
 - ③ 埋め立て予定地
- イ 市本部長等は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹林、家具、家財等の可燃物で、加工、修理しても使用できないと認められるものについては、集積場所等で焼却等適切な処理を行う。
- ウ 加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合においては、次の措置を講ずる。

措置者	措置内容
市本部長	災害対策基本法第64条第2項から第6項及び同施行令第25条から27条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官	災害対策基本法第64条第8項、第9項及び同施行令第25条から第27法の定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

4 災害救助法を適用した場合の障害物除去

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 建築物等の石綿の飛散及び有害物質の漏えい防止

第 20 節 廃棄物処理・障害物除去計画

- (1) 環境政策課長は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、必要に応じ、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うように指示・助言する。
- (2) 建築物等への被害があり、石綿の飛散及び有害物質の漏えいが懸念される場合は、環境省、県及び市町村又は事業者は、石綿の飛散及び有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第 21 節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

第 1 基本方針

各実施機関相互の協力体制のもとに、災害による行方不明者の搜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ的確に行う。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	1 行方不明者、遺体の搜索 2 遺体収容所の確保及び遺体の処理 3 身元不明者の遺体の一時安置 4 遺体の埋葬
県本部長	1 行方不明者の搜索、遺体の検視 2 災害救助法適用時における遺体の搜索、処理、埋葬の最終処理
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく行方不明者の搜索
日本赤十字社岩手県支部	災害救助法の適用時における遺体の処理及び埋葬に関する協力
(一社)岩手県医師会	遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力
(一社)岩手県歯科医師会	
(一社)北上医師会	

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	危機管理課	1 自衛隊の災害派遣要請 2 行方不明者及び遺体搜索 3 遺体の収容に関する関係機関との連絡調整
生活環境部	市民課	1 行方不明者の照会 2 埋葬及び火葬の手続き
	環境政策課	1 遺体の埋葬 2 遺体埋葬にかかる広域調整
福祉部	地域福祉課	1 災害救助法による遺体の搜索、処理、埋葬に係る費用支弁等の総括 2 日本赤十字社岩手県支部との連絡調整

健康こども部	健康づくり課	北上医師会との連絡調整及び協力

第 3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 搜索の手配

ア 危機管理課長は、災害により行方不明者が発生した場合は、正確な情報の収集に努め、次の事項を明らかにして、警察署に搜索の手配を行うとともに、手配した内容等を地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。

① 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

② 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数

イ 行方不明者の搜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続きは、第10節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによる。

ウ 市民課長は、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、危機管理課長へ連絡し、危機管理課長は当該登録地の市町村又は県本部長に連絡する。

エ 市民課長は、行方不明者として把握した者が外国人の場合には、危機管理課長へ連絡し、危機管理課長は県本部長に連絡する。

オ 県本部長は、行方不明者として把握した者が外国人であった場合には、直接又は必要に応じて外務省を通じて在京大使館等に連絡する。

(2) 搜索の実施

ア 危機管理課長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員により搜索班を編成し、行方不明者の搜索及び遺体の収容を行う。

イ 危機管理課長は、必要に応じて自主防災組織等の住民ボランティア団体に対して、搜索班への協力を要請する。

ウ 危機管理課長は、必要に応じて警察署長に対して、広域的な搜索の実施を要請する。

エ 搜索班員及び警察官は、行方不明者を発見し、その者が生存している場合は、DMA T又は医療救護班に連絡して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。

オ 搜索班員及び警察官は、遺体を発見した場合は、次の措置をとる。

① 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合には、速やかに警察官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。

② 遺体を発見し、又は住民からの発見の通報を受けたときは、警察官又は遺体処理班に通知し、その後の処理について連絡する。

(3) 検視の実施

ア 警察官は、遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通知を受けたときは、警察官又は遺体処理班に通知し、その後の処理について連絡する。

イ 警察官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、市本部長に通知のうえ、遺体収容所に搬送し、検視を行う。この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとする。

2 遺体の収容

(1) 遺体の収容は、搜索班が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。

ア 異常遺体に関する検視	イ 医師の検案	ウ 遺体請書の徴収

(2) 危機管理課長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、関係課及び関係機関と連携し、遺体収容所を設置する。

(3) 遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意のうえ、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。

ア 病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。

イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。

ウ 遺体の検視、身元確認が容易に行える場所を選定する。

エ 遺体の数に相応する施設であること。

オ できるだけ駐車場があり、かつ、長期間使用できる施設であること。

3 遺体の処理

(1) 健康づくり課長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により、遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を取る。

(2) 遺体処理用資機材を事前に準備できない場合は、従事する医療機関関係者（医療機関）の手持ち品を持って繰り替え使用するものとし、資機材が不足した時は、市において調達する。

(3) 市本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、地方支部保健医療班長を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請する。

4 遺体の埋葬

(1) 環境政策課長は、埋葬用品等の調達ができない場合は、地方支部保健医療班長を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の埋葬用品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

第 21 節 行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画

- (2) 県本部長は、要請を受けた場合は、葬祭業協同組合及び全日本冠婚葬祭互助協会の協力を得て、調達又はあっせんを行う。

5 遺体埋葬の広域調整

環境政策課長は、遺体の埋葬量が自らの火葬能力を上回ること等により、自ら火葬できない場合にあっては、地方支部保健医療班長を通じて県本部長に広域火葬を要請する。

6 災害救助法を適用した場合の死体の搜索、処理及び埋葬

災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第22節 応急対策要員確保計画

第1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策委員(以下、本節中「要員」という)の確保を図る。

第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務
市本部長	1 要員の確保 2 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
県本部長	1 要員の確保 2 防災関係機関相互の要員の調整
各防災関係機関	要員の確保

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	総務課	各災害対応業務における不足要員の確保
	危機管理課	1 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整 2 消防、救急、水防関係作業の従事命令、協力命令による要員の確保
福祉部	地域福祉課	災害救助法に基づく要員の確保に係る費用支弁等の事務総括

第3 実施要領

1 要員の確保

災害応急対策の各実施期間における要員の確保は、次の場合に行う。

- (1) 所属職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民及びボランティア等によっても要員に不足を生じるとき
- (2) 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき

2 確保の方法

- (1) 各課長は、災害応急対策を実施するための職員が不足する場合は、部内調整を行い、部内の課から応援職員を配置する。
- (2) 各部長は、部内に職員のみではその不足を補うことができないと認める場合は、企画部長に他の部からの職員の派遣を要請し、企画部長は総務課長に調整を指示する。
- (3) 企画部長は、市本部の職員のみではその不足を補うことができない場合は、その旨を市本部長に報告する。

第 22 節 応急対策要員確保計画

- (4) 市本部長は、災害応急対策の実施に当たり、県及び他の市町村の職員の派遣を求める必要があると認める場合は、第 9 節「県、市町村等応援協力計画」に定める所により、職員の派遣を要請する。
- (5) 防災関係機関は、前記によっても要員に不足が生じる場合又はその支援を待つ余裕がない場合は、次の事項を明示して、北上公共職業安定所所長に要員の確保を申し込む。

ア 目的	イ 作業内容	ウ 必要技能及びその人員
エ 期間	オ 就労場所	カ その他参考事項

- (6) 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 要員の従事命令

(1) 従事命令の執行者及び種類

従事命令及び協力命令は、災害対策基本法に基づき、要員が確保できない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要があると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根拠法令
市本部長	災害応急対策作業全般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
	災害救助作業	協力命令	災害救助法第30条により知事の職権の一部が委任された時
消防吏員又は消防団員	消防作業	従事命令	消防法第29条第5項
救急隊員		協力命令	消防法第35条の10
水防管理者	水防作業	従事命令	水防法第24条
水防団長又は水防機関の長			

(2) 命令の対象者

作業区分	対象者
災害応急対策作業全般	市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害救助作業	救助を要するもの及びその近隣のもの
消防作業（従事命令又は協力命令）	火災の現場付近にある者
救急作業	事故の現場付近にある者
水防作業（従事命令）	区域内に居住する者又は水防の現場に有る者、災害により生じた事故の現場付近にある者

(3) 公用令書の交付

交付者	命令区分	交付事由	根拠法令
市本部長 県本部長 指定(地方) 行政機関の 長	従事命令	ア 命令を発するとき イ 発した命令を変更する とき ウ 発した命令を取り消す とき	災害対策基本法第81条 第1項災害救助法第7条 第4項において準用する 同法第5条第2項

(4) 損害補償

従事命令又は協力命令（災害対策基本法によるものを除く）による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障害の状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を補償する。

(5) その他

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、市本部長に届け出る。

ア 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書

イ 負傷又は疾病以外による場合は、市長、警察官その他適当な公務員の証明書

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等については、第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第 23 節 文教対策計画

第 1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教員を確保のうえ、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品などの給与を行う。

第 2 実施責任（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	市立学校における応急教育の実施
県 本 部 長	県立学校における応急教育の実施
私立学校設置者	当該私立学校における応急教育の実施

[市本部の担当]

部	課	担当業務
福祉部	地域福祉課	災害救助法に基づく要員の確保に係る費用支弁等の事務総括
教育部	総務課	1 学校施設の被害調査及び施設、設備等応急復旧対策 2 応急給食用物資の確保、調達
	学校教育課	1 教職員の確保に関する関係機関との連絡調整 2 被災児童、生徒の被害調査 3 被災児童、生徒に対する学用品等の給与、授業料の減免、奨学金の緊急貸与 4 応急教育の実施
	文化財課	文化財施設及び文化財に対する被害調査及び応急対策の実施
まちづくり部	生涯学習文化課	社会教育施設の被害調査及び応急対策の実施
	スポーツ推進課	体育施設の被害調査及び応急対策の実施

第 3 実施要領

1 学校施設の確保

(1) 学校施設の応急対策

教育部総務課長は、学校施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講じる。

(2) 応急教育予定場所の設定

学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

被害の現状	応 急 教 育 予 定 場 所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急措置を行い使用する。
被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合	1 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 2 一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は同一市町村内のほかの学校の校舎若しくは地域の公共施設を利用して、分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	同一地域内の他の学校の校舎又は公民館等の公共施設を使用する。校舎敷地又は近隣に仮設校舎を設置することが可能な場合は、これを早急に整備する。
同一市町村内の教育施設の確保が困難な場合	他の市町村の学校の校舎又は公民館等の公共施設又は校舎等を使用する。

(3) 他の施設を使用する場合の手続き

学校が被災し、授業を行うことが困難であり、又は不可能である場合においては次の手続きにより、他の学校又は公共施設を使用し、応急教育を実施する。

ア 市立学校

市立学校が、隣接学校その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手続きにより当該施設管理者の協力を得る。

区 分	手 続
同一市内の施設を利用する場合	市本部において、関係者が協議を行う。
同一教育事務所管内の他市町村施設を利用する場合	① 市本部長は、地方支部教育事務所班長に対して、施設のあつせんを要請する。 ② 地方支部教育事務所班長は、対象施設の地域を管轄する市町村に協力を要請する。
他の教育事務所管内の施設を利用する場合	地方支部教育事務所班長は、管内に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあつせんを要請する。
県立学校の施設を利用する場合	① 地方支部教育事務所班長は、管内の市町村立施設に利用すべき施設がない場合、県本部長に対しあつせんを要請する。 ② 県本部長は、適当な隣接県立学校の校長に対し、施設を利用させるよう指示する。 ③ 県本部長は、当該地域内に適当な隣接県立学校がないとき

	は、その地域内の適当な公共施設の利用について、その施設の管理者に協力を要請する。

イ 県立学校

被災した県立学校の学校長は、県本部長に対し、直接、他の施設利用のあつせんを要請する。

ウ 私立学校

被災した私立学校の設置者は、自ら学校教育の実施が困難な場合においては、他の私立学校設置者、市本部長又は県本部長に対して、教育施設及び公共施設の利用について協力を要請する。

エ 他の学校又は公共施設の使用に係る協力又はあつせん要請は、次の事項を明示して行う。

①あつせんを求める学校名	③授業予定人員及び室数	⑤その他参考事項
②予定施設名又は施設種別	④予定期間	

2 教職員の確保

(1) 市立学校

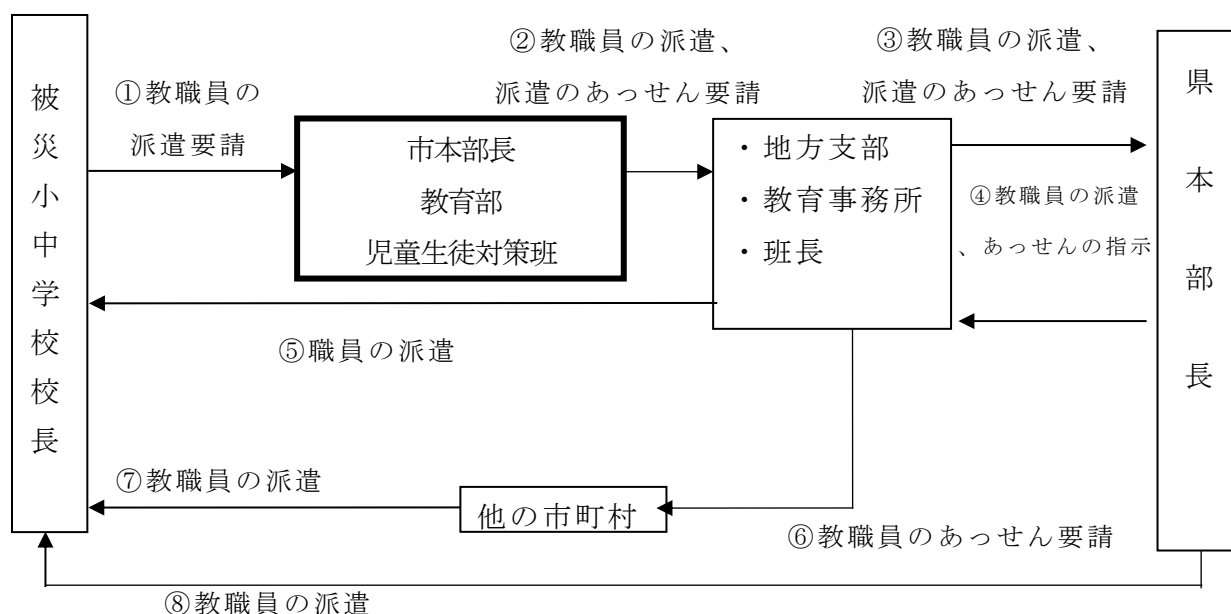
ア 災害により被災した小中学校及び義務教育学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

① 校長は、学校教育課長に対して教職員の派遣を要請する。

② 学校教育課長は、地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあつせんを要請する。

イ 市本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議のうえ、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

〔被災小中学校に対する教職員の派遣及びあつせんの流れ〕



(2) 県立学校

ア 災害により被災した県立学校において、教職員の増員が必要と認められた場合は、次により教職員を確保する。

① 校長は、直接、県本部長に対し、教職員の派遣を要請する。

② 県本部長は、県本部の職員を派遣又は隣接学校の教職員を派遣する。

イ 上記によっても教職員を確保できない場合においては、教職員を臨時に採刷して必要な教員の確保を図る。

(3) 私立学校

被災した私立学校の設置者は、自ら学校教育の実施が困難な場合においては、他の私立学校設置者、市本部長又は県本部長に対して教職員の確保について協力を要請する。

(4) 要請の手続

教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

ア 派遣を求める学校名	イ 授業予定場所
ウ 教科別（中学、高校）派遣要請人数	エ 派遣要請予定期間
オ その他必要な事項	

3 応急教育の留意事項

応急教育の実施に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。

(2) 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。

(3) 教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。

(4) 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学手段の確保その他の通学に関する事項を考慮する。

(5) 授業が不可能となる場合が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。

(6) 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の給与

(1) 市立学校

ア 学校教育課長は、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。

イ 学校教育課長は、学用品等の給与が困難である場合は、地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して学用品等の調達又はあつせんを要請する。

なお、調達又はあつせんされた学用品等の輸送は、業者と市本部間の通常の方法による。

第 23 節 文教対策計画

(2) 県立学校

・ 高等学校

校長は、災害により教科書を失った生徒の状況を取りまとめのうえ、学用品等をあつせんする。

(3) 私立学校

私立学校の設置者は、前記 1 及び 2 に準じて、被災児童、生徒に対して学用品等を給与する。

(4) 災害救助法を適用した場合における学用品の給与

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額及び期間等は、第 13 節「災害救助法適用計画」に定めるところによる。

5 学校給食の応急対策

(1) 給食の実施

学校給食センター所長、県立学校の校長及び私立学校設置者（以下、本節中「市本部長等」という。）は、次の事項に留意して、応急給食を実施する。

ア 給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においてもパン、ミルク等の給食を実施するように努める。

イ 学校給食センター所長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り、実施する。

ウ 学校が避難場所として使用され、給食施設が避難者・炊出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

(2) 被害物資対策

学校給食センター所長は、災害により被害を受けた給食用原材料を取りまとめ、給食実施者に対し、県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

6 学校保健安全対策

学校教育課長は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。

(1) 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。

(2) 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、校医又は地方支部保健医療班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の措置をとるとともに、その旨を県本部長に報告する。

(3) 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。

(4) 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

7 その他文教関係の対策

(1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

市本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに、必要な対策を講ずる。

(2) 文化財の対策

文化財課長は、文化財専門調査員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対し、次の事項を指示し、指導する。

ア 文化財の避難

イ 文化財の補修、修理

ウ 二次災害からの保護措置の実施

8 被災児童、生徒の受け入れ

市本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受け入れを行う。

第 24 節 農畜産物応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 被災地域に置ける病虫害の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市本部長	1 被災地域における病虫害防除実施 2 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置
県本部長	1 病虫害防除に関する必要な指示指導 2 家畜伝染病緊急予防措置、防疫措置その他の応急措置 3 家畜診療 4 飼料及び集乳搬送体制の確保 5 市本部長が行う畜産応急対策措置に対する指導 6 市本部長からの畜産応援要請に応じた対策措置

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
農 林 部	農林企画課 農業振興課 農 業 委 員 会 事務局	1 病虫害防除の実施 2 畜産物対策全般

第 3 実施要領

1 防除対策

(1) 防除の実施

ア 農業振興課長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

- ・ 防除時期
- ・ 防除資機材の種類及び数量
- ・ 防除体制（人員、車両の動員及び配置）

イ 農業振興課長は、業務を円滑に実施するために、次の班を編成する。

班 名	担 当 業 務
調査班	巡回調査を行い、病虫害の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。

指導班	防除組合等の活動促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病虫害の発生による被害防止に努める。

(2) 防除資機材の調達

ア 農業振興課長は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。

イ 農業振興課長は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあつせんを要請する。

① 資機材の種類別数量	② 調達希望日時（期間）
③ 送付先	④ その他参考事項

2 畜産対策

(1) 協力機関

農業振興課長は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。

ア 全国農業協同組合連合会岩手県本部	エ 県獣医師会
イ 県農業共済組合	オ 地域自衛防疫協議会
ウ 農業協同組合	

(2) 家畜の診療

農業振興課長は、必要に応じて家畜の診療を花巻地方支部農林班長に応援要請する。

(3) 家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染予防法及び家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達）の関係規定により実施する。

(4) 家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

ア 農業振興課長は、関係機関と避難場所等について協議する。

イ 農業振興課長は、家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(5) 飼料等の確保

避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。

ア 農業振興課長は、地方支部農林班長に確保のためのあつせんを要請する。

イ 要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

① 要請する飼料の種類及び数	② 納品又は引継ぎの場所及び時期
③ その他必要事項	

(6) 青刈飼料等の対策

農業振興課長は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次

第 24 節 農畜産物応急対策計画

の応急措置を実施する。

ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。

イ 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、生育の促進をするよう指導する。

ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあつせんを要請する。

(7) 牛乳の集乳対策

農業振興課長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

3 その他

上記 1 から 3 までのほか必要な対応は、別に定める「北上市高病原性鳥インフルエンザ等防疫対応マニュアル」による。

第 25 節 公共土木施設・鉄道施設等応用対策計画

第 1 公共土木施設

1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、砂防等施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関は、次のとおりとする。

(1) 道路施設

実施機関	担 当 区 分
岩手河川国道事務所	直轄管理の一般国道及び直轄高速道路施設
東日本高速道路(株) 北上管理事務所	東日本高速道路・東北支社所管の東北及び秋田自動車道の道路施設
県	一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係事務所所管以外の道路施設及び県道の道路施設（国道107号）
市	市道の道路施設

(2) 河川管理施設

実施機関	担 当 区 分
岩手河川国道事務所	北上川水系の国土交通大臣管理区間の河川管理施設
北上川ダム統合管理事務所、湯田ダム管理支所	北上川水系ダムの河川管理施設 湯田ダム
県	一級河川の指定区間の河川管理施設、入畑ダム
市	準用河川及び普通河川の河川管理施設

(3) 砂防等施設

実施機関	担 当 区 分
岩手河川国道事務所	直轄砂防指定地の砂防等施設
県	砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜崩壊危険区域

(4) 治山施設

実施機関	担 当 区 分
林野庁（東北森林管理局）	国有林内保安林の治山施設
県	民有林内保安林の治山施設

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
都市整備部	道路環境課	道路、河川、橋梁等公共土木施設関係の被害調査及び 応急対策の実施

3 実施要領

(1) 共通事項

ア 被害状況の把握及び連絡

実施機関は、被害の発生状況を把握し、県本部その他の防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

イ 二次災害の防止対策

① 実施機関は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。

② 市は、二次災害の危険性があると認められる場合は、必要に応じ、第14節「避難・救出計画」に定める避難指示等の発令等の措置をとる。

ウ 要員及び資機材の確保

① 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に触通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

② 実施機関相互又は関係業者等に対する応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

・ 資機材の種類及び数量	・ 場所	・ 作業内容
・ 職種別人員	・ 期間	・ その他参考事項

エ 関係機関との連携強化

① 実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。

② 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

(2) 道路施設

ア 実施機関は、関係機関と速やかに協議、調整のうえ、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路の応急復旧を重点的に実施する。

イ 県は、市が管理する県道又は市道（県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、市から要請があり、かつ、市における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、市に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代

行制度により、支援を行う。

(3) 空港施設

実施機関は、関係機関と速やかに協議、連絡のうえ、空港施設の機能の維持又は回復のための応急復旧を実施する。

第 2 工業用水道施設

1 基本方針

工業用水の給水を確保するため、被災した工業用水道施設について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
県	所管する工業用水道施設の被害状況の把握並びに応急措置及び応急復旧
岩手中部 水道企業団	工業用水道施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施

3 実施要領

(1) 被害状況の把握及び連絡

実施機関は、被害の発生状況を把握し、市本部その他の関係防災機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

(2) 要員及び資機材の確保

ア 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、工事業者等の協力を得られる体制を整備する。

イ 実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。

(3) 優先的に復旧する施設

優先的に復旧する施設は、次の通りとする。

区 分	施 設
供給側施設	取水塔、浄水場、送配水管、水管橋

(4) 供給の再開

工業用水供給の再開は、所定の点検実施により各設備の安全性を確認し、需要家に連絡、確認したうえで行う。

第 3 鉄道施設

1 基本方針

乗客の安全と交通を確保するため、被害状況を的確に把握するとともに、旅客の避難誘導及び被害箇所の早期復旧を実施する。

2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社北上駅	被害状況の把握 応急措置及び応急復旧

[市本部の担当]

部	班	担 当 業 務
都市整備部	道路環境課	鉄道施設に係る被害状況の把握

3 実施要領

(1) 活動体制

ア 実施機関は、災害の状況に応じ、災害対策本部又は現地災害対策本部を設置し、応急活動を行う。

イ 応急措置の連絡指示、被害情報の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じ、無線車、移動用無線機を利用する。

(2) 発災時の初動措置

ア 列車の措置

- ① 乗務員は、地震を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上など危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。
- ② 状況に応じ、旅客の避難、救出救護の要請を行うとともに、駅又は輸送指令に必要事項を通報する。

イ 保守担当区の措置

地震により、列車の運転に支障が生ずる事態の発生又は発生が予想される場合は線路、トンネル、橋りょう、重要建築物、信号保安設備等の巡回、固定警備を行う。

ウ 駅の措置

- ① 駅長は、震度に応じて、列車防護及び運転規制を行う。
- ② 駅長は、地震発生と同時に営業を中止し、速やかに情報収集を行い、必要に応じ、救護所の開設、医療機関の救援を要請する。

(3) 旅客の避難誘導及び救出救護

ア 避難誘導

- ① 駅長及び乗務員は、乗客に対し、被害状況等の広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう、協力を求める。
- ② 乗務員は、被災状況、救出救護の手配、避難場所、その他必要事項について、駅又は輸送指令に連絡する。

イ 救出救護

- ① 駅長及び乗務員は、列車の脱線、転覆、建造物の崩壊等により死傷者が

発生したときは、直ちに、救出救護活動を行う。

② 災害対策本部長は、災害の状況に応じ、直ちに、医療救護班の派遣を指示する。

③ 現地対策本部長は、現地職員を指揮し、医療機関と連携し、救出救護活動に当たる。

(4) バス事業者との連携強化

旅客の避難誘導及び代替輸送に当たっては、バス事業者による営業用バス車両の提供等の協力を得て行う。

(5) 応急復旧

ア 実施機関は、鉄道施設が被災した場合には、被害の状況を勘案し、内部による復旧工事のほか、外注工事により、速やかに応急復旧を実施する。

イ 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じる。

ウ 実施機関相互の応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

① 資機材の種類及び数量	④ 期間
② 職種別人員	⑤ 作業内容
③ 場所	⑥ その他参考事項

第 26 節 ライフライン施設応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 電力、ガス、上下水道、電気通信施設のライフライン施設の事業者または管理者及び石油等燃料の供給事業者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフライン及び必要な燃料の確保を図る。
- 2 県本部長は、停電その他の事由によりライフライン施設等の稼働の継続や県民の生活の維持のため燃料の確保が必要な場合は、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、その供給を要請し、必要に応じて、政府災害対策本部又は東北経済産業局にその確保を要請する等により、燃料の確保ができるよう調整に努める。
- 3 電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者等は、他都道府県で発生した災害における応急対策に関し、必要に応じ、応援を実施することができるよう、広域的応援体制の整備に努める。

第 2 実施機関（責任者）

1 電力施設

実施機関	担 当 業 務
県本部長	1 所管する電力施設に係る被災状況の把握
東北電力ネットワーク(株) 花北電力センター	2 被災した電力施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
仙人発電所	3 被災地域における広報の実施

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画部	政策企画課	1 自衛隊の災害派遣要請 2 電力事業者に対する応急対策要員、資機材及びその輸送に係るあっせん 3 電力施設の被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集

2 ガス施設

実施機関	担 当 業 務
ガス供給事業者	1 所管するガス施設に係る被災状況の把握 2 被災したガス供給施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

	3 需要家等に対する広報の実施

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画部	政策企画課	1 ガス事業者に対する応急対策要員、資機材及びその輸送に係るあっせん 2 ガス供給施設に係る被害状況及び応急対策の実施状況に係る情報収集

3 上下水道施設

実施機関	担 当 業 務
岩手中部 水道企業団	1 所管する上水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
市本部長	1 所管する下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画部	政策企画課	上下水道の復旧対策にかかる県及び他の都道府県に対する応援要請
都市整備部	下水道課	1 下水道施設に係る被害状況の把握 2 被災した下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
生活環境部	環境政策課	岩手中部水道企業団との連絡調整

4 電気通信施設

実施機関	担 当 業 務
東日本電信電話(株)岩手支社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株) 北上ケーブルテレビ(株)	1 所管する電気通信施設に係る被災状況の把握 2 被災した電気通信施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画部	政策企画課	通信施設に係る被害状況の把握

第 3 実施要領

1 電力施設

(1) 防災活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

- ① 電力事業者は、大規模な災害が発生した場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。

【資料編 3-26-1 災害時電力復旧に関する協定】

【資料編 3-26-2 災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書】

- ② 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出勤方法等について検討のうえ、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 対策要員の確保

- ① 電力事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区部により防災体制をとるものとする。

体制区分	災 害 の 規 模 及 び 現 状
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
1号非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し、必要と認めた場合
2号非常体制	国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化が懸念される場合

- ② 電力事業者は、その体制区分に応じて、必要とする要員について出動を指示する。

- ③ 非常災害対策要員は、次により迅速に行動する。

非常体制の発令がなされると予想される場合においては、災害情報に留意のうえ、非常体制の発令に備える。

- ・ 非常体制の発令があった場合においては、速やかに所属する対策組織に出動し、非常災害対策活動に従事する。

なお、非常災害対策本部への出動が困難である場合においては、あらかじめ、定められた最寄りの事業所に出動し、当該事業所において非常災害対策活動に従事する。

- ・ 非常体制の発令がなされたと判断される場合においては、自主出動し、非常災害対策活動に従事する。

- ④ その他の職員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常

業務に従事する。

ウ 情報連絡活動

① 電力事業者は、定時に、被災電力施設等から、次の情報を収集する。

(ア) 一般情報

- ・ 気象等に関する情報
- ・ 一般被害情報
- ・ 停電による主な影響の状況
- ・ 県及び地方公共団体の災害対策本部等、官公庁、報道機関及び被災地域への対応状況

(イ) 自社被害情報等

- ・ 自社施設等の被害情報及び復旧状況
- ・ 他の事業者からの応援要員及び資機材等の派遣状況
- ・ 人身災害及びその他の災害発生状況
- ・ その他の災害に関する情報

② 電力事業者は、上記により収集した被害情報について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、市本部長その他の防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 資材の調達、輸送

① 電力事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、次の方法により確保する。

- ・ 現地調達
- ・ 電力事業所相互間による流用
- ・ 納入メーカーからの購入
- ・ 他の電力業者からの融通

② 非常災害対策本部と被災電力施設との通信が途絶し、相当の被害が予想される場合においては、非常災害対策本部において復旧資材所要数量を想定し、被災電力施設に対して緊急出荷する。

③ 資材が不足する場合は、工事業者、メーカー、他の電力事業者に対し、応援を要請する。

④ 被災電力施設への資材の輸送は、あらかじめ供給契約をしている関係業者の保有する車両等により行う。なお、輸送力が不足する場合においては、他の電力業者に対して応援を要請し、輸送力の確保を図る。

⑤ 電力業者は、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

⑥ 市本部長は、各電力事業者から応急対策要員、応急対策資材及びその輸送等のあつせん要請があった場合は、その確保、あつせんに協力すると

もに、状況に応じて、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。

イ 危険予防措置の実施

- ① 電力事業者は、電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として送電を継続するが次の場合においては、送電を停止する。
 - ・ 送電を継続することが危険と認められるとき
 - ・ 警察署、消防機関等関係機関から送電停止の要請があったとき
- ② 送電の停止に当たっては、被害状況及び被災地域に及ぼす影響を十分考慮し、範囲の縮小、時間の短縮に努める。
- ③ 電力事業者は、技術員を派遣し、電気施設保安のため必要に組織を講ずる。

ウ 応急工事の実施

電力事業者は、応急工事の実施に当たっては、次の施設を優先して行うほか、災害状況、各施設の応急工事の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の最も大きい施設から実施する。

①災害応急対策実施機関	②医療施設	③社会福祉施設	④避難所

エ 災害時における電力の融通

電力事業者は、災害時における電力融通計画を定めるとともに、「全国融通電力受給契約」及び「二社融通電力受給契約」等に基づいて、相互に電力を融通する。

(3) 復旧計画

ア 電力施設の復旧に当たっては、恒久的復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等により止むを得ないと判断される場合においては、応急復旧を行う。

イ 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易等を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きい施設から、おおむね、次に定める復旧順位により実施する。

- ① 水力発電設備
 - ・ 系統に影響の大きい発電所
 - ・ 当該地域に対する電力供給上支障を生じる発電所
 - ・ 早期に処置を講じない場合において、後旧が一層困難になるおそれのある発電所
 - ・ その他の発電所
- ② 送電設備
 - ・ 全回線送電不能の主要線路
 - ・ 全回線送電不能のその他の線路
 - ・ 一部回線送電不能の主要線路

- ・ 一部回線送電不能のその他の線路
- ③ 変電設備
 - ・ 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
 - ・ 都市部に送配電する送電系統の中間変電所
 - ・ 重要施設に配電する配電用変電所
- ④ 配電設備
 - ・ 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、広域避難場所の他重要施設への供給回線
 - ・ その他の回線
- ⑤ 通信施設
 - ・ 非常災害用通信回線
 - ・ 給電指令回線並びに制御監視及び系統保護回線
 - ・ 保守用回線等
- (4) 道路管理者等との連携

電力事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。
- (5) 災害広報

被災地域における広報は、復旧状況、事故防止を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

2 ガス施設

(1) 防災活動体制

ア 非常災害対策本部の設置

- ① ガス事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。
- ② 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法等について検討のうえ、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 対策要員の確保

ガス事業者は、災害の規模及び状況に応じて、おおむね、次の区分により非常災害対策本部を設置する。

体制区分	災 害 の 規 模 及 び 状 況
第1次非常体制	被害又は被害予想が軽度又は局部の場合
第2次非常体制	被害又は被害予想が中程度の場合
第3次非常体制	被害又は被害予想が甚だしい場合

【資料編3—26—3 災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定書】

ウ 情報連絡活動

ガス事業者は、収集した被害情報について第 4 節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、市本部長その他の防災関係機関に対して連絡する。

(2) 応急対策

ア 災害時の初動措置

ガス事業者は、災害時における初動措置として、次の措置を実施する。

- ① 市本部、報道機関等からの被害情報等の収集
- ② 事業設備等の点検
- ③ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
- ④ その他、状況に応じた措置

イ 応急措置

① ガス事業者は、応急措置として、次の措置を実施する。

- ・ 各事業所が有機的な連携を図り、施設の応急措置に当たるよう指示する。
- ・ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに。必要に応じて調整修理する。
- ・ 供給停止地域について。供給可能な範囲で供給切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- ・ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

② 応急措置の実施に当たっては、次の施設を優先して行う。

・ 災害応急対策実施機関	・ 医療施設	・ 社会福祉施設	・ 避難所

ウ 資機材の調達

① ガス事業者は、自ら保有する資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次の方法により確保する。

- ・ 取引先、メーカー等からの調達
- ・ 各事業所相互間における流用
- ・ 他のガス事業所からの応援融通

② 市本部長は、ガス事業者から応急対策要員及び応急対策資機材及びその輸送等のあっせん要請があった場合は、その確保、あっせんに協力する。

(3) 復旧対策

ア ガス設備の復旧活動

ガスの供給を停止した場合における復旧作業については、二次災害を防止するため、次により作業を進める。

① 製造所の復旧

ガスの製造、供給を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各施設の安全性を確認した後、標準作業

に基づいてガスの製造、供給を開始する。

② 整圧所の復旧

ガスの受入れ、送出を一時又は一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて供給を再開する。

イ 再供給時の事故防止措置

ガスの再開に当たっては、二次災害の発生を防止するため、次により作業を進める。

① 製造施設

所定の点検計画に基づき、各種設備の点検を実施し、必要に応じ、補修を行い、各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

② 供給施設

ガス再供給時のガス漏洩等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

③ 需要家施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

(4) 道路管理特等との連携

ガス事業者は、各設備の復旧に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

3 上水道施設

(1) 防災活動体制

ア 給水災害対策本部の設置

① 岩手中部水道企業団は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、「給水災害対策本部」を設置し、市本部との密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。

② 給水災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出動方法について検討のうえ、適切な活動組織とするよう留意する。

(2) 情報連絡活動

岩手中部水道企業団は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等について、あらかじめ定める。

(3) 応急対策

岩手中部水道企業団は、迅速かつ的確に応急対策を行う。また、水道施設の

第 26 節 ライフライン施設応急対策計画

被害の状況により、岩手中部水道企業団と市本部が連携し、協力して応急対策を行う。

(4) 復旧対策

岩手中部水道企業団は、水道事業の関係機関と協力し、迅速かつ的確に復旧活動を行う。

(5) 道路管理者等との連携

岩手中部水道企業団は、水道施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等との関係機関と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

岩手中部水道企業団は、迅速かつ的確に広報活動を行う。また、水道施設の被害の状況により、岩手中部水道企業団と市本部が連携し、協力して広報活動を行う。

4 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

下水道課長は、市本部等の配備体制に基づいて、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して、迅速に応急対策活動を実施する。

(2) 応急対策

ア 災害復旧用資機材の確保

- ① 下水道課長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の資機材の確保に努める。
- ② 市本部長は、必要に応じて、第10節「県、市町村相互応援協力計画」に定めるところにより、県及び他の都道府県等に応援を要請する。
- ③ 下水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。

イ 応急措置

- ① ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行い、配水不能の事態が起こらないよう対処する。
- ② 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- ③ 工事施工中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(3) 復旧対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の

復旧に努め、その後、枝線管渠柵、取付管等の復旧を行う。

ア 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機、ディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

イ 管渠措置

管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を活用して復旧に努める。

(4) 災害広報

住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

5 電気通信施設

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認められるときは、災害対策本部を設置する。

イ 対策要員の確保

電気通信事業者は、災害対策本部の設置時において、業務の運営又は応急対策及び応急復旧に必要な対策要員を確保するため、あらかじめ、必要な措置を定める。

ウ 情報連絡活動

電気通信事業者は、電気通信施設の被災状況及び応急対策の実施状況について、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、市本部長その他の防災関係機関に連絡する。

(2) 応急対策

ア 資機材の調達

- ・ 電気通信事業者は、自ら保有する予備品、貯蔵品等の在庫量を常時把握しておくとともに、調達を必要とする資機材について、速やかに確保する。
- ・ 電気通信事業者は、応急復旧に関し、広域的応援体制をとるよう努める。

イ 情報通信手段の機能確認等

電気通信事業者は、災害発生後、直ちに必要な事項について、情報通信手段の機能確認等を行う。

ウ 重要通信の確保等

- ① 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法及び電話サービス契約約款等に基づき、通話の利用制限を行う。

第 26 節 ライフライン施設応急対策計画

- ② 防災関係機関の専用通信設備等が被災し、通信が途絶した場合は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。
- ③ 衛星通信等の移動回線の活用による緊急情報連絡用の同線設定に努める。
- ④ 災害救助法が発動され、又は発動されると認められる場合は、当該地域に特設公衆電話を設置する。

(3) 復旧対策

電気通信事業者は、被災した電気通信施設の復旧について、次により実施する。

ア 災害復旧工事の計画、実施

① 応急復旧工事

- ・ 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- ・ 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備等の工事

② 原状回復工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

③ 本復旧工事

- ・ 被災の再発を防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- ・ 電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

イ 復旧順位

順 位	応 急 す る 電 気 通 信 設 備
第 1 順位	・ 気象機関に設置されているもの ・ 水防機関に設置されているもの ・ 消防機関に設置されているもの ・ 災害救助機関に設置されているもの ・ 警察機関に設置されているもの ・ 防衛機関に設置されているもの ・ 輸送の確保に直接関係かおる機関に設置されているもの ・ 通信の確保に直接関係かおる機関に設置されているもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの
第 2 順位	・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されているもの ・ 選挙管理機関に設置されているもの ・ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されているもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されているもの ・ 国又は地方公共団体の機関に設置されているもの (第 1 順位となるものを除く。)
第 3 順位	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

(4) 災害広報

ア 電気通信事業は、通信が途絶し、又は利用制限を行った場合においては、利用者に対し、トーキー装置による案内、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、応急復旧装置、復旧見込時期等の周知を図る。

イ 国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(5) 道路管理者等との連携

電気事業者は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

第 27 節 危険物施設等応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

第 2 石油類等危険物

1 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
危険物施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市 本 部 長	
県 本 部 長	

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画部	政策企画課	自衛隊の災害派遣要請
企画部	危機管理課	1 危険物災害の防除活動に係る指導及び連絡 2 消火薬剤の調達及びあっせん 3 被害状況調査及び応急対策 4 死傷者の救出収容 5 避難措置及び警戒区域の設定
都市整備部	道路環境課	交通規制の実施

2 実施要領

(1) 危険物設置責任者

ア 被害状況の把握と連絡

危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

イ 要員の確保

危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ、所内自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

ウ 応急措置

危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- ① 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
- ② タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- ③ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

エ 情報の提供及び危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。

(2) 市本部長

市本部長は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第 7 節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第 3 火薬類

1 実務機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
火薬類保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市本部長	
県本部長	

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画部	政策企画課	自衛隊の災害派遣要請
	危機管理課	1 火薬類災害の防除活動に係る指導及び連絡 2 被害状況調査及び応急対策 3 消火薬剤の調達及びあっせん 4 死傷者の救出収容 5 避難措置及び警戒区域の設定
都市整備部	道路環境課	交通規制の実施

2 実施要領

(1) 火薬類保管施設責任者

ア 被災状況把握と連絡

火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について随時連絡する。

イ 応急措置

- ① 火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

第 27 節 危険物施設等応急対策計画

- (ア) 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- (イ) 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
- (ウ) 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。
- (エ) 火薬庫入口、窓等を完全に密閉し、本部には防火の措置を講ずる。
- (オ) 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - ・ 災害による避難について、住民に周知する。
 - ・ 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。

- ② 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄する。

火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員一団員に通報する。

(2) 市本部長

市本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第 7 節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第 4 高圧ガス

1 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
高圧ガス保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市本部長	
県本部長	

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画部	政策企画課	自衛隊の災害派遣要請
企画部	危機管理課	1 高圧ガス災害の防除活動に係る指導及び連絡 2 被害状況調査及び応急対策 3 消火薬剤の調達及びあっせん 4 死傷者の救出収容 5 避難措置及び警戒区域の設定
都市整備部	道路環境課	交通規制の実施

2 実施要領

(1) 高圧ガス保管施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時連絡する。

イ 応急措置

高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- ② 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。
- ③ 充填容器等を安全な場所に移す。
- ④ 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - ・ 災害による避難について、住民に周知する。
 - ・ 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。
- ⑤ 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又は、その充填容器等とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- ⑥ 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 市本部長

市本部長は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第 7 節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第 5 毒物・劇物

1 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
毒物・劇物保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市本部長	
県本部長	

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務

第 27 節 危険物施設等応急対策計画

企画部	政策企画課	自衛隊の災害派遣要請
企画部	危機管理課	1 毒物・劇物災害の防除活動に係る指導及び連絡 2 被害状況調査及び応急対策 3 消火薬剤の調達及びあっせん 4 死傷者の救出収容
都市整備部	道路環境課	交通規制の実施

2 実施要領

(1) 毒物・劇物保管施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部、消防機関等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 応急措置

毒物・劇物保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- ・ タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- ・ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

ウ 情報の提供及び広報

毒・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2) 市本部長

ア 市本部長は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第 7 節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。

イ 市本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

第 28 節 林野火災応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 林野火災発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防御活動等を行う。
- 2 市本部長は、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ、林野火災防御計画を定める。
- 3 市本部長は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市本部長	1 消火、救助その他災害発生を防御し、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消防機関	1 市本部長の命令又は要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等
県本部長	1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の派遣要請
東北森林管理局	消防資機材の調達及びあっせん
陸上自衛隊 岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援

[市本部の担当]

部	課	担当業務
企画部	政策企画課	1 防災関係機関との連絡調整 2 自衛隊の災害派遣要請 3 避難指示等の発令
	都市プロモーション課	地域住民に対する災害発生の周知
	危機管理課	1 消防応援の要請

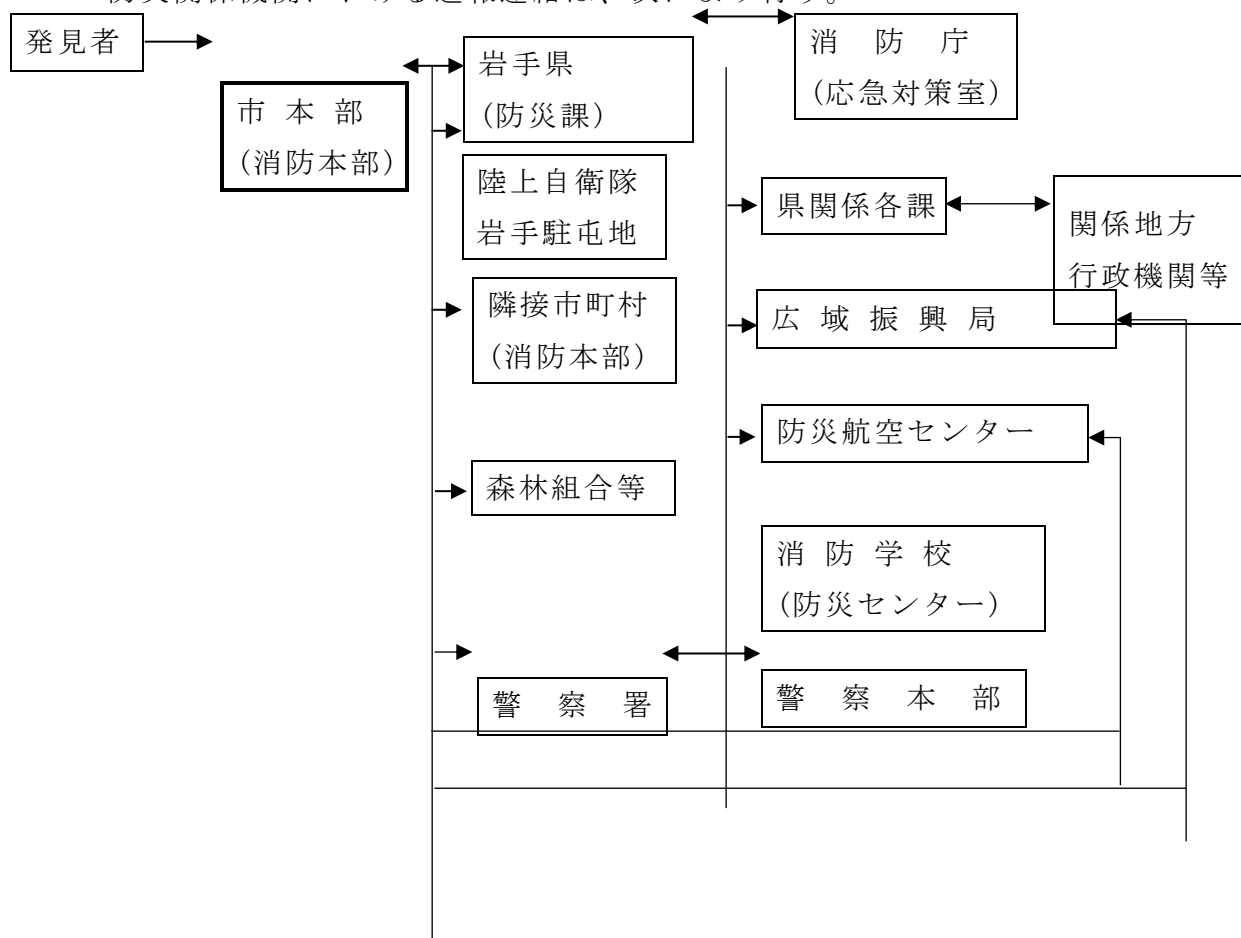
第 28 節 林野火災応急対策計画

		2 消防機関との連絡調整 3 消火薬剤及び消火資機材の調達及びあっせん 4 警戒区域の設定 5 人的被害及び住家被害情報の収集 6 部隊の召集、配置及び運用 7 岩手県防災ヘリコプターの派遣要請 8 避難所の開設 9 避難指示等の情報発信
農林部	農林企画課 農業振興課 農業委員会 事務局	1 林業関係被害情報の収集 2 農業施設被害情報の収集 3 農作物等被害情報の収集 4 農地農業用施設被害情報の収集 5 家畜等被害情報の収集

第 3 実施要領

1 通報連絡体制

防災関係機関における通報連絡は、次により行う。



2 市本部長の措置

- (1) 市本部長は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防御計画を定める。

ア 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防御する施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、県民生活に直接影響を及ぼす公共施設及び報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不毛地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮のうえ、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整のうえ、消防活動計画図を作成する。

- (2) 市本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- (3) 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (4) 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第10節「自衛隊災害派遣要請計画」において自衛隊の災害派遣要請を行う。

【資料編 3－7－1 消防組織法第21条に基づく消防応援協定締結状況調】

- (5) 市本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第32節防災ヘリコプター等活動計画に定める手続により防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。
- (6) 市本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要な消火薬剤補給のための要員を配備する。

【資料編 3－6－3 ヘリポートの現況】

3 消防機関の長の措置

(1) 応急活動体制の確立

ア 消防機関の長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。

イ 消防機関の長は、市本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

① 消防職員・団員に対する出動準備命令

② 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令

③ 出動準備終了後における市本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）

ウ 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。

エ 消防機関の長及び消防職員一団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集のうえ、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防御活動

ア 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員、団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。

イ 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるよう、現地指揮本部を設置する。

ウ 現地指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横または風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防御作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。

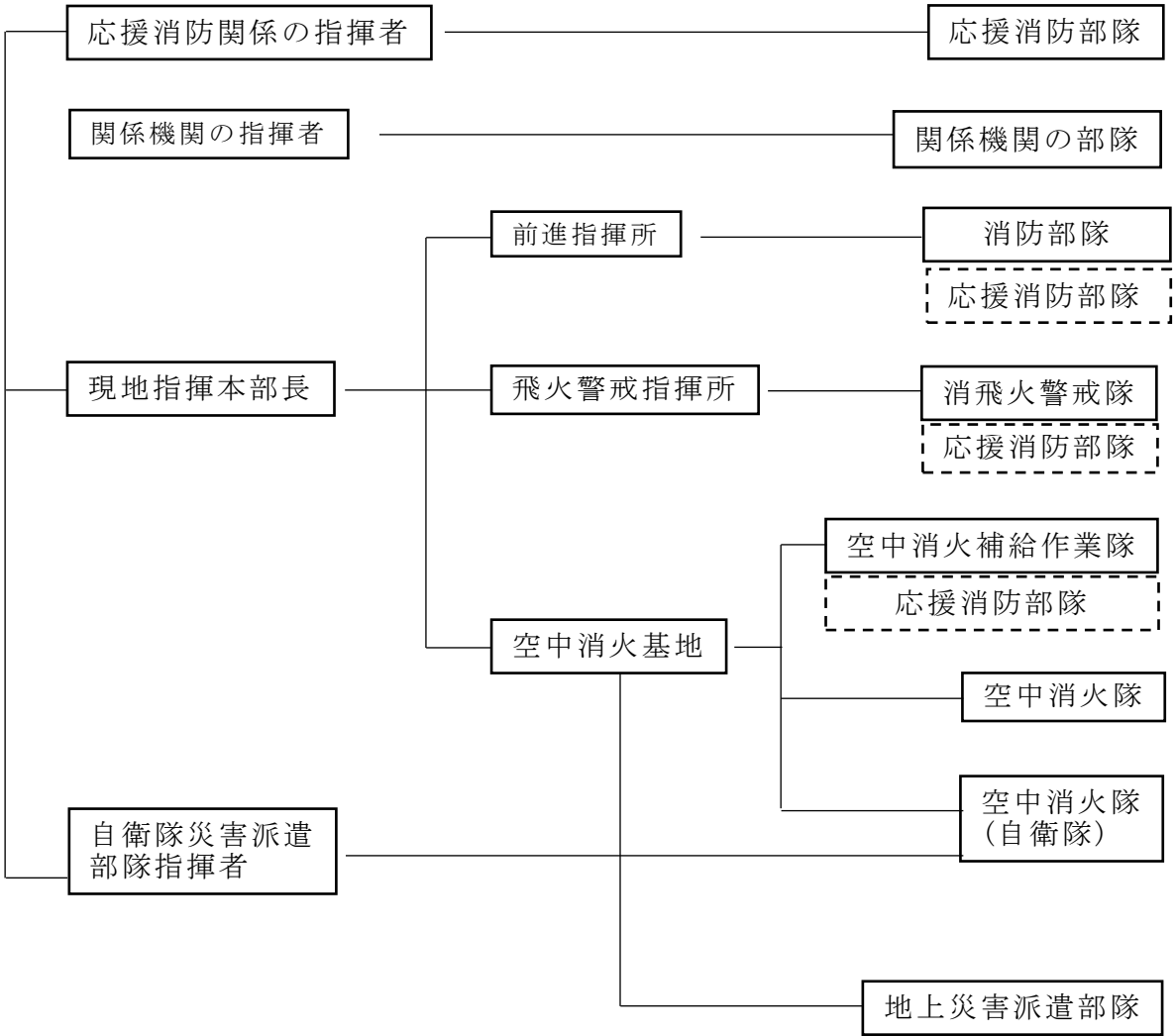
エ 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等設ける。

オ 消防機関の長は、現地最高指揮者として防御方針を決定し、有機的な火災防御活動を実施する、

カ 林野火災の区域が二以上の市町村又は広域消防組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。

キ 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

ク 現地指揮本部の指揮系統は、概ね次のとおりとする。



ケ 火災防御活動に当たっては、次の点に留意する。

- ① 林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。
 - ② 林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防御を行う。
 - ③ 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防御では効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防御にあたる。
 - ④ 林野火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。
 - ⑤ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
 - ⑥ 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先する。
- (3) 救急・救助活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、医療機関、医師会、日本赤十字社、警察等

の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。

イ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

- ① 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行ったうえ安全な場所に搬送を行う。
- ② 負傷者が多数発生した場合は、重傷者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
- ③ 大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

ア 消防機関の長は、あらかじめ、避難指示等の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防御等に係る活動計画を定める。

イ 避難指示等の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

ウ 避難指示等がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

エ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

オ 高齢者、障害者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集－広報活動

消防機関の長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

消防職員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

4 県本部長の措置

(1) 災害活動に対する援助

ア 県本部長は、防災関係機関及び関係団体等との調整のうえ、市町村本部長の行う災害活動に係る要員並びに消火薬剤及び消防資機材等の調達又はあつせんを行う。

イ 県本部長は、あらかじめ、消火薬剤及び消火資機材等の調達又はあつせんに係るマニュアル等を作成する。

(2) 緊急消防援助隊

ア 県本部長は、大規模林野火災が発生し、市本部長から要請があった場合、又は災害の範囲が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するとともに、岩手県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整える。

イ 県は、緊急消防援助隊が出動した場合には、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。

ウ 緊急消防援助隊の編成、出動等については、第 3 章第 7 節第 3 のとおり。

(3) 消防防災ヘリコプター等の応援要請

県本部長は、大規模林野火災時において、市町村本部長からの要請を受け、消防防災ヘリコプター等の応援が必要と認めた場合は、次により、本県への応援が可能なヘリコプターを保有する都道府県又は市、若しくは自衛隊に対して、速やかに、消防防災ヘリコプター等の応援を要請する。

ア 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく、他の都道府県等への消防防災ヘリコプターの応援要請

イ 「大規模災害時の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定」に基づく、他の道県への消防防災ヘリコプターの応援要請

ウ 第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続による自衛隊ヘリコプターの災害派遣要請

第 29 節 防災ヘリコプター等活動計画

第 1 基本方針

災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動を実施する

第 2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
県本部長	防災ヘリコプターの運航
市本部長 消防組合の管理者	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

[市本部の担当]

部	課	担 当 業 務
企画部	危機管理課	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

第 3 実施要領

1 活動体制

- (1) 防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、市町村本部長又は消防組合の管理者若しくは広域連合長（以下「市本部長等」という。）の要請に基づき活動する。
- (2) 防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市本部長等の要請にかかわらず、自主的に出動し、情報収集等の活動を行う。

2 活動要件

防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に、活動する。

公共性	災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。（災害対策基本法又は消防組織法に基づく活動）
緊急性	差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合）
非代替性	防災ヘリコプターによる活動が有効であること。

3 活動内容

防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。

災 害 応 急 対策活動	ア 被災状況の偵察及び情報収集 イ 救援物資、人員等の搬送

	ウ 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
消火活動	ア 林野災害における空中消火 イ 偵察、情報収集 ウ 消防隊員、資機材等の搬送 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救助活動	ア 中高層建築物等の火災における救助 イ 山岳遭難、水難事故等における捜索・救助 ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助 エ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救急活動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 高度医療機関への転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、機材等の搬送 エ 臓器搬送 オ その他特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 応援要請

- (1) 市本部長は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、文書を提出する。

ア 災害の種別
イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
ウ 災害発生時の気象条件
エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
オ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援態勢
カ 応援に要する資機材の品目及び数量
キ その他必要な事項

- (2) 応援の要請先は、次のとおりとする。

岩手県復興防災部防災課 (岩手県防災航空センター)	電話0198 (26) 5251 F A X 0198 (26) 5256

- (3) 県本部長は、応援の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出動の可否を決定し、市本部長等に回答する。

5 受入体制

応援を要請した市本部長等は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。

第 29 節 防災ヘリコプター等活動計画

ア	離着陸場所の確保及び安全対策
イ	傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
ウ	その他必要な事項

第 4 章

災害復旧・復興計画

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

- 1 県及び市等は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。
- 2 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - (1) 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
 - (2) 被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
 - (3) 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
 - (4) 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
 - (5) 事業の実施に当り、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。
 - (6) 事業の実施に当たっては、暴力団排除を徹底すること。この場合において、県警察本部長は、暴力団等の動向把握等を行い、必要に応じ、関係機関・団体等に情報の提供を行うこと。
- 3 公共施設等の災害復旧事業は、おおむね次のとおりとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画	ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
	イ 砂防設備災害復旧事業計画
	ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
	エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
	オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
	カ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
	キ 下水道・公園公共土木施設災害復旧事業計画
	ク 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画	
(3) 都市施設災害復旧事業計画	
(4) 復旧事業計画	

(5) 施設災害復旧事業計画
(6) 公立学校施設災害復旧事業計画
(7) 公営住宅災害復旧事業計画
(8) 公立医療施設災害復旧事業計画
(9) その他の災害復旧事業計画

第3 激甚災害の指定

- 1 県及び市は、「激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。
- 2 市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。
- 3 市は、県が実施する調査等に協力する。

第4 緊急災害査定の促進

県及び被災市町村は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

第5 緊急融資等の確保

- 1 県及び市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰り上げ交付等について、所要の措置を講じる。
- 2 市において、災害復旧資源の緊急需要が生じた場合は、災害つなぎ短期融資の途を講じて、財源の確保を図る。

(1) 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令は、次のとおりである

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
(2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
(3) 公営住宅法
(4) 土地区画整理法
(5) 海岸法
(6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(8) 予防接種法
(9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
(10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱

第1節 公共施設等の災害復旧計画

方針について（昭和37年8月14日建設省都市局長通達）

- (11) 生活保護法
- (12) 児童福祉法
- (13) 身体障害者福祉法
- (14) 知的障害者福祉法
- (15) 障害者総合支援法
- (16) 売春防止法
- (17) 老人福祉法
- (18) 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱
- (19) 水道法
- (20) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通知）
- (21) 下水道法
- (22) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (23) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (24) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (25) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱
- (26) 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

(2) 地方債

災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

ア 補助災害復旧事業債	オ 火災復旧事業債
イ 直轄災害復旧事業債	カ 小災害復旧事業債
ウ 一般単独災害復旧事業費	キ 歳入欠かん等債
工 公営企業災害復旧事業債	

(3) 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

ア 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
イ 普通交付税の繰上交付措置
ウ 特別交付税による措置

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

1 生活相談

県、市及び関係機関は、被災者、市民、報道機関、国、地方公共団体等各方面から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講じる。

機関名	措 置 事 項
県	1 災害が発生した場合、応急対策の実施と同時進行の形で、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。 2 相談、苦情等のたらいまわしの防止及び応急対策等に係る情報を市民へ効果的に提供するため、被災者総合相談窓口を設置し、情報提供、相談業務の一元化を図る。 3 発災初期の混乱が終息したときは、地方支部を窓口として、避難所等を巡回し、又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係部に速やかに連絡する。 (1) 臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討し地方支部長が決定する。 (2) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣する。 (3) 市町村その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。 5 相談業務は、各部から精通した者の派遣又は外部団体の協力を得て、適切な対応を図る。
市	1 被災者のための相談所を庁舎、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。

第2節 生活の安定確保計画

	3 県その他の防災関係機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。
警察	警察本部及び警察署、交番、駐在所又は現地の必要な場所に臨時相談所を設置して、安否確認、治安など警察関係の相談に当たる。
指定公共機関 指定地方行政 機関等	支店、営業所又は現地等の必要な場所に、臨時相談所、案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

2 被災者台帳の作成

- (1) 市は、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、個々の被災者の被害の状況や配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。
- (2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3 罹災証明の交付

- (1) 市は、次項以下に述べる被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、必要に応じて、被災者台帳システムを活用し、発災後遅滞なく、罹災証明書を交付する。この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。
- (2) 市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住宅被害の調査の担当の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (3) 県は、災害時における家屋の被害認定の迅速化を図るため、市町村等の家屋の被害認定の迅速化を図るため、市町村等の家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等に努める。また、育成した担当者の名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結により、応援体制の強化を図る。
- (4) 市は、住家被害の調査や罹災証明の交付担当局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果に活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (5) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

4 災害弔慰金等の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

資金名		支 給 対 象	支 給 額	
			生 計 維 持 者	そ の 他 の 者
災害弔慰金		政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500万円以内	250万円以内
災 害 障 害 見舞金		政令で定める災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）精神又は身体に相当程度の障がいがある住民	250万円以内	125万円以内
小 災 害 見 舞 金	り災 見舞 金	災害救助法が適用されない災害に際し、当該災害によりり災者及びり災住民の救助を行った市町村	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実質弁償基準（平成25年内閣府告示第228号）第4条第3号に掲げる季別及び世帯区分による金額に焼失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額	
	市町 村見 舞金		災害救助法適用災害に係る同法第4条第1項に規定する援助の種類（第23条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類の救助について、同法第2条第1項に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額	

5 被災者生活再建支援制度の活用

- (1) 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。
- (2) 県及び市は、災害によりその居住する住宅が全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動を実施し、積極的に相談・指導等を実施する。
- (3) 県が実施主体となり、市が申請書類の受付窓口となるが、支給に関する事

第2節 生活の安定確保計画

務については、被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人都道府県センターに委託し実施する。

- (4) 市は、申請を迅速かつ的確に処理するための申請書の確認及び県への送付に係る業務の実施体制の整備等を図る。

- (5) 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生じる被害であり、支援法の対象となる自然災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、アからウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る。）又は2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）

- (6) 支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯

ア 居住する住宅が全壊した世帯

イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、その在宅をやむを得ない事由により、解体し、又は解体されるに至った世帯（解体世帯）

ウ 災害による危険な状態が継続することその他の事由により、住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ イからエまでの世帯を除き、住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

(7) 支援金の支給

<<複数世帯の場合>>

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借	—	25	25

<<単数世帯の場合>>

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯等	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
中規模半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃貸	—	18.75	18.75

【基礎支援金】 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

【加算支援金】 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

(8) 支援金の申請から支給まで

- ア 住宅の被害の程度を確認する
- イ 住民票を取得する
- ウ 申請書を作成する
- エ 必要書類を用意する
- オ 地元の市役所又は町村役場に申請する
- カ 支給金の支給

第2節 生活の安定確保計画

(9) 支援金の申請期間

区分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から37ヶ月の間

6 住宅資金等の貸付

- (1) 県及び市町村は、災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。
- (2) 住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。（災害復興住宅等に対する融資一覧表は、資料編4-2のとおり）

【資料編4-2-1 災害復興住宅資金】

【資料編4-2-2 生活福祉資金】

【資料編4-2-3 災害援護資金】

7 住宅の再建

- (1) 災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。
- (2) 被災地市町村及び県は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

8 職業のあっせん

(1) 県が行う措置

- ア 災害により、収入の道を失い、他に就職する必要が生じた場合には、関係機関と協力して、その実情に応じた適職、求人の開拓を行う。
- イ 職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の習得を図る。
- ウ 職員を相談所又は現地に派遣し、被災者に対して職業相談を実施する。

(2) 公共職業安定所の措置

- ア 公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、休職の動向を速やかに把握し、離職者の早期再就職を図る。
- イ 他県等への就職希望者については、他県等と連絡調整を行い、職業のあっせんを行う。

9 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対する租税の徴収猶予及び減免などの措置は、次のとおりとする。

実施機関	租税の期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶

	予、所得税の減免、給与所得者の源泉所得税の徴収猶予を行う。
県	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法及び岩手県税条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。 また、市町村においても適切な対応がなされるよう指導する。
市	市が賦課する税目に関して、地方税法及び市条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。

第3 中小企業への融資

市は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が図られるよう、次の措置を講じる。

- 1 政府系中小企業金融機関（株式会社日本政策金融金庫及び株式会社商工組合中央金庫）の「災害特別融資枠」の設定を促進するための関係機関への要請
- 2 金融機関に対する中小企業向け融資の特別配慮の要請
- 3 被災した中小企業者の融資の円を図るため、信用保証協会の積極的な保証増進、保証枠の確保等の協力の要請
- 4 金融機関に対する、被害の状況に応じた貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等についての特別な取扱いの要請
- 5 中小企業者の負担を軽減し、復旧を促進するため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定を受けるために必要な措置
- 6 中小企業関係の被害状況に係る迅速な調査及び再建のための資金需要の把握
- 7 市及び中小企業関係団体を通じた、災害時の特別措置についての中小企業者への周知徹底

第4 農林漁業関係者への融資

県及び市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講じる。

- 1 農業協同組合及び信用農業組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん
- 2 被害農林漁業者又は被害組合に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
- 3 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再建、収入減補てん資金の融資のあつせん及び既往貸付期限の延長要請

第2節 生活の安定確保計画

- | |
|---|
| 4 農業災害補償法に基づく、農業共済団体の災害補財業務の的確、迅速化の要請 |
| 5 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく、災害補償業務の迅速、適正化の要請 |

第5 通貨の供給の確保及び非常金融措置

東北財務局盛岡財務事務所及び日本銀行盛岡事務所は、被災地における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講じる。

1 通過の供給の確保

- (1) 被災地における金融機関の現金保有の状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時、銀行券を寄託する。
- (2) 金融機関の所用現金の確保について。必要な指導・援助を行う。

ア 被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講じる。

イ 被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送通信の確保を図る。

ウ 関係行政機関等と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あっせん、指導を行う。

- (3) 必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する

2 非常金融措置

- (1) 被災者の便宜を図るため、関係行政機関等と協議のうえ、金融機関に対し、次のような非常措置をとるよう、あっせん、指導する。

ア 預金通帳等を滅紛失した頭貯金者に対し、り災証明書の提示あるいはその他実情に則した簡易な確認方法をもって、被災者の頂貯金の便宜払戻の取扱を行うこと。

イ 被災者に対し、定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱を行うこと。

ウ 被災者の手形交換所において、被害関係手形について、揭示期間経過後の交換持ち出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引替えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

- (2) 金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引替え措置等について、金融機関と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

第6 日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

災害態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便局の業

務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- 1 災害援助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また、被害の状況により、被災者（法人等を除く。）が差し出す第一種郵便物通常はがき又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。なお、取り扱い郵便局等については、別途日本郵便株式会社東北支社長が指定し、その旨公示する。
- 2 日本郵便株式会社東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用の物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

県及び市は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

1 計画作成組織の整備

学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画作成検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者の意見が反映されるよう、女性等の参画促進に努める。

2 計画策定の目標

被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより、安全・安心で、かつ、環境保全等にも配慮した防災都市・地域づくりによる復興を実現する。

3 復興計画の作成

- (1) 街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- (2) 計画の作成に当たっては、建築物や公共施設の耐震化、不燃化等を基本的な目標とする。
- (3) 計画の作成に当たっては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。
- (4) 被災した学校施設の整備については、まちづくりとの連携を推進し、安全な立地の確保、学校施設の防災対策の強化等を図る。
- (5) ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- (6) 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

第3 復興事業の実施

激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項 目	事 業 名
1 公共土木 施設災害復 旧事業等に 関する特別 の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障がい者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 医療施設等災害復旧事業 (14) 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積 土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (15) 湛水排除事業
2 農林水産 業に関する 特別の助成	(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫 定措置の特例（天災融資法が発動された場合適用） (5) 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業 に関する特 別の助成	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
4 そ の 他 の 特 別 の 財 政 援 助 及び助成	(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例 (4) 母子福祉法による国の貸付の特例

第3節 復興計画の作成

	(5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小 災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例